

第六章 三新法と地方制度

(明治十二年——二十一年)

第一節 三新法の制定と地方体制

戸籍編製に引続く大小区の制度において、政府は中央集権化を急ぎすぎたために、旧藩以来の共同生活体である村を無視してしまった。そのためにおこった政府内部の反省と外部の批判とによって、地方自治体の主体性を考慮して制定されたのが所謂「三新法」である。三新法と同時に政府は「府県官職制」を定めたが、これは明治十九年に「地方官々制」に改められた。

一、三新法制定の経過と内容

地方制度改革の動き 明治九年の神風連の変、秋月の乱、萩の乱に続いて、翌一〇年には西南の役がおこって七か月におよぶ大乱となった。しかし、この大内乱が平定されると政府の勢威は最早ゆるぎないものとなり、不平士族達も武力抗争は無益であることを悟って以来はもっぱら言論活動に力を注ぐようになっていった。

一方政府自体もこの頃中央集権化の行き過ぎを認め、既に九年頃から内部に批判の声もおこっていたため、当時全国的に開設されていた地方民会を、地方行政上の一機関に編入した新地方制度を考慮する必要性に迫られていた。そこで内務卿大久保利通は西南の役後さっそく地方制度の改革に着手し、明治十一年三月十一日三条太政大臣宛に「地方之体制等改正之義」という大部の上申書を提出した。これは内務大書記官松田道之の起草にかかるといわれ、「地方ノ体制及ビ地方官の職制ヲ改正シ、地方議會ノ法ヲ設立スルノ主義」と「地方公費賦課法ヲ設クルノ主義」の二部に大別される。

大久保健議の内容 右の建議の中「地方ノ体制」の部ではこれまで混

雑していた府県や町村の行政を、行政区画の面と住民社会独立区画の面とに分けて整理することとし、「地方官ノ職制」においては府知事・県令と郡区長に対して適当な権限分割を行なうことにしている。また「地方會議ノ法」では、住民共同の事業を行なうには独立の公権をもつべきであるが、そのためには地方會議の法を設立する必要がある。その場合欧米の制だけにならうことなく、地方會議にはもっぱら地方公費の歳出入のことだけをつかさどらせ、立則権には関係させないようにすべきであるとしている。最後に「地方公費賦課法ヲ設クルノ義」においては、これまで民費については定まった賦課法がなかったため、民力をはかることなくみだりに事業をおこして課し、またその土地および人民一般の公共事務に属する費用と、その一区一部の私儀に属する費用を混同し、あるいは官費に属するものを民費とするなどの混乱が行われていた。そこで今後民費はすべて地方公費（府県公費、郡市公費、町村公費）として取扱うべきであるという考えを明らかにしたのである。

(「明治文化史」法制篇)

大久保利通の建議にはなお「府県官職制」「郡市吏職制」「地方ノ体制」「府県會議法」「地方公費賦課法」などの具体案がついており、そのうち後の三つは法制局書記官井上毅によって修正された後、それぞれ「郡区町村編成法」「府県會議規則」「地方税規則」という名称がつけられて、一年四月に宝田町太政官分室で開かれた第二回の地方官會議にかけられた。

三新法の審議と公布 九年・一〇年と沙汰止みになっていた地方官會議は一年に至って開催されることとなり、三月に「議院憲法」および「議員規則」の改正が行なわれ、伊藤博文（参議）が地方官會議々長に任ぜられた。會議は四月一〇日から五月三日まで開催され、先の三法案

が審議された。この会議では三法案とも若干の修正を受けただけで無事通過した。大久保を中心とする政府は、自らの改進黨が大した障害もなく進捗していくのにさぞかし安堵したであろうが、会議終了後旬日余にして大久保利通は紀尾井坂で暗殺されてしまった。

七月に入ると内閣の陣容がかわり、内務卿には工部卿兼参議の伊藤博文が就任し、西郷従道が文部卿兼参議に、川村純義が海軍卿兼参議となるなどの変化があった。なお伊藤のあとの工部卿には元老院議員から井上馨が任用された。

一方その間に三法案は元老院に廻され審議された。「府県会規則」は原案二八条が三五条にふやされ、条文の整理も行なわれた。原案では第一章編成・第二章開閉・第三章議事とし、これに次のような解説をつけている。

明治八年ノ會議ニ於テ府県會議案ハ、実ニ区・戸長ヲ以テ議員トスルノ議ニ決セリ。爾來數年、府県往々民選議員ヲ以テ會ヲ開キ、諮詢ノ所ト為ス者アリ。然ルニ未タ一定ノ國法アラス。議員ノ選舉、開閉ノ時期、議事ノ条件、各所其制ヲ異ニセリ。顧ミルニ地方文物進歩ノ遲速アリト雖モ、要スルニ漸次ニ會議ヲ設立シテ公議ヲ取ルノ止ムベカラザルヲ以テ、今府県會議法案ヲ頒布シ、地方ヲシテ準拠スル所アラシメントス。但ダ其事創新ニ属スルヲ以テ条章繁細ナルモ、却テ実施ニ困難アラシキコトヲ恐ル、故ニ法タル極メテ大綱ヲ掲クルニ止マリ、各府県官ヲシテ其範圍ニ於テ多少便ニ從ヒ、節目ヲ設立シテ以テ施行ヲ疎通スルコトヲ得セシムルノ余地ヲ与エントス、若夫レ各地ノ人情時機ニ從ヒ、其之ヲ現今ニ施スト、之ヲ将来ニ期スルト、遲速挙否ノ間一ニ之ヲ該府県長官ノ所見ニ任ス。是レ府県會議法案ノ大旨ナリ。

すなわち第一回の地方官會議では地方長官の意見によつて府県会は区長会と決したのであるが、今回の第二回會議では政府がより高い自治精神を持つて、制限選挙による議會を考えていることが明らかである。しかし、元老院はなお一層高い理想を持つて第一章総則、第二章選挙、第三章議則、第四章開閉に整理区分し、議會の議決権と諮問答申権とを截

別し、議會に前年度決算の審査権を与え、地方官が議決の不認可をほしのままにすることは「行政官吏ノ不能ヲ頭ハスニ足ル」こととしてその絶無を望んでいる。

また「郡区町村編成法」については原案説明中に「今府・県・郡ヲ以テ行政ノ区画トシ、其町村ハ視テ以テ自然ノ一部落トシ」と述べ、府県と郡とは行政区画、町村は自治団体としてその地位を区別していた。とくに町村については「習慣ニ依ルニ、町村ハ実ニ一ノ形体ヲ成シ、大ナルモ之ヲ削ルヘカラス、小ナルモ之ヲ并スヘカラス、一町一村ノ人民ハ利害相依ル事一家一室の如キアルノミナラス、亦財産ヲ共有シ、一個人ノ權利ヲ具フルモノノ如シ」とその自治的な性格を説明し、「毎町村ニ總代トシテ戸長一人ヲ置ク」という原案を提出したが、元老院會議では「總代トシテ」の字句を削り、単に「戸長一員ヲ置ク」と改められた。

「地方税規則」については地租割の外に戸数割をえらんだことについて「土地二課スルノ外財産ニ賦シ人口ニ賦シ戸数ニ賦スルノ教法アリ、然レトモ其財産ニ賦セントスレハ民産調査ノ法ナク、從テ各戸財産ノ実ヲ知ルニ由ナシ、其人口ニ賦セントスレハ貧家ニシテ人口多ク、富家ニシテ人口寡ク其相均シカラサルモノアリ、寧ロ戸数ニ賦スルノ差ヤ便宜ナルニ若カサル所アルヲ以テナリ」と説明している。こうした手直しの後、七月二日太政官布告第一七一——一九号として發布されたのが普通に三新法と呼ばれるものである。

三新法施行順序 三新法の公布によつて地方制度に全国的な規則が出来たが、施行に当たつては種々な困難も予測される。政府はそこで三新法公布と同日に太政官達無号をもつて施行順序を次のように示した。

- 今度第十七号、第十八号、第十九号ヲ以テ、郡区町村編成法、府県會規則、地方税規則布告候ニ就テハ、施行ノ順序左ノ通相心得ベシ、此旨相違候事
- 一、従前地方ノ区画区々ニ有之不都合不少候處、今度郡町村ノ制ニ途ニ被定候ニ就テハ、各地方速ニ改正スベシト雖、其組替一時ニ難行届事情ノ向ハ、実地都合ニ応ジ、漸次引直シ民間ノ混雜ヲ成サザル様注意ヲ加フベシ、又従前

大小区ノ外組合町村ノ仕法致シ来候分、或ハ従前郡区ノ積金又ハ共有財産ノ其性質地方一般ノ事ニ当ツベキモノニアラザル分等ハ、元来行政区画ノ事ニ関セザル者ニ付、其人民ノ便宜ニ任スベシ

二、郡町村ノ区域ハ總テ旧ニ依ルト雖モ、郡ノ境界錯雜シ又ハ地形不便ナル者ヲ組替ヘ、及ビ町村ノ飛地ヲ組替フル等不得止分ハ、地方長官ヨリ内務卿ニ具状シ、其許可ヲ受テ施行スルコトヲ得ベシ、其大郡ヲ画シテ数郡トシ及ビ市街ノ区制ヲ定ムルハ、政府ノ裁定ヲ仰グタメ、地方長官ニ於テ取調ベ内務卿ニ伺出ヘシ

三、郡村制置ノ外都府港市ノ地人民輻輳・貿易繁昌ノ所ハ、郡村ト其利益情態ヲ異ニスルヲ以テ、一般ノ郡政ト概行スベカラズ、故ニ郡ニ拘ラズ別ニ区トナシ、市政ヲ以テ治ムルヲ要スベシト雖ドモ、其郡ヲ變更シテ更ニ某区ヲ置クニアラズ、即チ某郡ニシテ其中ニ某区アルアリ、又某区某々ノ郡ニ跨ルアル等、地理上ニ於テハ總テハ旧ニ依ラシムベシ、又市井一円ヲ以テ一區トシテ統治スベキアリ、或ハ其広濶ニシテ統治ニ難キヲ以テ分テ數区トナスアル等、各地ノ便ニ從フベシ、其分テ數区トスルモノ或ハ第一区・第二区ト稱シ、或ハ某区ノ其地方固有ノ名称ヲト稱スル等其便ニ從フ、要スルニ制度ニ拘ハリ便宜ヲ妨ケザル様心得ベシ

四、三府及其他市街ノ区及各町村ハ、其地方ノ便宜ニ從テ町村會議又ハ區會議ヲ開キ、及ビ地方税ノ外任民叶議ノ費用ハ、地価割、戸数割又ハ小間口割、歩合金等其他習慣ノ旧法ヲ用ユルコト勝手タルベシ、但シ町村會、區會ノ章程規則ヲ制定スル分ハ、内務卿ニ届出認可ヲ受クベシ

五、地方ノ事情ニ因リ、府県會開設ノ緩急モ可有之ニ就キ、開否共地方長官ノ意見ヲ以テ内務卿ニ具申スベシ

六、議員ノ員數郡区ノ大小ニ応ジ均一ナラザルベキニ就キ、初度ノ選挙ニ於テハ地方官ノ見ル所ヲ以テ各郡区ノ多寡ヲ定メ、更ニ議會ノ議ニ附シ、其第二度選挙即チ初年度選挙ヨリ第三年ヨリハ議會ノ議決スル所ノ員數ニ從フベシ

七、地方税規則ニ依リ改正スルハ明治十一年度ヨリ施行スルモ十二年度ヨリ施行スルモ、各府県長官ヨリ内務卿ニ具申シテ便宜ニ從フベシ、但十二年度ヲ越ユルヲ得ズ

八、地方税従前地所割、戸数割相半シ、或ハ地所幾分・戸數幾分ニ課スル等各地方ノ習慣一様ナラザル者、一切各地方ノ便宜ニ從ハシムベシ

九、營業税及雜種税ハ別段ノ布告ニ從テ各定分ナリ、該年度費用ノ多寡ヲ以テ増減アル事ナカルベシ、故ニ地方税ノ予算ハ其營業税・雜種税ノ徴収額ヲ除ク外、其他地価割・戸數割ヲ以テ賦課スルハ、其年度ノ費用ニ從ヒ増減アルベシ

十、定リタル地方税費目ノ外、猶地方ノ要用ニ屬スル項目アルトキハ、内務卿ヲ經テ陳情シ、特ニ政府ノ裁定ヲ仰グベシ

十一、戸長ハ行政事務ニ從事スルト其町村ノ理事者タルト、二様ノ性質ノ者ニ付、其費用ノ地方税ヲ以テ支弁スベキト、町村又ハ區限協議費ヲ以テ支弁スベキトハ、其事務ニ就キ区分スベシ

十二、地方税ヲ以テ支弁スベキ事件ト、町村又ハ區限ノ協議費ヲ以テ支弁スベキ事件トノ区分ハ、凡ソ地方一般ノ利害ニ關スベキモノハ地方税支弁ノ部ニ屬シ、其町村限区又は數町村共同ノ利害ニ係ルモノハ、其町村又ハ區内限協議費ノ支弁ニ屬スベシ

右の内一―四までは郡区町村編成に関する心得で、特に四は区町村會議に關する定めであり、これは翌年「区町村會法」が制定公布される源となつた。五―六は府県會、七―十二までは地方税に關する心得となつてゐる。こうして新地方制度は一年から二年にかけて各府県で施行とされることになり、本県でも一二年一月から新制度を施行した。

府県會規則 府県會規則は第一章総則、第二章選挙、第三章議則、第四章開閉の全三五条から成り、府県會議員の選挙権は満二〇才以上の男子で、その郡区内に本籍を定め、府県内で地租五円以上を納める者にて与えられ、これは原案より年令において五才、納税資格において五円下げられていた。また被選挙権者は満二五才以上の男子で其府県内に本籍を定めて満三年以上居住し、その府県で地租一〇円以上を納める者と定められた。

議案はすべて府知事・県令から提出され、府県會は「地方税ヲ以テ施行スベキ事件」を議定するほか、地方税關係の出納決算の報告を受ける

権限、内務卿に建議する権限、府知事・県令からの諮問に応答する権限、議事細則の議定権（府知事・県令の認可を得て施行）などを持っていた。

議員の任期は原案では三年であったのを四年とし、二年ごとに半数を改選することと改められ、議員の定数も原案では「郡区ノ大小ヲ問ハズ毎郡区ヨリ二名ヲ選ブ」となっていたのを「郡区ノ大小ニヨリ毎郡区ニ五人以下ヲ選ブ」と改められている。しかし府県会の議決は「府知事・県令ノ認可ノ上施行スル」となっており、府知事・県令が議決を認可すべきでないと考えるときは内務卿に具状して指揮を乞うことができ、また府知事・県令は会議の中止を命じ、内務卿は議会の解散を命ずることができる定めになつていて、内務卿―府知事・県令―府県議会の線で生殺与奪の権を握られていた訳である。

府県会規則の改正 「府県会規則」はその後「府県制」が出るまで大小七回の改正が行われた。明治一二年四月、一三年四月（全文改正）同年一月（第五章常置委員追加）、一四年二月、一五年二月、同年一二月、一七年一二月である。

一三年四月八日太政官布告第一五号による改正は全文改正であり、この時府県会の決算報告に対する意見上申権が認められ、（第六条）府県会ハ毎年通常会議ノ初メニ於テ地方税ニ係ル前年度ノ出納決算ノ報告書ヲ受ケ、府知事・県令ニ説明ヲ求ムルコトヲ得、若シ異見アルトキハ議長ノ名ヲ以テ直チニ内務・大蔵両卿ニ上申スルコトヲ得、また第九条において「府県会ハ議員ノ内招集ニ応セス又ハ事故ヲ告ケスシテ参会セサル者ヲ審査シ、其退職者タルヲ決スルヲ得」という新しい権限を得、議長・副議長の選挙は長官の認可を要せず報告すればよくなり（一一一条）選挙権・被選挙権の欠格条項に「府県会ニ於テ退職者トセラレタル後四年ヲ経ザル者」を新に加え（一三条）、また三五条の内務卿解散命令の場合の議員改選は「解散ヲ命シタル日ヨリ九十日以内」とつけ加えている。

一三年一月五日太政官布告第四九号による改正は常置委員に関する第五章三六条―四九条の追加である。常置委員とは府県会の副議決機

関であり、府県会の開会前に議案を審議して意見を報告する義務を負わされていた（三七条・三八条）

一四年二月一四日太政官布告第四号では、府県会と地方長官との関係について重要な改正が行なわれた。それは府県会の「議決ヲ認可スベカラスト認メタ場合、府知事・県令ハ時宜ニ依リ之ヲ再議ニ付スル」ことができ、「再議ノ後猶其議決ヲ認可スヘカラスト思慮スルトキハ、内務卿ノ指揮ヲ請フコト前項ニ同シ（第五条追加）」とし、また府知事、県令と府県会との間で「法律ノ見解ヲ異ニシ又ハ権限ヲ争フコトアルトキ」は双方から政府の裁定を乞うことができる（第九条追加）とした。また府県会が法律上議定すべき議案を議定しない時は、府知事・県令は内務卿の認可を得て施行することができることにしている。（三三条追加）

この第九条追加の件の裁定機関として、政府は同日付太政官達第六号で太政官に審理局を置いてこの仕事を担当させたが、同年一〇月二日太政官布告第六〇号によつて参事院が設けられると、裁定の権限はここに移された。

前回までの改正がもつたら府県会の権限を拡大することを目的としたのに反し、今回の改正はその権限を押さえる方向の改正である。これは一三年以降民権派議員による、府県会での府知事・県令との対立激化に基づくものと考えて誤りなからう。

明治一五年二月一四日太政官布告第一〇号の改正は、毎郡区議員定数の外に一〇名以下の補欠員を選挙すること（第一〇条）、被選挙権・選挙権の欠格事項に「服役満期後五年未滿ノ者」「陸海軍諸卒現役ノ者」を加えたこと（一三・一四条）、常置委員補充院の選出（三六条）常置委員会において諮問会の議長は府知事・県令が勤め、その他は委員中よりの選挙と改めた（四一条）ことなどである。

一五年一二月二八日の太政官布告第六八号では、臨時会の会期が七日以内に制限され（三二条）、内務卿は府県会を停止することができ、停止された府県会の開会までは、府知事・県令が内務卿の認可を得て予算を

執行することができる(三三三)と改正された。この日太政官布告第七〇号で府県議員の連合集会や往復通信を禁止しており、この改正とともに政府の地方議会の権限縮小策は着々と実施されていった。

一七一年二月八日太政官布告第二八号で、通常会の開催期が三月から一月に改められ翌一八年から実施された(三一一条)。これは予算年度が四月から翌年三月までと改められたことに基づくものである。また二二年二月二十八日には法律第六号で「府県議員選挙規則」(六八条)、同第七号「市制施行二付、府県議員ノ選挙及市公民ノ資格ニ関スル件」(五条)が出され、選挙に関して詳細を尽した。この改正・補足までで府県会規則の時代は終わり、二三年五月の「府県制」にその地位を譲ることになるのである。

地方税規則 三新法の第二は「地方税規則」で、全文は次の通りである。

従前府県税及民費ノ名ヲ以テ徴収セル府県費・区費ヲ改メ、更ニ地方税トシ、規則左ノ通被定候条此旨布告候事

第一条 地方税ハ左ノ目ニ従ヒ徴収ス

一、地租五分一以内

一、営業税並雑種税

一、戸数割

第二条 営業税・雑種税ノ種類及制限ハ別段ノ布告ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 地方税ヲ以テ支弁スヘキ費目左ノ如シ

- 一、警察費
- 一、河港道路堤防橋梁建築修繕費
- 一、府県会議諸費
- 一、流行病予防費
- 一、府県立学校費及小学校補助費
- 一、郡区庁舎建設修繕費
- 一、郡区吏員給料旅費及庁中諸費
- 一、病院及教育所諸費

一、浦役場及難破船諸費

一、管内限リ諸達書及揭示諸費

一、勸業費

一、戸長以下給料及戸長職務取扱諸費

各町村限及区限ノ入費ハ其区内町村内人民ノ協議ニ任セ、地方税ヲ以テ支弁スルノ限ニアラス

第四条 其年七月ヨリ翌年六月迄ヲ一周年度トナシ、府知事・県令ハ其年二月迄ニ、地方税ヲ以テ支弁スヘキ経費ノ予算並地方税徴収ノ予算ヲ立テ、翌年度ノ定額トナシ其府県会ノ議決ヲ取り、其年五月ヲ以テ内務卿及大蔵卿ニ報告スヘシ

第五条 非常ノ費用ハ予算ヲ立ツルヲ得サル 別ニ賦課スルヲ得ルト雖モ、其府県会ノ議決ヲ取り内務卿及大蔵卿ニ報告スルハ、第四条ノ順序ニ従フヘシ、其急施ヲ要スル事項ハ施行シテ後報告スヘシ

但シ報告期限ハ第七条ニ依ル

第六条 地方税徴収ノ期限ハ府知事・県令適宜ニ之ヲ定ムヘシ

第七条 府知事・県令ハ毎年七月ニ至リ其一周年度間ノ出納ヲ計査シ、精算帳及計表ヲ製シテ内務卿及大蔵卿ニ報告スヘシ、且翌年通常会議ノ初メニ於テ之ヲ府県会ニ報告スヘシ

地方税規則はまず最初に地方税の範囲を明らかにし、これまでの府県税と、民費の名で徴収していた府県費、区費を合わせて「地方税」とした。地方税の税源としての営業税・雑種税は、これまでの府県税であり、地租割・戸数割は民費の財源であった。地租割を地租五分一以内という制限をつけたのは、一〇年一月の第二号布告の趣旨を生かしたものとみることができる。

営業税・雑種税にはその課税額に一定の限度が置かれているため、年度によって自由な増減が出来ない。そのため地租割・戸数割の賦課額によって予算の増減を加減することになる。しかも、戸数割と地租割の比率は府県の裁量にまかせられていた。しかしとにかく、それまで「仮令

民費濫出ノ評アルモ、又賦課過重ノ嘆アルモ、黙シテ之ニ任セ、泣イテ之ニ従ハサルヲ得なかつた民費に關する支出が、府県会の議決を経なければ知事・県令の職権だけでは徴収出来なくなつたことは、画期的な変革であつた。

なお第二条の營業稅・雜種稅に關する太政官布告は同じ一一年の二月二〇日に第三九号で發せられた。

地方稅中營業稅・雜種稅ノ種類及ヒ制限左ノ通相定候条此旨布告候事

第一条 營業稅分ツテ三種トス。其稅額第一類ハ金拾五円以内トシ、第二類ハ金拾円以内トシ、第三種ハ金五円以内トス、其目左ノ如シ

但國稅アルモノヲ除ク

第一類

諸會社及ヒ諸卸売商

第二類

諸仲買商

第三類

諸小売商及ヒ雜商

第二条 雜種稅ハ其種類ニ依リ、各箇ニ稅額ヲ定ム、其目左ノ如シ

○船 明治七年第二十一号 車 馬車・人力車・荷積馬車・荷積大七八車・布告漁船云々ノ分 車 荷積中小車・荷積牛車ノ類 國稅ノ半額以内 上リ高百分五以内

○諸市場・演劇場・其他諸興行並遊覽所

○諸遊技場 玉突・大弓・揚弓・射的・吹矢ノ類 壹ヶ年金貳拾円以内

○料理屋 西洋料 待合茶屋・遊船宿・芝居茶屋・人寄席 壹ヶ年金拾貳円以内 理屋共

○質屋・兩替屋 為替 廻漕店 壹ヶ年金拾五円以内 店共

○古着・古金・古道具類 書画骨董店共商・旅籠屋・諸飲食店

○鰻屋・鮓屋 壹ヶ年金拾円以内 蕎麥屋ノ類

○湯屋・理髮床・雇任請宿 壹ヶ年金五円以内

○遊芸師匠・遊芸稼人・相撲 壹ヶ年金拾貳円以内

○俳優 壹ヶ年金六拾円以内

○幫間・芸妓 壹ヶ年金四拾貳円以内

○水車 壹ヶ年金五円以内

○乘馬 自用・渡世共 壹ヶ年一頭二付金拾壹円以内 二付金五拾貳円以内

○屠牛 第三條 漁業稅・採藻稅ハ各地從來ノ慣例ニ依リ之ヲ徵收スヘシ 壹頭ニ付金五拾貳円以内 若シ其例規ヲ改正シ、又ハ新法ヲ創設セントスルモノハ、府知事・県令ヨリ

内務・大藏兩卿ヘ稟議スヘシ 第四条 府知事・県令ハ、其賦課スヘキ各業ノ盛衰ヲ視察シ、府県會ノ決議ヲ以テ稅額制限内ニ於テ各箇ノ稅額ヲ査定スヘシ

第六条 一軒内ニ於テ數種ノ營業ヲ為スモノ、又ハ卸売・仲買・小売ヲ兼ヌルモノハ、其稅額ノ最モ多キモノ壹個ノミヲ徵收スヘシ

第七条 凡ソ稅額ハ壹ヶ年ヲ以テ其制限ヲ定ムト雖モ、各地ノ便宜ニ依リ年額ニ準拠シ、日稅・月稅トシテ之ヲ徵收スルコトヲ得

第八条 第四条・第五条ニ於テ確定シタル課目・課額ハ、府知事・県令ヨリ内務・大藏兩卿ニ報告スヘシ

地方稅規則の改正 地方稅規則も他の二法と同様に屢々改正が行われた。まず一三年四月八日太政官布告第一六号で全文改正が行われた。ここでは「流行病予防費」を「衛生及病院費」に、「病院及教育所諸費」を「教育費」に改め、「二款の費用間では流用を許さぬことを明らかにし、「予算外ニ生ジタル不足ニ充ツヘキモノ」として「予備費」の款を設け(第二条)また第八条・第九条を追加した。

第八条 府県會若シ予算ノ議案ヲ議定セサルカ、又ハ議案ヲ議定スルニ及ハスシテ内務卿ヨリ閉會若クハ解散ヲ命シタルトキハ、府知事・県令ノ具申ニ依リ、内務卿ハ前年度ノ予算額ニ拠テ徵收セシムルヲ得

第九条 島嶼ノ地方稅ニ係ル經費ハ、府県會ノ決議ヲ經テ府知事・県令ヨリ内務卿ニ具狀シ、其裁定ヲ得テ本屬府県ノ經費ト之ヲ分別スル事ヲ得

同月三〇日太政官達第二九号で警察署分署建築修繕費は本年七月以降
国庫下渡金と地方税との連帯支弁と定められた。また同年五月二十七日太
政官布告第二六号により、さらに第一〇条が付加された。

第一〇条 区ノ地方税ニ係ル経費ハ、府県会ノ決議ヲ経テ府知事・県令ヨリ内
務卿ニ具状シ、其裁定ヲ得テ郡ノ経費ト之ヲ分別スルコトヲ得

さらに同年一月五日太政官布告第四八号で、「歳計ヲ節約シ紙幣鎖却
ノ元資ヲ増加シ、併セテ地方ノ政務ヲ改良スルノ要用ナルヲ察シ」て、
第一条の地租割の「地租五分一以内」を「三分一以内」と改め、また一
〇年一月以来官費支弁としていた「府県庁舎建築修繕費」「府県監獄費」
「府県監獄建築修繕費」の三費目を地方税支弁に戻し（第二条）さらに
府県土木費（河港・道路・堤防・橋梁建築修繕費）中の官費下渡金を一
四年度から廃止する（第三条）こととした。同年一二月の教育令の改正
により、毎年文部卿より府県に配付されていた小学補助金がなくなった。
翌一四年二月一四日に太政官布告第五号で、第三条の第二項を土木費、
第五項を教育費に改め第一三項に地方税取扱費を加え、同年二月二十八日
府県警察費に対する国庫下渡金を一四年度より地方税支出高の一〇分の
三とし（太政官布告第一六号）、一五年一月二〇日太政官布告第二号では
第三条の地方税支弁費目を次の通りに規定した。

- 一、警察費
- 一、警察庁舎建築修繕費
- 一、土木費
- 一、区町村土木補助費
- 一、府県会議諸費
- 一、衛生及病院費
- 一、教育費
- 一、区町村教育補助費
- 一、郡区庁舎建築修繕費

一、郡区吏員給料旅費及庁中諸費

一、教育費

一、浦役場及難波船諸費

一、諸達書及揭示諸費

一、勸業費

一、戸長以下給料及戸長職務取扱諸費

一、地方税取扱費 府県庁ニ属スル為換方給料、為
替手数料・現金通送等ノ費用

一、府県庁舎建築修繕費

一、府県監獄費

一、府県監獄建築修繕費

以上費目互ニ流用スルコトヲ許サス

一、予備費 予備外ニ生シタル事件
ノ費途ニ充ツヘキモノ

右ノ外特ニ費目ノ増加ヲ要スルトキハ、府県会ノ決議ヲ経テ府知事・県令ヨ
リ内務・大蔵両卿に具状シ、政府ノ裁可ヲ受クヘシ

同じく一五年一月二十八日には太政官布告第六九号でさらに追加改正を
行った。まず予備費但書を修正して「予算ノ臨時不足」にも充当できる
こととし、第四条に第二項を入れて、

地方税ヲ以テ支弁スヘキ事件、数年ヲ期シテ施行スルモノハ、初年ニ於テ其年
期間・各年度ノ経費予算ヲ定メ、府県会ノ議決ヲ取り府知事・県令ヨリ内務卿
ニ具状シ、認可ヲ得テ其年期間之ヲ施行スルコトヲ得

と、継続事業に関する経費の支出規定を明らかにし、また第五条に第二
項を加え

前年度経費決算ノ場合ニ於テ、已ムヲ得サル事故アリテ費目中不足ヲ生スルモ
ノアルトキハ、府知事・県令ハ府県会ノ議決ヲ取り、其補充費ヲ徴収スルコト
ヲ得

として、前年度経費の補充費徴収を規定した。さらに明治一七年五月七

日には予算費目中の「戸長以下給料及戸長職務取扱費」を「戸長以下給料旅費」と改め（太政官布告第一二三号）、また一二月には太政官布告第二九号で、一九年度から会計年度を四月から翌年三月までと改正した。

一方営業税・雑種税に関しては一三年四月八日、三新法の一斉全面改正と同日に全文改正が行なわれた（太政官布告第一七号）。第一条営業税では類の区別を廃して制限を一率に一五円とし、第二条では製造所（一年一五円以内）を加え第三条漁業税・採藻税では、例規改正や新法創設の場合「府県会ノ決議を経テ」後、内務・大蔵両卿に伺うこととなり、第六条が削られて繰り上った外第七条に上り高課税の分は見積りにより日税・月税とすることを認め、第九条には規定外の特別課税に関する手順を定めた。

一五年一月二〇日に太政官布告第三号で大改正が行なわれ、営業税では商業と工業とに分類されて課税制限は撤廃された。また雑種税では「製造所職工」「質屋・両換屋」「古着・古金・古道具類商」「旅籠屋」等を削り、「漁業・採藻ノ類」この中に含ませ、第三・六・七条を削っている。
郡区町村編制法 三新法の第三がこの郡区町村編制法であり、この法律は全文六条から成っている。

第一条 地方ヲ画シテ府県ノ下郡区町村トス
第二条 郡区町村ノ区域名称ハ総テ旧ニ依ル

第三条 郡ノ区域広濶ニ過ギ施政ニ不便ナル者ハ、一郡ヲ画シテ数郡トナス
東 某
西南北上中下
郡ト云フ如シ

第四条 三府五港其他人民輻湊ノ地ハ別ニ一区トナシ、其広濶ナル者ハ区分シテ数区トナス

第五条 毎郡ニ郡長各一員ヲ置キ、毎区ニ区長各一員ヲ置ク、郡ノ狭少ナルモノハ数郡ニ一員ヲ置クコトヲ得

第六条 毎町村ニ戸長各一員ヲ置ク、又数町村ニ一員ヲ置クコトヲ得
但区内ノ町村ハ区長ヲ以テ戸長ノ事務ヲ兼ヌルコトヲ得

右第六条は原案では「毎町村ニ総代トシテ戸長一人ヲオク」とし、「戸長ハ民ニ属シテ官ニ属セス、該町村ノ総代人トシ、シカシテ町民引受ノコトハ其総代タル戸長ノ担当スルトコロニ委託」するとなっていて「住民社会独立ノ区画」という大久保の建議の精神に沿ったものであったが、元老院の修正で「総代トシテ」の字句が削られ、「戸長ハ行政事務ニ従事スルト其町村ノ理事タルト二様ノ性質ノ者」となった。（三新法施行順序第一条）また戸長の選任については一一年八月二六日の内務省達乙第五四号で「戸長ハ其町村人民ニ於テ可成公選セシメ、必府知事・県令ヨリ辞令書相渡スベシ此旨相達候事」と定め、戸長公選を奨励したが、「但シ辞令書授与ノ式及ヒ公選方法等ハ地方適宜ニ定ムベキ事」として方法は地方の自由にまかせている。

郡区町村編制法追加 明治一三年四月八日、太政官布告第一四号で第七条から第九条の三か条が追加された。

第七条 此編成法ヲ施行シ難キ島嶼ハ其制ヲ異ニスルヲ得
第八条 地方ノ便益若クハ人民ノ請願ニ因リ、止ムヲ得ザル理由アルモノハ、

郡区町村ノ区域名称ヲ変更スルコトヲ得

第九条 第三条、第四条、第七条、第八条ノ施行ヲ要スルトキハ、府知事、県令ヨリ内務卿ニ具状シ、政府ノ裁可ヲ受クベシ、但町村区域名称ノ変更ハ内務卿ノ認可ヲ受クベシ

右の三条は同法律の例外的取扱いを認めた条項であるが、その場合も地方長官の専断にまかせず、必ず政府の認可を受けさせ、中央の手による画一的制度を維持しようとする気持が現われている。

一、府県官職制の制定と県治機構

府県官職制 大久保利通の建議の中にも「地方官の職制」の項目があったが、三新法の施行に伴い、地方の行政系統を整備し地方官の職務権限を明らかにしておくことは、是非とも必要なことであった。そこで政

府は三新法におくれる三日にして、七月二五日に「府県官職制」を定めて公布した。この職制では知事・令より属・警部までの職名は一〇年の改正と同様であつたが、新たに郡長以下の職名が見えるとともに、職務規程は全面的に改められている。なおこの「府県官職制」の実施に伴い、明治八年以来の「府県職制並事務章程」は廃止された。

明治十一年七月廿五日太政官布達第三二二号

府 県

明治八年十一月第二三二号達府県職制並事務章程ヲ廢シ、府県官職制別冊ノ通被定候条、此旨相違候事

(別冊)

府県官職制

◎府 知事一人 県 令一人

第一 府知事・県令ハ部内ノ行政事務ヲ総理シ、法律及政府ノ命令ヲ執行スルコトヲ掌ル

第二 府知事・県令ハ内務卿ノ監督ニ属スト雖モ、各省主任ノ事務ニ就テハ各省卿ノ指揮ヲ受ク

第三 府知事・県令ハ法律及政府ノ命令ヲ執行スル為ニ要用ナリトスルトキハ、其実施ノ順序ヲ設ケテ部内ニ布達シ、及其適宜処分ヲ許サレタル事件ニ就テハ、規則ヲ設立シテ部内ニ布達スルコトヲ得、而シテ発行ノ後直ニ各省主務ノ卿ニ報告スヘシ

第四 府知事・県令ノ布達若クハ処分、法律若クハ政府ノ命令ト相背キ又ハ権限ヲ侵シタルトキハ、太政大臣若クハ各省主務ノ卿ヨリ取消ヲ命セラルルコトアルヘシ

第五 府知事・県令行政事務ニ就キ、主務ノ卿ニ稟請シ指揮ヲ待テ処分スヘキ者ハ、別ニ定ムル規則ニ従フヘシ

第六 府知事・県令ハ地方税ヲ徴收シテ部内ノ支費ニ充ツルヲ得、而シテ其予算・決算ヲ具ヘテ内務卿・大蔵卿ニ報告スルヲ要ス、其府会・県会アル地方ハ之ヲ會議ニ付スヘシ

第七 府知事・県令ハ、属官ヲ判任進退シ其分課ヲ命ス

第八 府知事・県令ハ、郡長以下郡ノ吏員ヲ判任進退シ、郡務ヲ指揮監督ス

第九 府知事・県令ハ、非常事変アレバ鎮台若クハ分營ノ將校ニ通議シテ、便宜処分スルコトヲ得

第十 府知事・県令ハ、府会・県会ヲ召集シ及其會議ヲ中止スルコトヲ得

第十一 府知事・県令ハ、議案ヲ發シテ府会・県会ニ付シ、決議ノ後之ヲ認可シ或ハ認可セサルコトヲ得

◎大書記官・少書記官(府ハ大・少各一員ヲ置キ、県ハ大・少ノ内一人ヲ置ク、開港所ノ県事務繁劇ナルハ上請ニ依リ府ト同ク各々一員ヲ置クコトヲ許ス)

第一 書記官ハ府知事・県令ヲ輔ケテ部内ノ行政事務ヲ參判スルコトヲ掌ル

第二 府知事・県令不在ノトキ又ハ事故アルトキハ、書記官ハ代理ノ任ヲ受ク

◎属(一等ヨリ十等ニ至ル)

属ハ事ヲ府知事・県令ニ受ケ、庶務ヲ分掌ス

◎警部(二等ヨリ十等ニ至ル)

警部ハ事ヲ府知事・県令ニ受ケ、管内ノ警察ヲ掌ル

◎郡長(八等相当一人)

第一 郡長ノ俸給ハ地方税ヨリ支出ス、一月八十円以下各地方ノ便宜ニ從ヒ、府知事・県令之ヲ定ム

第二 郡長ハ該府県本籍ノ人ヲ以テ之ニ任ス

第三 郡長ハ事ヲ府知事・県令ニ受ケ、法律・命令ヲ郡内ニ施行シ、一郡ノ事務ヲ総理ス

第四 郡長ハ法律・命令又ハ規則ニ依テ委任サルル条件、及府知事・県令ヨリ特ニ分任ヲ受クル条件ニ付キ、便宜処分シテ後ニ府知事・県令ニ報告ス

第五 郡長ノ処分不当ナリトスルトキハ、府知事・県令ヨリ取消ヲ命セラルルコトアルヘシ

第六 郡長ハ町村戸長ヲ監督ス

◎郡書記(十等ヨリ十七等ニ至ル) 定員ナシ

郡書記ノ俸給ハ地方税ヨリ支出ス、一ヶ月式拾円以下、府知事・県令ノ適宜ニ定ムル所ニ從フ、其選任進退ハ郡長ノ具狀ニ依リ、府知事・県令ノ命

スル所タリ

◎市街ノ地ニ置ク所ノ区长並ニ書記ハ、総テ郡長、書記ニ同シ

府県ノ事務主務ノ省ニ稟請シテ後ニ処分スヘキ者ハ左ノ件々トス

- 第一 郡ヲ分チ及数郡ニ一郡長ヲ置キ及区ヲ定ムル事
- 第二 郡区経界ノ組替及町村ノ飛地組替ノ事
- 第三 官給ニ係ル経費ヲ予算シテ一歳ノ常額ヲ定ムル事
- 第四 例規ナキ官金出納ノ事
- 第五 官金管守ノ規則及為替又ハ預ケノ方法ヲ設クル事
- 第六 府県官金及監獄ヲ新ニ建築スル事
- 第七 水旱災ニ罹リシ者ノ租稅延納ヲ許ス事
- 第八 水旱災ニ罹リ家屋蕩尽スル者租稅皆濟期限後ニケ月以外延期ノ事
- 第九 地種変換ノ事
- 第十 土地ノ變替ニ依リ地租ヲ減スル事
- 第十一 地価ヲ檢シテ租額ヲ定ムル事
但潰地荒地起返シ又ハ開墾地年明ニ至リ、租額ヲ定ムルハ此限ニ在ラス
- 第十二 河港道路堤防橋梁開墾等ノ類他管ニ関涉スルモノ及定額外官費ノ支出ニ係ル土功ヲ起ス事
- 第十三 諸貸下金返納期限六ケ月以外ノ延期ヲ許可シ又ハ之ヲ棄捐スル事
- 第十四 官林伐採ノ事
但治水修路ノ為メ三等官林ノ竹木ヲ用ユルハ此限ニ在ラス
- 第十五 官地官宅及其土石ヲ売却スル事
- 第十六 酒類ノ稅率ニ用ユル価ヲ定ムル事
- 第十七 官用ノ為土地ヲ買上ル事
- 第十八 社寺除稅地ノ境域ヲ更正スル事
- 第十九 官林払下ノ事
- 第二十 官民有禁伐林ノ事
- 第二十一 森林地及竹木官民有ノ区別ヲ定ムル事
- 第二十二 鉦山借区境界ノ事
- 第二十三 鉦山借区稅猶予並減免ノ事
- 第二十四 坑法違犯ノ者処分ノ事

第廿五 旧金銀貨及通貨損傷ノモノヲ交換スル事

第廿六 外国人内地旅行ノ事

第廿七 外国人居留地外住居ノ事

第廿八 居留地所外国人へ競貸ノ事

第廿九 内外人結婚願ヲ許可スル事

第三十 学校補助金ヲ例規外支消スル事
(十三年第五九号布告—教育令—ニヨリ消滅)

第三十一 私立学校ヲ停止スル事

第三十二 府知事・県令ノ名ヲ以テ外国人ト条約ヲ結フ事

第三十三 府知事・県令ノ名ヲ以テ、官金弁償トナルヘキ貸借ノ契約ヲナス事

第三十四 例規ナキ恩典ヲ施行スル事

(明治十三年太政官第六十一号達、十四年同第三十八号ヲ以テ増加)

一、布告、布達、達指令ヲ以テ專任サレタル事件並ニ定規成例アルノ事件ハ地方官各自ノ責任ヲ以テ処分シ、上司ニ稟請スルノ例ニ在ラス、其例規ニ依リ難キ事情アリテ特別ノ処分ヲ要スルモノニ限り、理由ヲ具シテ申請スルヲ得

一、諸会社設立願、諸鉦開採願、図書板権願、売葉願等ノ条例規則ニ依リ地方官ヲ經由スル者ハ、府県掌管ノ事務各省ニ稟請スルノ類ト同シカラサルヲ以テ、知事・令ハ事実ヲ公證スル為ニ奥書若クハ加印シテ主務ノ省ニ進達スルモノトス

一、嗣後発行スル法律・規則中ノ条件、府県長官ノ上司ニ稟請シテ然ル後処分スヘキモノハ、每件明文ヲ掲クヘシ

一、事重大ニ属シ例規ナキモノ及非常ノ事件ヲ除クノ外、凡ソ地方ノ常務前条々ニ掲載セサル条件ハ、地方長官ノ便宜処分シテ後ニ報告スルヲ許ス

△明治十二年六月二五日乙第二九号、第一五ニ関係アル土地処分ノ内左ノ件々委任候条、其府県限り処分ノ後当省へ可届出此旨相達候事

一、市街宅地接続ニテ一区域ノ宅地ヲ為スニ足ラサル間地ヲ売却スル事
一、耕地宅地ニ非ラサル民有地ヲ共葬墓地ニ撰定スル事(以下尚九項あり)
なおこの第一五については、明治十七年内務省乙第一〇号をもって七項を追加している(民有地ヲ道路敷及埋塘敷ニ交換スル事以下尚六項)

△明治十三年十二月十三日太政官達第六十一号

…：処分スヘキ条件中左ノ一項増補候条此旨相違候事

第三十五 社寺創立再興旧復等員数増加ニ係ル願ヲ許スル事

△明治十四年五月六日太政官達第三十八号

明治十一年七月第參拾貳号達中府県ノ事務主務ノ省ニ稟請シテ後ニ処分スヘキ条目ノ内第十一項ノ但書ヲ削除シ、左ノ一項ヲ追加候条此旨相違候事

第三十六 開墾地畝下十ヶ年荒地免税五ヶ年ヨリ以上ノ年季ヲ附与スル事

但継年季ヲ要スル時、当初ヨリ通算シテ此年限ヲ越ユルモノモ本

文ニ準ス

◎戸長職務ノ概目

第一 布告・布達ヲ町村ニ示ス事

第二 地租及諸税ヲ取纏メ上納スル事

第三 戸籍ノ事

第四 徴兵下調ノ事

第五 地所・建物・船舶質入書入並ニ奥書加印ノ事

第六 地券台帳ノ事

第七 迷子・捨子及ヒ行旅病人・変死人其他事変アルトキハ警察署ニ報知ノ事

第八 天災又ハ非常ノ難ニ遭ヒ目下窮迫ノ者ヲ具状スル事

第九 孝子・節婦其他篤行ノ者ヲ具状スル事

第十 町村ノ幼童就学勧誘ノ事

第十一 町村内ノ人民ノ印影簿ヲ整置スル事

第十二 諸帳簿保存管守ノ事

第十三 官費・府県費ニ係ル河港・道路・堤防・橋梁其他修繕保存スヘキ物

ニ就キ、利害ヲ具状スル事

右ノ外、府知事・県令又ハ郡区長ヨリ命令スル所ノ事務ハ、規則又ハ命令

ニ依ツテ従事スヘキ事

其他町村限リ道路・橋梁・用悪水ノ修繕掃除等、凡ソ協議費ヲ以テ支弁ス

ル事件ヲ幹理スルハ、此ニ掲クル所ノ限ニ在ラス

地方ノ事務郡区長ニ於テ処分シテ後、知事・令ニ報告スルヲ得ルモノ左

ノ件々トス

第一 徴税並地方税徴収及不納者処分ノ事

第二 徴兵取調ノ事

第三 身代限財産取扱ノ事

第四 逃亡・死亡・絶家ノ財産処分ノ事

第五 官有地ノ倒木・枯木ヲ売却スル事

第六 電線・道路・田畑・水利ニ障碍アル官有樹木を伐採スル事

第七 河岸地借地検査ノ事

第八 職遊獵願・威銃願ノ事

第九 印紙罫紙売捌願ノ事

第十 小学校学資金ノ事

右ノ外府知事・県令ヨリ特ニ委任スル条件

明治十四年内務省達乙第五十五号

明治十一年七月第三十二号公達府県官職制中郡区長ニ於テ処分スヘキ条目第

五項ニ掲載有之倒木枯木云々ハ、天災ノ為ニ転倒シタル者及天然枯死之者ニ

相限り候儀ニシテ、其枝条若クハ樹幹ノ幾分ヲ枯凋シタル損木ノ如キハ本項

ニ含蓄セサル儀ト可心得此旨相違候事

言うまでもなく府知事・県令は管轄府県の行政を総轄し、法律・命令を執行する職務であり、地方税を徴収して部内の支費にあてることができ、その予算・決算については府県会に附し、内務卿・大蔵卿に報告しなければならぬ。また府県会に対しては、これを召集または中止する権限と、議案の決議を認可し、または不認可にする権も持っていた。

府知事・県令をたすけ、或いは不在の時にその代理を務めるのが大・少書記官であり、その下について行政事務を分掌するのが属であり、これには一等から一〇等までであった。また警察事務を分掌するのが同じく一等から一〇等までの警部となっていた。

また郡・区には郡長・区長が置かれ、「事を府知事・県令ニ受ケ、法律・命令ヲ郡（区）内ニ施行シ一郡（区）ノ事務ヲ総理スル」職務を持ち、国の委任条件および府県の分任条件を処分し、町村戸長を監督する権限があった。郡・区には数名の郡（区）書記が置かれて郡（区）の事務を

第二 收税長ハ收税検査ノ景況報告書及收入金員科目ヲ記載シタル計算書ヲ作り、府知事・県令ノ檢印ヲ受ケ之ヲ主務官庁ニ報告ス

第三 收税長ハ收税事務ニ付、直ニ主務官長ノ指揮ヲ受ケ、又ハ直ニ之ヲ具申スルコトアルヘシ

警部ノ次ヘ

收税属 各其主務ニ従事ス

府県官職制の本県実施と県官

明治一一年七月二五日の公布と同時に富岡敬明は権令から県令に昇進した。大書記官北垣国道は既に四月二十九日内務少書記官に榮転し、五月一五日に松本県が大坂府大書記官から熊本県大書記官に任ぜられ、この時在任中であつた。

一等属には前年から近藤幸止、尾崎行正、遠近武則がいたが、遠近は二月依願免となり、尾崎は八月に三重県へ出向した。この年一月古賀保高、二月地租改正事務局八等出仕多賀義行(福岡)一二月島義之(高知)、小池浩輔(山口)が各々一等属となつた。県はこの年一月に各課職制を定めたばかりであつたので、府県官職制の公布後の変化は八月三日に第一課(地理科)第三課全部の章程数条を改正した程度であつた。

翌一二年一月二〇日郡区町村編制法の施行後、同二三日に各課職制及事務章程を改めた。この時県庁の課はこれまでの六課から七課になり、第一課の中の地理科・土木科が抜かれて地理課が新設され、同時にこれまで第一―六課と番号で呼ばれていたものが庶務・勸業・租税・警察・学務・出納などの名称で呼ばれるようになった。

各課職制

課長 七課各一名ヲ置

課中ノ事務ヲ統理スト雖モ、専決スルヲ得ス

課中事務率ラサルアレハ其責ニ任ス、巡查等外吏其他各所属ノ能否勤惰ヲ具状スルヲ得

属官

警部

各其主管ノ事務ヲ掌理スト雖モ、一切専決スルヲ得ス

各課事務章程

一、府県官職制ニ其キ各課ノ事務章程ヲ定ム、各員宜ク其担当制限ヲ愆ル勿レ

一、各課掌管ノ事務成規例格ニ照ラシテ之ヲ調理シ、其錯誤ナキヲ要ス

一、各課ノ事務ハ稽滞ナキヲ要ス

一、各課掌管ノ事務、他課ヘ干渉スル事項ハ交互協議スベシ

一、各課ヲ分ツ左ノ如シ

庶務課 従前ノ第一課

勸業課 同断第二課

租税課 同断第三課

但当地租改正係ヲ置ク

警察課 同断第四課

学務課 同断第五課

地理課 同断第一課中地理科・土木科

出納課 同断第六課

庶務課

第一条 戸籍ニ関スル事

第二条 徴兵ニ関スル事

第三条 国民軍ニ関スル事

第四条 陸海軍兵籍ニ関スル事

第五条 海軍水火夫扶助金及陸軍賑恤金付与ノ事

第六条 社寺ニ関スル事

第七条 県社以下ノ神官及寺院住職教導職進退ノ事

第八条 社寺境内拝借願ノ事

第九条 社寺明細表ノ事

第十条 郡区長及ヒ戸長事務章程其他県中規則ノ事

第十一条 給仕・小使進退ヲ具状スル事

第十二条 宿直交番ノ順次ヲ定ムル事

第十三条 祭日及臨時休暇本庁昇降時限ヲ報告スル事

第十四条 職員録及履歷簿ノ事

第十五条 民費ヲ調査スル事

- 第十六条 議會ノ事
- 第十七条 孝子節婦其他賞譽ノ事
- 第十八条 濟貧恤窮ノ事
- 第十九条 圖書出版々権願ノ事
- 第二十条 諸建白ノ事
- 第二十一条 官印ヲ監守スル事
- 第二十二条 銃炮彈藥売買並獵銃免許ノ事
- 第二十四条 營業ニ関セサル会社ノ事
- 第二十五条 地方税賦課方法ニ參スル事
- 第二十六条 官省府県ノ來書及ヒ人民願伺届等ヲ受付並送致スル事
- 第二十七条 諸文書收受送達録ヲ製シ、受付並送致ヲ明ニスル事
- 第二十八条 史誌ヲ編輯スル事
- 第二十九条 政表及一覽表其他ノ書類編製ノ事
- 第三十条 郵便・電信等ニ関スル事務ノ事
- 勸業課
- 第一条 農工商ノ各業ヲ勸奨スル事、
- 第二条 物産ノ興廢・貿易ノ盛衰ヲ視察スル事
- 第三条 鉱坑ニ関スル事
- 第四条 營業ニ関スル諸会社ノ事
- 第五条 度量衡三器ノ事
- 第六条 勸業場ノ事
- 第七条 牛馬伝染病ノ事
- 第八条 物産・物価・輸出入表ヲ調製スル事
- 第九条 内外博覽会ノ事
- 第十条 新發明ノ人造品及發見ノ天造物ヲ検査スル事
- 第十一条 動植物園ノ事
- 第十二条 農工商家有益ノ發明書ヲ考索推覈スル事
- 第十三条 營業税・雜種税賦課方法ニ参与スル事
- 第十四条 勸業金請払ノ事
- 第十五条 牧牛馬ニ関スル事

- 租税課
- 第一条 地租及印罫紙鑑札ニ係ル諸税並官禄税等ヲ收納スル事
- 第二条 民有地開墾及畝下年季ヲ検査スル事
- 第三条 民有地変換及地租増減ニ関スル事
- 第四条 租税歳入予算及皆済決算ノ事
- 第五条 五穀ノ豊否ヲ視察スル事
- 第六条 代米納及預り米ノ事
- 第七条 印罫紙鑑札等受払ノ事
- 第八条 地方税賦課方法及收納ノ事
- 第九条 予算及決算表ノ事
- 第十条 鑑札授与ニ係ル事
- 第十一条 酒類検査等ノ事
- 地租改正係
- 第一条 改正一切ノ事務ヲ施行スル事
- 第二条 地券授与ニ係ル事
- 第三条 證印税ヲ收納シ税帳ヲ編成スル事
- 警察課
- 第一条 行政・司法警察ノ事務ヲ遵行スル事
- 第二条 違式註違ノ犯人ヲ処分スル事
- 第三条 警察署分合廢置ノ事
- 第四条 巡查ノ勤惰ヲ検査スル事
- 第五条 警察月表ヲ製スル事
- 第六条 違式註違ノ適度ヲ察シ其増減改正ノ事
- 第七条 巡查職務上ノ賞罰及ヒ弔祭扶助治療金ノ事
- 第八条 求刑書刑案、上告求公判救典懲罰密売淫処断ノ事
- 第九条 警察費用ノ事
- 第十条 巡查懲罰金ノ事
- 第十一条 違式註違ノ贖金及ヒ遺失物官没金等ノ事
- 第十二条 密売淫罰金ノ事
- 第十三条 贓物金ノ事
- 第十四条 違式註違贖金ヲ收入月表ヲ製スル事

- 第十五条 芸娼妓並貸座敷ノ事
- 第十六条 検事章程ヲ遵行スル事
- 第十七条 重大ノ罪犯 兇徒聚衆及 国事犯内外交渉ノ重犯ヲ所轄上等裁判所 事へ報告スル事
- 第十八条 告訴・告発ヲ受理シ、警察ノ誣告書ヲ接受シ求刑一切ノ事
- 第十九条 刑事ノ審判ニ陪座シ上告ノ事ヲ掌ル事
- 第二十条 罪犯ノ原籍ヲ照会シ及犯人ヲ各部庁へ送付スル事
- 第二十一条 糺問判事ノ下調ニ不服ノ事アレハ、求公判ノ事ヲ司理スル事
- 第二十二条 赦典ニ関スル事
- 第二十三条 犯罪ト思量シ審問ノ上無罪ニ帰スルモノ取扱ノ事
- 第二十四条 管内ノ新聞紙ヲ検閲スル事
- 第二十五条 犯罪未決件数表ヲ調製スル事
- 第二十六条 檻倉獄舎及囚人ノ事
- 第二十七条 懲役場及懲役人ノ事
- 第二十八条 行刑ノ事
- 第二十九条 懲治檻ノ事
- 第三十条 既決囚人ノ犯獄則懲罰ノ事
- 第三十一条 囚己決未 決トモ ノ奇特有功ノ賞典ニ係ル事
- 第三十二条 獄事計表ヲ製スル事
- 第三十三条 囚獄懲役費ノ事
- 第三十四条 地方税賦課方法ニ参与ノ事
- 第三十五条 警察上ニ関スル賞与ノ事
- 学務課
- 第一条 師範学校・医学校廢立ノ事
- 第二条 中・小学校廢立ノ事
- 第三条 学校職制章程及校則・教則等ノ事
- 第四条 学齡ヲ調査シ、就学・不就学ノ人員ヲ取調フル事
- 第五条 生徒ヲ試験シ、卒業証書附与及賞与等ノ事
- 第六条 補助金・寄附金等ノ事

- 第七条 学校敷地ノ明細表ヲ製スル事
- 第八条 学事統計表ヲ製スル事
- 第九条 学校寄附金願及賞誉ノ事
- 第十条 地方税賦課方法ニ参与スル事
- 第十一条 病院・種痘館・驅黴院・病囚館廢設ノ事
- 第十二条 病院職制章程及院則等ノ事
- 第十三条 医術・種痘・産婆開業願ノ事
- 第十四条 患病流行予防法ノ事
- 第十五条 壳業營業願ノ事
- 第十六条 菓舖取締ノ事
- 第十七条 管内病死者ノ計表ヲ製スル事
- 第十八条 病院寄附金額及賞典ノ事
- 第十九条 病院其他衛生ニ係ル費用ノ事
- 第二十条 開業医・種痘医・産婆・獸医師等ノ名籍ノ事
- 地理課
- 第一条 管轄地經界其他地所ニ関スル事
- 第二条 管内ノ経緯ヲ測定スル事
- 第三条 郡村市ノ分合改称区画制置等ノ事
- 第四条 管内ノ地図・地籍編製ノ事
- 第五条 民有地買上ノ事
- 第六条 古跡名勝公園ノ事
- 第七条 官有地払下及拝借地料ノ事
- 第八条 官林伐採及検査ノ事
- 第九条 官有地種变换ニ係ル事
- 第十条 官林繁茂保護ノ事
- 第十一条 並木及堤防ニ属スル植木並抗法ニ属セサル土石ノ事
- 第十二条 標木ノ事
- 第十三条 官庁用地ノ検査及交換地受渡ノ事
- 第十四条 墓地・火葬場ノ事
- 第十五条 測量ノ事
- 第十六条 道路・堤防・橋梁・河港及官舎脩築ノ事

- 第十七条 水源ヲ涵養シ水害ヲ防止スル事
- 第十八条 工事ニ属スル絵図ヲ製スル事
- 第十九条 家屋買上及私下等ノ事
- 第二十条 土木及宮繕費勘定帳ノ事
- 第二十一条 土木及宮繕費予算ノ事
- 第二十二条 道路・橋梁・堤防等ニ寄附金願ノ事
- 第二十三条 官役夫傷痍手当金給与ノ事
- 第二十四条 県庁内外掃除ニ関スル事
- 第二十五条 地方税賦課方法ニ参与スル事
- 第二十六条 税外収入ニ関スル事
- 出納課
- 第一条 諸経費及学校補助金・地方税金・郵便為換過超金其他諸預金ヲ主掌スル事
- 第二条 税外収入金及官舎貸渡金ノ事
- 第三条 古金銀及損壞幣幣交換ノ事
- 第四条 金庫ノ監守開閉ノ事
- 第五条 操替金返納金ノ事
- 第六条 成規アル諸給与ノ事
- 第七条 為換方ノ事
- 第八条 計表ヲ調整スル事
- 第九条 諸費額予算経費勘定帳ノ事
- 第十条 税外収入及ヒ経費報告表ノ事
- 第十一条 操替金及地方税支出勘定帳ヲ調理スル事
- 第十二条 官国幣社経費ノ事
- 第十三条 銀行ノ廢立ヲ監視シ、出納ノ諸帳簿ヲ検査スル事
- 第十四条 銀行盛衰ノ景況ヲ具申スル事
- 第十五条 庁中ノ諸器械物品ヲ調度スル事
- 第十六条 郵便電信及用物運送ノ事
- 第十七条 物品買入支出ノ月計表ヲ製スル事
- 第十八条 郵便切手諸物品ノ受払及ヒ計算ノ事
- 第十九条 地租改正ニ係ル経費ヲ支出シ及勘定帳編製ノ事

- 第二十条 庁内ノ掃除ニ関スル事
- 第二十一条 諸公債証書ニ関スル事
- 第二十二条 貸下金ニ関スル事

同年一〇月七日には警察課および熊本警察署を廃して、警察本署と監獄署を設置し、当日警察本署職制章程を定めた。この職制章程は長文にわたるので要約すると、第一章を警察本署とし、第一条に「警察本署ハ管内各警察署及監獄署ヲ統轄シ、行政・司法・警察及監獄ノ事務ヲ総理スル所トス」と定め、本署長・警部・巡查並付属員の事務を明記し、第二条に分掌させる目をあげ、第三条には管掌事務の内、令に具状して指揮を受ける上款四二項と、本署長が処分し一か月分をまとめて令の検閲に供する下款四六項を列挙している。第二章の警察署ではその事務として「所轄分署ヲ統撰シ、行政司法警察ノ事務ヲ掌ル」と記し、署長、警部、巡查の任務を明記し(第四条)、第五条には管掌事務の内本署長を経由して令に具状し其指揮を受ける上款二〇項と、署長が処分して一か月取纏め本署長を経て令の検閲に供する下款四三項をあげている。第三章は分署に関する規定で、第六条は分署の事務と監督・巡查の職務、第七条は、本属警部の差図を乞う上款一六項、専決処分して一か月取纏め本属署長に差出す下款一七項を示している。

本県職制の改定 明治一三年にはいと、二月二日には監獄署職制章程八か条が制定された。その前の一月一二日には衛生課が設置されて学務課の次に置かれることになり、同一四日には三等警部から三等属になった高津慎が衛生課長を命ぜられた。その前日には四等警部の五十村良行が監獄署長兼務を命ぜられている。なお新設の衛生課事務章程二〇か条は四月二〇日に定められた。

翌一四年には六月二四日に諸課署の上に位置する調査係(特に係の字を用いて、各課の下の掛と区別している)を設け、同二八日その事務章程を定めたが、七月六日には地理課を廃して土木課を設け、同八日には旧地理課の事務を分掌するため庶務課(二〇条)・勸業課(三一条)・租

税課(二二条)の事務章程全文仮定を行い、同時に土木課事務章程一三か条を仮定した。九月一日出納課を会計課と改称し、一〇月六日先に仮定した四課の事務章程(庶務一八条・勸業二九条・租税二一条・土木一六条)を制定し、十一月九日にはこれまで租税課の仕事であった地方税収支事務を会計課に移したため、両課章程に加除があり、二月一日付で監獄署の事務章程が定められた。

この年三月府県官職制の改正で監獄署に典獄・副典獄が置かれることになり、本県では監獄署長の小野昌訓が四月二〇日付で副典獄となり、二月二〇日に五等警部兼副典獄となり、翌年暮には専任の副典獄となった。またこの年十一月に警部長の設置が定められたが、本県では翌十五年二月二二日になって一等属兼警部の徳久恒範が熊本県警部長となり、翌一六年五月徳久の依願免本官の後は、検事の野中久徴が警部長の後任となった。

一五年三月二三日、県はまた調査係を整理課と改めて八課二署とし、各課署事務通則並に事務章程を全面改正した。各課署事務通則は一〇条から成っているが、各課中の係は次の通りである。なお警察本署には係はない。

整理課 調査係 編輯係
庶務課 常務係 記録係 兵籍係 社寺係 地誌編輯係 受付係
勸業課 農務係 工商務係 駅通係 山林係 統計係
租税課 収税係 賦税係 地籍係
教育課 学務係 督学係 統計係
衛生課 医務係 健康係 統計係
土木課 常務係 営繕係 測量係
会計課 検査係 出納係 地方税係 公債係
警察本署 警察署 警察分署 交番所
監獄本署 常務係 課業係 計算係 監獄支署

また同年八月一四日には警察本署及警察署分署の職務章程の全面改定が行なわれた。

一七年五月二九日の太政官達第四七号で府県官職制が改正され各県に収税長および収税属を設けることとなったので、本県では六月一八日二等属上田省吾を収税長とし、六月二六日乙第一〇二号で郡区役所・戸長役場に布達した。収税長に所属する県官を収税属と称し、これまでの租税課は収税課となり、一八年には兵事課が庶務課から独立した。一八年末の県庁職制は県統計書によれば次の一係一〇課に改められている。

内記係 職務部・校閲部
庶務課 常務・戸籍・議事・報告・編纂・往復・受付各係
勸業課 常務・簿書各係
兵事課 要務・工商務・駅通・地理・山林・統計各係
収税課 本科・検税科
教育課 常務係・督学係・統計係
衛生課 常務係・保健係・統計係
土木課 常務係・検査係・営繕係・測量係
会計課 国費係・出納係・公債係・地方税係
警察課 第一部・第二部・第三部・第四部
監獄課 常務科・戒護科・課業科・営繕科・計算科・監獄支署
一九年一月二〇日には内記係は内記科と改められ、その中に秘書・往復・報告の三部を置き、庶務課中の報告・往復・受付の三係は廃止された。

二、地方官官制と県治機構

地方官官制の制定 明治一八年一二月二二日、内閣制度ができて太政官の制が廃止され、内閣各省・各機関が設けられると、以後一九年初頭にかけて相ついでその官制が制定された。一九年七月二〇日には、この大変革に伴って勅令第五四号をもって「地方官官制」が公布され、同日「地方官官等俸給令」も公布された。

府 県

第一条 各府県ニ職員ヲ置ク、左ノ如シ

知事

書記官

收税長

属

收税属

典獄

書記

看守長

看守副長

第二条 知事ハ一人、勅任ニ等又ハ奏任ニ等トス、内務大臣ノ指揮監督ニ属シ、各省ノ主務ニ就テハ各省大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律・命令ヲ執行シ、部内ノ行政及警察ノ事務ヲ総理ス、但東京府知事ハ勅任一等ニ陞ルコトヲ得

第三条 知事ハ部内ノ行政及警察事務ニ付其職權或ハ特別ノ委任ニ依リ、法律命令ノ範圍内ニ於テ管内一般又ハ其一部ニ、府・県令ヲ発スルコトヲ得

第四条 府・県令ハ官報其他特ニ定ムル方法ニ依リ、一般ニ公布シタル後其効力アルモノトス

第五条 府・県令ハ、内務大臣其他主務ノ大臣ニ於テ、公益ヲ害シ成規ニ違ヒ又ハ権限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ、之ヲ取消シ又ハ中止セララルコトアルヘシ

第六条 知事ハ所部ノ官吏ヲ統督シ、奏任官ノ功過ハ内務大臣及主務大臣ニ具状シ、判任官以下ノ進退ハ之ヲ専行ス

第七条 知事ハ法律命令ノ定ムル所ニ從ヒ、所部ノ官吏ヲ懲戒ス、其奏任官ニ係ルモノハ之ヲ内務大臣ニ具状シ、判任官以下ハ之ヲ専行ス

第八条 知事ハ非常急変ノ場合ニ臨ミ、兵力ヲ要シ又ハ警護ノ為メ兵備ヲ要スルトキハ、鎮台若クハ分官ノ司令官ニ移牒シテ、出兵ヲ請フコトヲ得

第九条 知事ハ各郡区内警察分署ノ配置分合ヲ定ム

第十条 知事ハ庁中処務ノ細則ヲ設クルコトヲ得

第十一条 知事ハ其ノ須要ニ從ヒ、俸給予算定額内ニ於テ雇員ヲ使用スルコトヲ得

第十二条 知事ハ一周年末ニ其庁ノ予算定額内ニ於テ、奏任官以下特別ノ勤務

アル物ヲ賞与スルコトヲ得、其奏任官ニ係ルモノハ、之ヲ内務大臣ニ具状シ、判任官以下ハ之ヲ専行ス

第十三条 知事ハ其須要ニ從ヒ、俸給予算定額内ニ於テ内務大臣ノ認可ヲ經、技術官官等俸給令ニ依リ技術官ヲ置クコトヲ得、但地方稅ヲ以テ支弁スヘキ事業ノ經費内ニ於テスルモノハ、内務大臣ノ認可ヲ經、雇員トシテ之ヲ使用スルコトヲ得

第十四条 書記官ハ二人奏任ニ等以下トス、知事ノ命ヲ承ケ部長トナリテ其部ノ事務ヲ整理ス、知事事故アルトキハ、上席書記官其職務ヲ代理ス

第十五条 收税長ハ一人奏任四等以下トス、知事ノ命ヲ承ケ、租稅ノ賦課徴收及徵稅費ニ關スル事務ヲ掌ル

第十六条 属ハ判任トス、上官ノ指揮ヲ承ケ、書記・計算ノ庶務ニ従事ス

第十七条 收税属ハ判任トス、收稅部ニ属シ、收税長ノ指揮ヲ受ケ其主務ニ従事ス

第十八条 典獄ハ判任一等又ハ二等トス、知事又ハ部長ノ命ヲ受ケ典獄ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理シ、書記官・看守長以下ヲ指揮ス

第十九条 副典獄ハ判任三等乃至五等トス、典獄ノ事務ヲ佐ク、典獄事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

第二十条 書記ハ判任六等以下トス、典獄ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第二十一条 看守長ハ判任五等乃至七等トス、典獄ノ命ヲ受ケ監獄ノ看守ヲ掌リ、兼テ看守ノ勤惰ヲ視察ス

第二十二条 看守副長ハ判任八等以下トス、看守長ノ職掌ヲ佐ク

第二十三条 看守ニ關スル規程ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第二十四条 府県庁ノ事務ヲ分掌セシムル為ニ、第一部・第二部ヲ置キ、部中便宜課ヲ設ケ、書記官ヲシテ各一部ノ長タラシム

第一部

一、府県會・水利上功會・区町村會ノ會議ニ關スル事項
二、地方稅・区町村費・備荒儲蓄ニ關スル事項
三、外国人ニ關スル事項
四、文書往復ニ關スル事項及官印・府県印ヲ管守スル事項
五、農・工・商務ニ關スル事項
六、他部ノ主宰ニ属セサル事項

第二部

- 一、土木ニ関スル事項
- 二、兵事ニ関スル事項
- 三、学務ニ関スル事項
- 四、監獄ニ関スル事項
- 五、衛生ニ関スル事項
- 六、会計及公債証書ニ関スル事項

第二十五条 前条ノ外府県庁中ニ収税部ヲ置キ、租税ノ賦課徴収及徴稅費ニ關スル一切ノ事務ヲ分掌セシム

第二十六条 前条ニ指定スル外臨時ノ事務ハ、知事ニ於テ便宜其主掌ヲ定ムルコトヲ得

警察官

第二十七条 各府県ニ左ノ警察官ヲ置ク

警部長

警部補

第二十八条 警部長ハ一人、奏任四等以下トス、知事ノ指揮監督ヲ承ケ左ノ職務ヲ掌ル

- 一、管内高等警察ノ事
- 二、管内ノ警察ニ關スル一切ノ事務、及警察ノ会計ニ關スル事務ヲ整理スル事
- 三、管内各部ノ警察官ヲ指揮監督シ、非常急變ノ場合ニ於テ、管内ノ警察官ヲ統一指揮スル事

第二十九条 警部ハ判任一等乃至七等、警部補ハ判任八等以下トス、警部長ノ指揮監督ヲ承ケ、各其主任ニ屬スル警察事務ヲ掌リ、部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

第三十条 各府県ニ警察本部ヲ置キ、前第二十四条ニ指定スルノ外府県庁中ノ一部トシ、警部補ヲシテ其長ニ充テ、部中課ヲ設ケ前第二十八条ノ事務ヲ掌理セシム

第三十一条 府県内各都区ニ警察署一箇所ヲ置キ、警察署ノ下其部内ニ於テ警察分署ヲ配置シ、警察署ハ警部ヲ以テ其長ニ充テ、警察分署ハ便宜警部又ハ警部補ヲ以テ之ニ充テ、部内ノ高等警察・行政警察及司法警察ヲ掌リ、法律・衛生ノ勵行ヲ監督ス、其項目左ノ如シ

- 一、諸營業・市場・会社・製造所・度量衡・教会・講社・説教及拝礼ニ關スル事項
- 二、演芸・遊觀場・遊戯場・遊憩場・徽章・祭典・葬儀・賭博・富籤其ノ他風俗ニ關スル事項
- 三、船舶・堤防・河岸地・道路・橋梁・渡船場・鉄道・電信・公園・車馬・諸建築・田野漁獵・採藻ニ關スル事項
- 四、人命瘡傷・群衆喧嘩・銃砲火薬・爆発物・発火・刀劍・水災・火災・難破船・遺失物・埋藏物ニ關スル事項
- 五、伝染病予防・消毒・檢疫・種痘・飲食物・飲料水・医療藥品・家畜屠畜場・墓地・火葬場其他衛生ニ關スル事項
- 六、諸般ノ犯罪人ヲ搜索拿捕シ、証拠物件ヲ拾集シ、之ヲ檢察官ニ交付スル等ニ關スル事項
- 七、失踪者、瘋癲者・棄兒・迷兒・被監視者ニ關スル事項
- 八、政治ニ關スル結社・集会・新聞・雜誌・凶画及其他ノ出版ニ關スル事項

第三十二条 各警察官ハ其ノ職權ニ依リ、又ハ上司ノ命ニ依リ、若クハ部長・收稅長・郡區長・戸長及其他行政官ノ請求ニ応ジ、又ハ司法警察ニ關シテハ檢察官ノ命ヲ承ケ、其ノ職務ヲ執行スヘシ

第三十三条 警察官ハ總テノ場合ニ於テ、行政官又ハ司法官ノ自ラ其責任ニ當リテ警察官ニ請求ヲ為ストキハ、警察官ハ其ノ請求ニ応スルノ義務アルモノトス

第三十四条 他府県ヨリ警察ノ事務ニ關スル照会ハ必ス知事ヲ經ヘシ、但急施ヲ要スル場合ニ於テハ、警部長又ハ其事ノ執行ヲ要スル地ノ警察官ニ宛、直ニ照会スルコトヲ得

第三十五条 巡查ニ關スル規程ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第三十六条 東京府下ノ警察及監獄ニ關スル事務ハ、勅令第四十二号警視庁官制ニ依リ、本令中ノ条項ニ指定スル限ニアラス

郡 区

第三十七条 每郡若クハ数郡ニ郡長一人、毎区ニ区长一人及書記若干人ヲ置ク
第三十八条 郡区长ハ奏任四等以下、書記ハ判任三等以下トス

第三十九条 郡区长ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ、法律・命令ヲ部内ニ執行シ、部内ノ行政事務ヲ掌理ス

第四十条 郡区长ハ法律・命令ヲ以テ委任シ及知事ヨリ特ニ分任スル条件ハ、便宜施行シテ後知事ニ報告スル事

第四十一条 郡長ハ行政事務ニ就テ其部内町村ノ戸長ヲ指揮シ、其公開事務ニ就テハ之ヲ監督ス

第四十二条 郡区长ハ郡区書記ノ任免ヲ知事ニ具申ス

第四十三条 郡区长ハ法律・命令若クハ知事ヨリ委任セラレタル事件ニ付、部内一般ニ告示スルコトヲ得

第四十四条 郡区长ハ部内ノ行政処分ニ関シ、警察官ニ請求シテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

第四十五条 郡区書記ハ郡区长ノ命ヲ承ケ、庶務ヲ分掌ス

第四十六条 長崎県・鹿児島県其他今後指定セラルヘキ府県ニ特ニ島司ヲ置キ、部内行政事務ヲ掌理シ、知事ノ委任スル条項ハ便宜之ヲ施行スルコトヲ得

第四十七条 島司ハ奏任三等以下トス

地方官官制の特色

この地方官官制では、これまで区別していた府と県の長官を同様に知事と称することにし、知事は内務大臣の指揮監督に属し、各省の主務については各省大臣の指揮監督をうけ、法律命令を執行し、部内の行政と警察の事務を総理することと定められた。また部内の行政と警察の事務については、職権や特別の委任によって法律命令の範囲内で管内に限って府県令を発することができるが、その府県令を取消したり中止したりするのは内務大臣他主務の大臣の権限であった。

またこれまでの府県官職制では、主務の卿の指揮を待つて処分すべき件々として三四項を列挙していたが、地方官々制ではこれを廃止した。

さらに府県庁の事務を分掌させるため第一部と第二部を置き、書記官二名をその長とし、外に収税部と警察本部を設け収税長と警部長を置いて総轄させている。

この地方官官制は二三年一〇月の全文改正までそのまま実施されていた。

第二節 三新法と熊本県政

明治一一年に三新法が發布されると、各府県は直ちに新法に応ずるための準備をととのえ、翌二二年までには大・小区制は廃止されて郡区町村に編制され、また堺県、鹿児島県を二県を除いて二二年に初の府県会が開催された。それまで民費と呼ばれていた負担金の中、民の負担する地方経費は地方税と呼ばれ、府県会の議決を経て支出されることになり、地方住民自らの経費は協議費と呼ばれて区町村会の議決を経て支出されることとなった。この後府知事・県令と府県会の間様々な対立がおこったので、国はこの紛議の裁定機関として審理局を、ついで参事院を設けた。

一、熊本県会の発足と変遷

県会開設の準備

明治二二年一月に「郡区町村編制法」を実施した熊本県は（次頁参照）、次に「県会」を開設するための準備を進めていった。まず二月七日甲第五一号達で県会議員の郡区定数（四二名）を示し、選挙の期日を三月一五日と定めた。議員定数は一一年七月の太政官達無号に「初度ノ選挙ニ於テハ、地方官ノ見ル所ヲ以テ各郡区ノ多寡ヲ定メ」と示されており、県令の専決事項で次のように定められた。

| | | | | | |
|-------|----|--------|----|-------|----|
| 郡 区 | 定員 | 郡 区 | 定員 | 郡 区 | 定員 |
| 熊 本 区 | 三 | 飽田・詫摩 | 四 | 菊池・合志 | 四 |
| 山鹿・山本 | 四 | 玉 名 | 四 | 阿 蘇 | 三 |
| 上 益 城 | 三 | 下益城・宇土 | 四 | 八 代 | 三 |
| 葦 北 | 三 | 球 磨 | 三 | 天 草 | 四 |

ついで富岡県令は県会議取調委員を庁内から選定し、一等属島義之を取調委員長に任命した。なお県会議事堂は前年一〇月頃に古城県庁の門前に民費をもって既に建設されていた。

県会議員の選挙 県は二月二十七日第五九号達で郡区長宛に選挙規則の周知徹底方を指示し、三月四日には県達偶第四六号で議員当選状と当選人請書の形式が示されている。選挙期日は三月一五日と示されていたが、三月一三日になって甲第七一号で四月五日に延期した。しかし、その延期の達が一五日朝までに郡役所に届かず、選挙は最初の予定通り実施され、四二名の県会議員が選出された。

熊本新聞は三月二二日の論説に「県会議員選挙会之実況」と題して……(前略) 郡役所ハ最前ノ布達ヲ嚴履セント夜以テ日ニ継ギ、其選挙権ヲ有スル者ト被選挙権ヲ有スル者トヲ調査セント雖トモ、其名録ヲ一般ニ示サザリシハ蓋シ時日既ニ迫リテ其事ニ及ブニ邊アラザリシ故ナランカ、於是選挙人ハ何人ノ被選挙権ヲ有スルヤ否ヲ知ルニ由シナケレバ、先ツ其近傍ニテ被選挙権ヲ有スル事ヲ確知シタル者ヲ投票スルニ過ギズ

現ニ飽・詫両郡ノ如キハ選挙権ヲ有スル者七千余人トス、此七千人ニシテ四人ノ議員ヲ選ブトキハ、一人前千七百五十票ノ割合ナリ、然レドモ實際ニ於テハ此算答ノ如クナル可ラズト雖ドモ、今仮ニ之ヲ一郡中ニ求ルトスルモ、大概郡中ニシテ議員ノ任ニ堪ユベキモノ幾人カアル、恐クハ寥寥タル事暁天ノ残星ヲ見ルガ如クナラン、然ハ則チ人民ノ信任ヲ措ク処モ又大ニ区々ナル可ラザルガ如シ、然ルニ今實際ヲ顧ルニ、二百四十六票ヲ以テ最高点トシ、其三十票以上ナル者凡ソ二十四名(内他郡ノ者一名)アリ、以是觀之ハ選挙人ハ只其近傍ニ

テ全ク被選挙権ヲ有スル事ヲ通知シタル者ヲ選挙セシモノニシテ、広ク之ヲ郡中ニ求メタルニ非ル事ヲ知ルベシ、況ヤ全管内ヲヤ
と記し、投票が多数であるからと言って県議の重任に堪え得る者とは言えない。従って任に堪えずと思う者は適任者に譲ってほしいと述べている。

県会の成立と変遷 しかしとにかく議員は決定した。県は三月二十七日各郡区長宛奇第一二二号で「来ル四月廿五日開業可相成旨」の内決を示し、四月五日には同月二日に郡区長に参庁を命じ、(奇第一三九号)四月八日に議員一同に対して召集令書「県会ノ儀来ル廿五日ヨリ相開候ニ付、議員一同来ル二十日迄ニ到着シ県庁へ可届出」(県達偶第一四五号)を發した。

第一回通常熊本県会は一二年四月二五日から六月三日まで開催され、地方税規則に基づいて県令の提案した一二年度予算(一二年七月―一三年六月)其他を審議した。この時議長には玉名の木下助之、副議長には天草の植賀盛純が選出されている。

一三年には木下議長が玉名郡長になつたため嘉悦氏房が議長になり、半数改選が行なわれた。なお一四年には合併郡単位の議員選出がでなくなつたため、二月一四日に飽田・詫麻・山鹿・山本・菊池・合志・下益城・宇土各郡の議員は全員退職して選挙が行なわれた。半数改選はこの後一五年・一七年・一九年と奇数年に行われて二九年の府県制・郡制の実施まで続いた。

通常会の開催期は一二年は四月―六月、一三年は五月―六月、一四年三月―六月、一五年三月―五月、一六年四月―五月と変化したが、一七年至り三月―四月までの三〇日間に定着した。しかるに一九年度から予算年度が四月―翌年三月までに変更されたので、一八年から通常県会は一一月―一二月の三〇日間開催されることになった。

県会をはじめ議員を四組にわけて各々に幹事を置き、会の運営上の連絡をとっていたが、一四年二月の臨時会で常置委員七名を置くことにな

つて、議長・副議長の他に五名がえらばれた。なおこの常置委員は半数改選ごとに全員を改選し、中途退職者のある場合を考えて同数の予備員を選出しておくことになっている。常置委員の制度は二九年の府県制の実施によって参事会員制に改められるまで継続した。

一、 郡区町村編制法の実施

郡区制実施まで 明治一一年七月二二日の三新法の公布後三か月目の一〇月四日、熊本新聞はその論説でこれに言及して次のように述べている。

我大政府ノ三新法ヲ制定セラレシハ……爾来我輩目ヲ拭ヒ、首ヲ延テ其着手ノ日ヲ待ツコト于茲七旬、而シテ明県庁ノ未ダ實際施行セラレザルハ、蓋シ事重大ニ係ルヲ以テ或ハ其錯誤アラシキ事ヲ慎ミ、尤モ鄭重ヲ要セラルルヲ以テナラシム。然リ而シテ県会議場ノ建築モ落成將ニ近キニアレバ、会場ヲ開キ各議員ガ地方稅ヲ議スル亦將ニ遠キニアラザルヲ信ズ。郡区町村編制法ニ至テモ、彼ノ岡山県ノ如キ客月廿日ヲ以テ實地施行シタルヲ見レバ、自余ノ諸県モ不日陸続施行アルヲ知ルニ足レリ。

この論説はその後に続けて郡長の選任は名実ともに本県出身者を選ぶべきことを述べている。また一〇月一〇日の新聞には「三日に莊嚴寺で「戸長公選ノ利害ヲ論ズ」との演説のあることも記載されており、三新法の施行についての強い関心を示している。

右の論説に続いて一〇月二八日の同紙には「福岡県にては最早郡区町村編制の改正ありしが、区長壱名郡長十七名内八名は区長より、七名は新任、二名は戸長より、壱名は七等属より拜命せり」と記し、長崎県は一〇月二十九日改正の発令とともに、県庁の課名を改めており（一一月四日同紙）、大分県では一一月一日に改正を施行し、郡長一二名を置き県官よりの赴任者には旧給料、新任者は三〇円を与え、また戸長は町村一名宛で給料は一四円―一二円までとし、選挙法は町村人民の投票で三番

札まで郡長を経て県令に出し、その内から戸長の許令書を附与する筈であると記している（一一月一〇日同紙）。また長崎県の戸長給料は五円・六円の二等であるとも記している。

東京市中でも一一月二日に大・小区制を廃し、新に郡区制の一五区に改まり区長も任命された。（一一月一四日同紙）このように各地で改正が実施されたので、本県の実施も間近であろうとの推測からか、「本県にも既に郡区改正の御発令ありし杯、二・三日前より道路に喋々唱へますが、我々の聞く処にては今暫くは隙取るべしと云事」（一一月一八日）などの記事も見えている。

一二月六日・八日の熊本新聞には論説に林繁の「郡区町村編成論」を載せて次のように記している。

我政府ハ嚮ニ……三法ヲ制定シ……公布セラレタリ。各府県ノ令尹ハ其命ヲ奉シテ之ヲ實際ニ施行セントシテ、甲府乙県各々郡区町村ノ編制ヲ成シ、已ニ郡区長ヲ命ジテ新法ヲ施スモノ半ニ過タリ。本県下ニ於テモ日ナラスシテ此改正ヲ見ルニ至ルヘシ。然リ而シテ此郡区町村ナルモノハ我党人民ニ於テ最モ直接ナルモノナレハ、幸福上ニ幸福ヲ増シ、便益上ニ便益ヲ加ヘラレン事ヲ切ニ希望スルヲ以テ、聊所見ヲ演シテ当路者ノ参考ニ供ヘント欲スルナリ。

抑地方官會議ノ第一号議案ノ主旨タルヤ、第一、大小区画ヲ廢シ府県ノ下ヲ郡町村トシ其重複ヲ除キ以テ費用ヲ節ス、第二、郡町村ノ旧ニ復シ慣習ニ依リ以テ民俗ニ便ニスト、其他云々、実ニ地方分権ノ將來ニ萌芽セントスルモノナレハ、我輩人民奈ソシテ舞雀躍セサランヤ、当路者ハ必ス此朝旨ニ遵フテ費用民俗ノ点ニ注意セラルルハ、我党ノ飽マテ信スル所ナリト雖モ、郡区町村ノ編制ノ各県異同ナキニ非ルヲ以テ、其奈何ニ出ルヲ知ラス、因テ今我党ノ希望スル所ノモノヲ陳スル左ノ如シ。

道路ニ説ク者アリ、甲ハ曰各郡ニ一郡長ヲ置クヘシ、乙ハ曰二郡ヲ合シテ一郡長ヲ置クヘシト、吾党ハ以為ク甲者ノ説実ニ民俗ニ便ナランカ、奈ントナレハ民俗ノ殊ナル甲郡ハ乙郡ト異ナリ、甲村ハ乙村ト異ナリ、村落中ニモ亦小部小落ニ於テテ々趣ヲ異ニセリ、看ヨ方今第六大区菊池・山鹿ノ両郡ノ如キ決シテ一区ノ合一ヲ成シ難ク自ラ旧來ノ郡城ヲ保守スルモノニ似タリ。是則數百年來

なお郡長の給料は四五円で拜命時に結髪が三人、束髪で靴をはいた人が一人いたと熊本新聞は報じている。

郡区制の変遷 翌明治一三年九月二十九日熊本区役所は熊本区洗馬川端町三番地の古城県庁に程近い官有地に移り、また飽田・詫摩郡役所も一二月三日に飽田郡春日村久末屋敷七六六番地に移転した。また郡区長の異動では飽田・詫摩郡長岩佐善門が八代郡長に転じたので四月一四日に上益城郡長田尻彦太郎が後任となり、上益城郡長の後任には嘉悦氏房が任命されたが県会議員の故を以て即日辞退したので、翌日付で中山政説が任命された。八代郡長沢村友義も退職したので四月一四日飽田・詫摩郡長岩佐善門が後任となったが、一〇月八日には彼も退職して同日山本勝盛（葦北出身、九年民会議員）が後任として就任した。玉名郡長山田武甫もこの年三月二十九日に退職し、後任には県会議員の木下助之が任命された。

明治一四年に入ると六月一八日郡役所の合併が指示され、それまで一区役所・一郡役所であったものが一区役所・八郡役所に縮小された。新郡長は七月一日に任命された。熊本区長溝口貞幹は六月二五日依願免となり飽田・詫摩郡長田尻彦太郎の兼任となった。また飽田・詫摩の組合せに宇土郡が入って三郡兼務となり、郡長は田尻彦太郎が兼任し、山鹿・山本両郡に菊地・合志の両郡が組入れられて四郡兼務となり、郡長には旧宇土・下益城郡長の上羽勝衛が任命された。また上益城に下益城が組合わせられ郡役所はそのまま御船に置かれ、郡長も中山政説が再任された。もう一つ八代・葦北が組合わさって郡長には山本勝盛が再任された。この異動に伴い井上謙治・飯田熊太・古閑一足の三郡長は退職したが玉名・阿蘇・球磨・天草の四郡は前年のまま変化はなかった。

三、郡区境界の変更

郡区組替願 郡区制が布かれ、郡・区長が任命されると、それまで単

に名称として存在していた郡という単位が極めて重要な意味を持つようになってくる。従って何郡に所属するかということも、それまでと違って簡単に考えられなくなった。明治一一年三月一〇日に阿蘇郡白石村外一か村から提出された郡替願が翌年不許可になり、他に詫摩郡中江村の合志郡編入願も内務省の聞届けがなく、砥用郷二四村の上益城編入願も一三年から一六年まで願を繰り返しながら遂に許可されず、僅かに合志郡弓削村外三か村の詫摩郡への郡替願が、それもほとんど九二年かかってようやく許可されたにすぎなかった。

阿蘇郡村々の上益城編入願 まず阿蘇郡白石村外一か村の上益城郡編入願から見よう。この願書には白石村・仮屋村・米生村・市ノ原村・鎌野村・尾野尻村・緑川村・木原村・小仲竹村・貫原村・須原村・小峯村（戦前の小峯村地区）が名を連ねており、第九大区の六小区として上益城郡の村々（戦前の朝日村地区）と同区に含まれていた。

郡区域之内他郡江編入願

今般太政官第十七号御布達郡区町村編制被定、第二条郡区町村名称ハ総テ旧ニ依ルト、第三条郡之区域広濶ニ過キ施政不便ナル者ハ一郡ヲ画シテ上・中・下・東・西ノ数郡トナスト有之候ニ付テハ、其便否ハ庁議ニ於テ被定候得ハ敢テ愚民ノ具申可仕筋ハ無之、仰テ良法ヲ奉待候得共、阿蘇郡白石村外カ十一箇村之儀現今第九大区六小区江編入被仰付候ニ付テハ、上益城郡ニ情誼厚ク、殊ニ地形阿蘇郡南端之地位ニシテ上益城郡ニ隣接シ、物貨運輸等浜町・御船ニ向ケ通商致来、自郡ニ於テハ稍ク馬見原町ノ外曾テ交誼無之、諸事上益城同徹ノ運ニ致来候得者、公私ノ用ヲ達スルニ至便仕候ニ付、此際上益城郡ニ編入、該郡ノ施政ヲ奉請度各村人民協議ノ上真決仕候間、特別之御詮議ヲ被為以情願ノ意趣御允許被成下度、此段伏テ奉懇願候也。

ところが翌一二年一月二〇日郡区制は施行になったのに右の願に対しては何等の指令がなかったのか、戸長の藤岡常彦は二月五日に御指令伺を出し、最早郡村区域御確定御発令相成候上ハ情願之次第難被為叶筋ニ可有之候得共、御指令無之ニ付而ハ人民一同安堵致兼、頻発伺出候向モ御

座候間至急何分之御指令」をと訴えたが、県はこれに対して三月六日、「書面何之趣、追テ詮議之次第モ有之候ニ付、当分指令ニ不及旨申聞置ヘキ事」と指令した。しかし県は奇第一七三号をもって阿蘇・上益城両郡長に対し、分裂編入の便否得失の見込を上申せよと命じたので両郡長は五月一四日・九日に上申書を提出したが、両方共に「情状察すべきも從來通りが良い」との意見であった。そこで県は六月七日次のように指令した。

書面郡界不明瞭ノミナラス、分裂村落ノ位置不都合之儀モ有之ニ付、願之趣難及詮議候事

但地形民情共不得止事情有之候ハ、右ニ関スル各町村篤ト遂協議、境界等判然取調詳細図面相添更ニ可申出事

ところが地元では九月一五日付で白石村を除く一〇か村の連名で三度願書を提出した。これは白石村が飛地となっているため境界が判然しないとの県達に適合するための処置であった。しかしこれに対しても県は次のような詮議の結果不許可にしまった。

右分裂ノ儀ハ過般出願ノ趣ニヨリ実地検査被致候処、境界判然不致ノミナラス、其区域内ニ孕レ分裂ヲ願ハザル村落モ有之、或ハ各村ヲ隔テ、上益城ヘ編入情願ノ向モ有之、不都合ニ付難被及御詮議様御指令相成タル処、此節村数ヲ減シ猶本紙ノ通再願致シ図面上矢張判然郡界ヲナスノ山川道路等モ無之様相見、然ルニ阿蘇郡役所以南一四・五里ヲ隔同所往復等ノ不便ナルハ無論ナレトモ、之ヲ裂ク時ハ同役所以西二位スル元布田郷山西在モ亦上益城・合志両郡ノ内ニ編入セザルヘカラス、到底一部ノ端々ニ至ツテハ他郡ニ接近スルハ地勢ノ自然ニシテ、該地民ニ於テモ聊ノ不便ハ可憐当然ナリ、將右村々分裂御聞届相成時ハ数村ヲ隔ル馬見原町モ強テ出願スルノ勢ニ有之、猶更不都合ヲモ可生乎、殊ニ本文願意人民ノ情誼、物貨ノ運輸等ヲ申立、是等ハ他郡タリトモ聊差支無之儀ニ付、旁以左案ノ通御指令相成可哉候向。

(指令)

書面分裂ノ村落郡界錯雑不都合候条、最前指令之通可相心得事。

但實際ノ情誼、物貨ノ運輸等ハ自他郡ヲ論ゼズ、人民ノ自由タルベキ儀ト可心得事。

十二月十日

長官

これらの村々が阿蘇郡を離れて、実際の上益城郡に編入されるのはこれから実に七十年後の昭和二年四月一日のことになるのである。

合志郡村々の詫摩郡編入 合志郡の吉原村・弓削村・石原村・小山御領村の詫摩郡編入願は一二年二月一八日に提出された。

郡換願

元第四大区七小区肥後国合志郡

弓削村・石原村・吉原村・小山御領村

右四ヶ村ノ儀、区画御改正之御詫摩郡四大区へ編入被仰付候通ニ候処、今般郡区御改正ニ付テ是迄ノ区画ヲ廢シ、元郡界限り所轄被仰付、郡役所ヲ菊地郡限府町へ被開設、就テ者右四ヶ村ノ儀白川ノ大流ヲ阻隔シ、南ニ当テ詫摩郡鹿尾瀬・小山・中江・上南郡ノ四ヶ村へ犬牙致居、其上菊地郡役所迄者前条村々ヨリ凡里程四里半余モ有之、右遠隔ノ途中白川外合志・菊地ノ大流共々都合三ヶ所ニ大川ヲ抱エ居、然ニ旧藩合志郡大津会所々轄ノ砌モ白川ノ一流スラ諸御用或ハ間欠ケ又者遅緩等不尠、況ヤ菊・合之両河ヲ隔居候ニ付テ者、該役所ヨリ諸送達等モ大ニ不便利ニ可有御座、就中小山御領村之儀者詫摩郡新南部・保田窪之両村へ相接シ、熊本迄者里程僅カ一里程外無之、殊ニ聊ナル儀御座候得共、学校ノ儀モ合志・詫摩両郡村々催合之ケ所モ都合三校有之、併是等之儀ヲ以奉願候儀ニテハ無御座候得共、前条三ヶ所之大川ヲ隔且又菊摩合志両郡役所之儀者大ニ間隔致居候而已ナラス、右四ヶ村ニテ戸数僅カ百五十戸外無之、左候得ハ這回戸長所轄一ト組ニハ不足致シ、去リ迎大川ヲ隔以北ノ村々ト組合候得ハ是又双方不便利ヲ醸候訳ニ付、何卒此際詫摩郡へ郡換被仰付被下候様、左候得者郡界共々明瞭ニ相立、第一ハ上下共往々得便利可申奉存候間、特別之御詮議ヲ以願之通御免許被仰付被下候様幾重ニモ奉懇願候、依之別帙絵図面相添私共人民惣代トシテ此段奉願候事。

明治十二年二月十八日

元第四大区七小区合志郡弓削村

用掛 若松 桂七

仝村惣代人 岡田 正則

右同断石原村 用掛兼総代人

工藤 義勝

(以下略)

県は四月二一日詫摩・菊池・合志両郡長宛「両郡ノ便否得失如何可有之哉篤ト協議ノ上見込ノ趣取調一郡及一村限ノ田畑戸数人員等縮図色分ヲ以両郡一葉ニ相認五月十日迄ニ可差出」と指令を發したが、入違いに二三日菊池・合志郡長飯田熊太代理書記原田隆道名で、「該村之儀ハ人民歎願之通不便ヲ究候儀ハ相違無之、仍テ於当役所聊異存無之候間、他郡ニ於テ類例等ノ義モ無之候得共御許可相成度」と指令願が提出され、県は二一日發の指令通りに心得よと達している。

その後五月八日菊池・合志郡長飯田熊太は「右組替之儀ハ該村而已ニ無之、既ニ同郡須屋村ノ如キハ曩ニ同様申出候事モ有之候間必然之レニ類推シ、又同郡中島村ノ義モ白川ヲ跨グ実地弓削村外三ヶ村同様ノ村落ニ付、忽チ又之ニ波及スベク、可フルニ菊池郡ニモ幾分敷比例類推、許多ノ紛擾ヲ生候モ難計、依テ便否得失予メ見込相立兼候」と不同意の上申を行ったが、六月五日県は次の通りこれを一蹴した。

郡界組替等之儀ハ、地形民情共不得止分ハ詮議之筋モ可有之候条、当然ニ他ニ波及ヲ想像スルニ不及、現地實際ノ便否ヲ視察シ、奇第百七十四号達ノ通取調至急可差出候事。

そこで六月一九日両郡書記が出張して隣接村の異議の有無をたしかめたところ小山村列・上南郡村列・保田窪村とも異議なく、申請四村とも勿論申立の通りであった。七月五日飯田郡長は重ねて上申を行ったが「前文里程遠近・緒川遮隔等ノ儀素ヨリ不便ノ一ツニハ候得共、専ラ其意ノ注スル処、合志郡ニ組合居候テハ井手筋修繕・材木御下渡箇所遠隔且大

津街道修繕出夫等、彼是煩等有之ニ付分裂情愿差越候趣ニ申出云々」とやはり分離不賛成の氣持を強く含ませながら賛否を明らかにしていない。これに対して九月一日の飽田・詫摩郡長岩佐善門の具上は好意的上申である。

……右四ヶ村之地形ハ、白川ヲ以テ合志郡之地脈切断之姿ニ相成、詫摩郡中へ孕包セラレ、就中詫摩郡中江村之義ハ尚四ヶ村内ニ相籠リ、弥重之混淆眞ニ都合之地形ニ有之、然レトモ於旧藩ハ該村人民ノ請願伺等元大町郷大津旧会所ニ於テ受理致、且白川之一流ヲ隔、弓削村外ヨリ大津町ニ至ル

以テ其儘押移居候モ、到底詫摩郡へ合スルノ弁利タルヲ以テ、既ニ大小区改正之節詫摩郡一画之小区ニ被定、爾来合志郡大津街道等之修繕夫力ヲ免カレ、例年修繕用材ノ如キモ有旧藩テハ合志郡矢護山等ヨリ 距離凡 五里 下渡サレ、其勞力ニ

苦ミ居候処、大小区改正後ハ詫摩郡官林ヨリ下給リ旁弁利ヲ得來候内、今般郡区改正ニ付テハ菊池郡役所ニ至ル距離凡五里、且白川・合志・菊池之三大河ヲ隔テ、洪水ノ都度便路ヲ塞絶スル事間々有之、加ルニ用材之下与及ヒ夫役之如キモ忽チ不弁之旧時ニ復候テハ迷惑之趣、利害得失之別前記之通申出、相違有之間敷相聞、其上於地形詫摩郡へ編入セラルルハ至当ノ事ニ相見、両書記於実地協議之次第モ有之候処、別紙同僚ヨリノ上申ニヨレハ猶該郡ハ多少類推之響キモ有之、既ニ其萌芽ヲ發シ候云々書載有之通ニ付テハ、該郡役所ノ意見モ亦尤之事情ニ可有之候得共、於当郡テハ委細前陳之通ニ付、編入有無共ニ何等關係ノ筋無之、只々実地檢査之次第迄繪図面相添具上候条、可然御僉議有之度候也

県では両者の上申を見て「飽・詫具状は條利判然、菊合書面は曖昧にして分裂を欲せざるの意味有之哉に相見」と判定、三度菊池・合志郡長の見込を尋じた。一〇月二一日の飯田郡長の上申は「白川を隔て交通不便と言うが年に一回のことで、若しこれを許せば中島村は阿蘇郡に、須屋村は飽田部に分裂願を出すであらう。尤もその許否は官の仕事とは言いながら片手落は出来ないから平等に許可されることになるであらう。』就

テハ弓削村外三ヶ村分裂之儀小便利ヲ得ルト雖モ大無害之ニ付、從來之儘被閣候テ可然歟』と反対の態度を明らかにした。

しかし四か村は結束して二年二月六日又もや郡換願を提出、県も書類を制作して二月二十七日内務省へ提出した。ところがその後何の音沙汰もなく五か月が過ぎ一三年の五月四日に地理局長から郡長意見書と精密地図送付の照会があり、県は二日に回答を送ったがまたそのままになってしまった。該当村々はしびれをきらし、九月に指令伺を出し、一〇月二五日にも戸長から人民の督促が激しくて受答出来ない程だから至急指令してほしいと願ひ出たので、県は一月二日第八七五号で上申を出した。しかし二月に入っても指令がないので、一四日「カクネン、ジウニゲツ、ユゲムラホカ、サンガソン、グンカイ、ブンゴウ、ウカガイ、ゴシレイ、ヲコウ」と電報を打った。内務省指令は翌二月一五日到着したが日付は一月末日であった。

熊地廿号（朱書）

熊本県

今般其県管下肥後国合志郡小山御領村・弓削村・石原村・吉原村、詫摩郡へ編替候条、此旨相違候事。

明治十三年十一月三十日

内務卿松方正義 印

県は二月二〇日第九八一・九八二号で郡役所に公式指令を発し、同日付甲第二一一号で県下に布達し、ほとんど丸二年を費やしたこの郡編替一件もようやく目的を達したのである。

旧砥用郷の上益城編入願 明治一三年六月また次の願が提出された。

砥用郷村上益城郡二編入願

下益城郡元砥用郷二十四ヶ村ノ地形匪環凡十有三・四里、其位置東北西ノ三面上益城郡二界スル事七・八里南方八代郡五ヶ庄嶮山ヲ以区界トスル五・六里、坤一隅僅二一里許而已下益城郡中山郷二界ス、地理ニ因ルトキハ該郷全上益城郡二編入スヘキ区誠ニ可有之ノミナラス、其人情風俗タル哉自上益城郡矢部・甲佐・木倉郷ノ地方ニ向テ漸襲シ、人民縁故古来ヨリ親睦ノ情モ随テ周密ニ有之、其情状尤近似スルニヨリ事件ノ協議ニ亘ルモノモ速ニ吻合整頓スヘク、然

ルニ古昔益城郡十郷ヲ分割スルヤ、恐クハ地理人情ニ因ラス上下ノ郡郷数ヲ等分シタルヨリ処属ニ背戾スル所有之哉ト奉存候、依テ今般該郷ノ地理人情ヲ推究シ、南方暮川ヲ以上・下益城ノ郡境ト為シ、該郷二十四ヶ村ヲ分離シ上益城郡二編入所管被仰付度奉願候、左候得ハ地理人情之方為ニ一齊シ、齒牙相依リ該郷人民ノ往復或ハ協議等ニ付、向後永久ノ便益ヲ得ル必然之儀ニ有之、右者人民初テ陶鑄シタル願意ニ無之、古来ヨリ服心ニ含包シタル情意ニ御座候処、時世ノ勢ニ圧伏シ不得止今日ニ至ル迄民情ヲ具申スルニ由ナカリシモ、今ヤ幸ニ天恩ノ宥渥ナルニ遭過シ、人民宿昔ノ情意ニ根シ、一同協議ヲ遂候趣年恐不聞見取相添、此段連印ヲ以奉懇願候也

下益城郡

境村・大窪村・永富村・原町村・三加村・名越谷村・古閑村・土喰村・安部村・早楠村・栗崎村・三和村・二和田村・清水村・石野村・柏川村・洞岳村・大井早村・遠野村・畝野村・湧井村・豊富村・川越村・甲佐平村

右二十四ヶ村人民総代

右村々戸長

この願書を受けた県は郡長の意見を求めたので、下・宇郡長上羽勝衛は『理由が薄弱なので許可しない方が妥当である』と上申した。（七月五日）県はそこで七月七日に「願之趣難及詮義」と達したが、該当二四村は九月二七日再度の願を提出した。しかし県はこれに対しても一〇月七日前指令通りとの達を示して許可しなかった。

ところが既に一三年四月八日付太政官布告第一四号で示された郡区町村編制法追加三条の中、第八条の「地方ノ便益若シクハ人民ノ請願ニ由リ、止ヲ得サル理由アル者ハ、郡区町村ノ区域名称ヲ変更スル事ヲ得」という特例事項のあることと、二月二〇日付で合志郡の四か村は三度郡編入が許可されたことに刺戟され、翌一四年二月二二日二四村は三度び郡替願を提出した。

元砥用郷村上益城郡二編入替再々願

下益城郡元砥用郷二十四ヶ村上益城郡二編入替願、客年六月三十日附ヲ以テ上達仕候処、同七月七日附ヲ以テ書面之趣難及詮議段御指令之趣奉敬承、右御指

令之趣早速該村人民工及示諭候処、宿昔ヨリノ志願御採用不被在候段如何ニモ遺憾ノ余リ、不憚尊嚴尚同年九月廿七日奉再願候処、同十月七日附ヲ以テ書面之趣ハ最前指令之通可相心得段、御指令之趣奉敬承右御指令之趣尚又懇切示諭致候処、該鄉村人民編入替願ノ主腦タル、初発上達仕候願書面中縷々記載候通ニ付、更ニ喋々ヲ要セサル儀トハ奉存候得共……(中略)……………
………便益モ亦随テ益々将来ニ拡張スヘキハ必然ノ儀ニ可有之、該郷ノ人民己ニ此等ノ利害ヲ予察シタルヲ以テ、編入替ノ儀ハ旧来ヨリ熱心希願スル処ニ御座候得共、如何セン時勢ノ然ラシムル所、是迄徒ニ願意ヲ胸中ニ包含シ、敢テ情願ノ門路ヲ得ス候処、今ヤ幸ニ聖恩ノ優渥ナルニ遭遇シ、客年第拾四号御布告ノ御主意ヲ遵奉シ、且先般御管内己ニ編入替御許可ニ相成候村々モ御座候ニ就テハ、再三尊嚴ヲ奉瀆冒候儀実ニ恐多奉存候得共、人民止ムヲ得サルノ志願御憐察被成下何卒該郷二十四ヶ村上益城郡ニ編入替御許可被仰付被下候様、人民惣代ノ私共以連署再三奉懇願候也

この願書提出について県は人民惣代及戸長の内県庁に出頭するよう指示し(二月二十八日指示、三月一〇日出頭)その結果地区民は三月一五日まで「再々願ニ付、願意要点ノ附録」と標記した長文の参考書を提出しており、そこではまず郡の沿革から説きおこしている。

肥後国古今ノ沿革ヲ考フルニ、古ヘ火ノ国ヲ分テ前後トナシ、郡村ノ区域ヲ分画セシハ邈乎トシテ往古ニアリ、其事歴ヲ詳悉スルヲ要セス、中古以還、加藤・小西両氏ノ封ヲ此国ニ襲ヤ、緑川ヲ以テ封境ト爲シ、加藤氏川北ヲ領シ、小西氏其南ヲ有ス、聞ク所ニ因ル上・下益城郡元ト一郡ナルヲ、両雄分封ノ際其境域ヲ判然ナラシムルカ爲メニ、緑川一帯ヲ以テ兩部ニ割キタルモノニテ、蓋シ施設ノ利害・地形人情及ヒ人民ノ便否ニ因リ郡域ヲ分割シタル者ニ非ス。爾後細川氏ノ封ヲ此国ニ移スヤ、全国ヲ兼有シ以テ藩政ヲ施ス、兩郡郡ヲ異ニスト雖トモ、施政上ニ不便ナキヲ以テ依然旧規ヲ存シ、上・下ノ名ヲ冒ラシメタルモノニシテ、當時該郷ノ人民不便ヲ唱フル者有リト雖トモ、藩政ノ主義恐ラクハ許ササル所ノモノ有テ然ラン。然レトモ地理・人情ニ本キ、人民ノ利害ニ因ルトキハ、該郷二十四ヶ村全ク上益城郡ニ編入シ、将来人民ノ便益ヲ生スヘキノ要点ニシテ止マス、仍テ左ニ其数点ヲ具陳ス

以下「地形・道路及ヒ陸運便益ノ点」「水利・水運便益ノ点」「原野秣場ノ便益」「民費ノ異同」「学事ノ盛衰」「起工ノ着目」などの項をあげて詳細便益の点を説明している。しかしとにかく二四か村、一八八六戸、九五九五人、田三七〇町歩余、畑六七九町歩余、山林・原野六三八町歩余(明治一三年調)の郡替であり、これまで二回も却下した曰く付きの請願であるから、県は慎重を期して四月八日、両郡長に、要点附録を送つて同書に対する意見書提出を命じた。これに対して上益城郡長中山政説は「区域変更相成候モ人民ノ便利ハ勿論、施政上ニ於テモ指支無之見認候」と述べ(四月二〇日)下益城・宇土郡長上羽勝衛も「連合協力固ヨリ郡ノ異同ヲ問フヘキニアラスト雖、僻地ノ民郡名ノ異同ヲ以テ大ニ交際ノ親疎ヲ別ツ事ナキ能ハス、加フルニ郡役所ノ管轄ヲ異ニスルトキハ連合協力ノ一難事トス、砥用郷廿四村人民前途ノ幸福ヲ企図スル、專此点ニ注射セルガ如シ、是亦己ムヲ得サルノ情ニシテ、十数年来ノ宿願ニ出ルトキハ願意御聞届ニ相成郡域変更ノ御詮議有之候様致度」と意見を上陳し(四月一四日)ともに郡替に同意した。そこで県はさらに県官を派遣して実地検査を行うことに決し(四月二五日)一〇等属緒方三八を現地に派遣して実踏させたが、七月二二日の復命書もまた変更賛成意見で、彼は一村別の計数及び絵図面の提出を命じた。ところが一四年六月郡役所の編成がかわり、上・下益城が一郡役所となつたため一五年九月に至つても両郡一紙の取調が整わず、寺内八等属が取調にかかり、一六年二月に至つてようやく相違点を修正した書類が県の租税課に提出された。県では河原七等属が主任としてこれらの書類を審査した上、同一四日

抑維新後、郡村組替ノ例大ニシテハ玉名郡中富郷山鹿郡ニ組替、小ニシテハ合志郡弓削村外四ヶ村ヲ詫摩郡へ組替御聞届相成、右等ノ例ニ拠リ砥用郷ノ人民郡ノ組替ヲ熱心スルモノノ如ク相見、殊ニ郡長ニ於テモ組替ヲ要スルノ意見ニテ、実査復命書モ同一二出タリ、然レ共今日ニ至リテ、従前第一不便ト被考候郡役所

ハ上益城ニ合併シ、其望モ相立チ居可申哉ト想像ヲ下シ、其辺及質問候処、郡役所位置ニ不係飽迄モ郡替ノ志願ニ有之趣、其上十一年第十七号及十三年第十四号公布ノ趣モ有之、又出願ノ主意無容ノ事トノミ難見傲ニ付、一応其筋御稟議可然哉、為御參考右公布拔萃相添置候間、御決議之上取調可相伺候

との伺書を提出した。これに対して租税課の有田六等属は副議を提示した。

本願之趣反復熟考スルニ、行政区域合併以前ノ出願今尚止マサルハ、或ハ心中其ノ為ニスルモノアルカ如シ、仮令如何ナル思想アルニモセヨ、渠方口述トスル道路且水理ノ如キハ、郡ノ内外ヲ不問其利害ニ関スル人民連帯協議スヘキ法律ニシテ、郡名ニ於テ毫モ支障アルニ非ス、故ニ御聞届無之可然哉

整理課もまた「副議之通御決議を冀望仕候」と申出たため、遂に内務省稟議中止に決し、明治一六年二月二三日、県令名で次の通り指令された。一三年以来足かけ四年にわたったこの願も終結した。

書面願之趣、道路且水理工業ノ如キハ、郡ノ内外ヲ不問、其利害ニ関スル人民連帯協議スヘキモノニテ、何等支障ノ筋無之筈ニ付、最前指令ノ通可相心得候事

宇土郡東松崎村の下益城編入願 明治一四年四月二六日宇土郡東松崎村人民惣代は、東松崎村が下益城郡の松橋・新開・豊崎各村と組合聯合出夫等を持つことから下益城郡編入を願ひ出た。しかし県から何の指令もなかったため、八月三一日付で「弥修理向ニ各村聯合出夫彼是ニ関シ候間、何分之儀至急御指令被仰付度」と再伺を出した。これに対して県は九月八日に「書面願之趣、官員出張実査之上何分之可及指令候事」と指示したが、その後の事は記事が見えない。しかし明治二二年の豊川村合併まで郡替は行われていないから、その中に願を取り下げたものであろう。

四、戸長公選から戸長官選へ

戸長公選と世論 三新法の発布と同時に内務省乙第五四号が発せられ、戸長公選が決定したので、明治一一年九月二〇日の熊本新聞は「戸長公選法」と題する論説を掲げた。紙面剝脱して不明のところが多いが「戸長が民選になった以上選挙法が出来なければならぬ、その場合其町村在任者中より選ぶべきである。しかし僻地ではその任に堪える者のない場合も考えて便法を設けねばならない。また町村在任者と言っても新移民者では土地の事情に暗いから三年以上の在任者を被選人と定める必要がある。また選挙人を一般民全部とすると、且那や親方に投票が集まるからまず一組から一人の委員を投票させ、この委員に戸長を投票させれば「妄挙ノ過千少ナカラン乎」と考える。しかし今回が初年度であるから、誤選もあるであろう。だから今回選出の戸長の任期は一年とし、翌年改選させてその後三年毎に改選するのがよい」と述べている。

さらに翌一二年一月一四日に至り「戸長公選法第二」の論説を掲げ「他県の布達を見ると、戸長は三年の任期とし、その期間は事故なく辞職を許さず、その給料は五円・六円の二等となっている。このくらいの給与では一家を扶養するのも無理なのに、事故なく辞職を許さぬのは苛酷である。そうならば一層候補をあげるがよい。候補者の中から選ぶのなら惣人民の投票でもよいわけである。候補法は官に抛らないでできるから是非町村有志諸君はこの法を實行してほしい」と一六日まで二回にわたって説いている。

戸長以下設置法 明治一二年一月二〇日、県は郡区制を施行したので、これに関するいくつかの布達を発した。まず、甲第一一号では「請願届ノ儀一般成規アル者並左ノ条件ヲ除ノ外ハ戸長奥印ヲ受ルニ及ハス」として八項目をあげ、甲第一二号では経費の件、甲第一三号で「戸長選挙法」甲第一四号で「戸長以下設置法」を布達した。

今般戸長以下設置法別紙之通相^{〔定〕} 郡区長へ相達候条為心得此旨布達候事

明治十二年一月廿日 熊本県令 富岡敬明

戸長以下設置法

一、戸長ハ町村各一人ヲ置クヲ以テ本旨トス、然リト雖トモ地形ノ広狭・人口ノ多少ニ依リ、自ラ斟酌ヲ用キサルヲ得ス、依テ凡一人ノ所轄戸数平均四百戸内外ヲ以テ目的トナシ、小町村ハ便宜之ヲ合轄セシメ、云云（以下略）

戸長区の制定 戸長設置法にも示す通り、原則は一町村一戸長であるが、人口、戸数の多寡によつて必ずしもそう出来ないで、県は次のように戸長区を設定した。即ち、全県一八五町一二四五村に対して四三六戸長区で、これは三村一戸長の平均である。

| | | | | | |
|---------|-----------|------|-----|----|--------|
| 熊本区 | 一四七町 | 戸長区域 | 一七 | 戸数 | 一〇六八二 |
| 飽田・詫摩郡 | 三町 | 〃 | 五二 | 〃 | 二四四七七 |
| 山鹿・山本郡 | 四町 | 〃 | 二六 | 〃 | 一三五五五 |
| 菊池・合志郡 | 四町 | 〃 | 三〇 | 〃 | 一三四一四 |
| 阿蘇郡 | 二町 | 〃 | 三八 | 〃 | 一三五六四 |
| 玉名郡 | 七町 | 〃 | 五四 | 〃 | 二二八七八 |
| 上益城郡 | 四町 | 〃 | 三八 | 〃 | 一三八二六 |
| 下益城・宇土郡 | 四町 | 戸長区域 | 四六 | 戸数 | 二〇二一八 |
| 八代郡 | 四町 | 〃 | 二九 | 〃 | 一三六一九 |
| 葦北郡 | 三町 | 〃 | 一一 | 〃 | 八七〇一 |
| 球磨郡 | 一町 | 〃 | 二八 | 〃 | 一一九一一 |
| 天草郡 | 一町 | 〃 | 六六 | 〃 | 三二二三七 |
| 計 | 一八五町一二四五村 | 戸長役場 | 四三六 | 〃 | 一九九一八二 |

しかし戸長区が出来てもまだ新戸長の選挙が行われるまでは旧戸長以下を免職することはできない。県は乙第八号で旧正副戸長、旧雇用掛、旧町村用掛に対し、

本月本県乙第五号別紙手続書第八号ヲ以テ相違置候処、猶又各郡区役所ヲ相開候後モ戸長申付、其役場ヲ開候迄ノ間ハ郡区長ノ命令ヲ受、新戸長ノ心得ヲ以テ事務差支無之様可勤、此旨相違候事
但シ旧雇用掛及旧町村トモ都テ新書役ノ心得ヲ以テ従前之通可相勤候事
と達し、事務の空白がおこらぬよう留意している。

戸長選挙法の制定 新戸長を選ぶための「戸長選挙法」は同じ明治一二年一月二〇日、県甲第一二二号で、布達された。

戸長選挙法

- 第一 選挙人ハ其町村本籍ノ男満廿歳以上ノ者タルベシ
但年令ハ選挙会ノ前月迄ヲ通算スベシ
- 第二 被選人ハ其町村本籍ノ男満廿五歳以上ノ者タルベシ
但年令ハ選挙会ノ前月迄ヲ通算スベシ
- 第三 左ノ件々ニ触ル、者ハ被選人タル事ヲ得ス
第一項 懲役一年以上ノ刑ニ処セラレシ者
第二項 身代限ノ処分ヲ受ケ、負債ノ償還ヲ終ラサル者
第三項 官吏及準官吏
第四項 風癪白痴ノ者
- 第四 第三条第一項・第二項・第四項ニ触ルル者ハ選挙人タル事ヲ得ズ
- 第五 投票期日及選挙会場ハ郡区長之ヲ定メ、遅クモ期日十日前ニ其町村ニ報告スベシ
- 第六 投票期日ニ至リ郡区長ハ自ら之ニ臨ミ或ハ書記ヲ派出シテ、会場ノ取締及投票ノ調査ヲ為スベシ
- 第七 投票ハ被選人ノ姓名及自己ノ住所姓名年令ヲ記載シ実印ヲ捺シ之ヲ密封シ、其表面ニ自己ノ住所姓名ヲ記シ、予定ノ日書記へ差出スヘシ、若シ疾病アレハ代人ニ托シ差出スモ妨ナシトス
但文字ヲ書シ能ハサルモノハ、自ら会場ニ至リ書記へ演舌スルモ妨ナシトス
- 第八 郡区長及書記ハ予メ選挙人姓名簿ヲ製シ置、投票ト照合シ然ル後開封スヘシ
但姓名簿ハ他日参照ヲ要スル為郡役所ニ備へ置キ、選挙人ノ出入ヲ

をとることになった。各郡においても山鹿・山本郡は二月一八日投票、飽田・詫摩郡も三月早々、他郡も続いて選挙を行い、総数四三六名の戸長が選任され四月一日から新戸長による事務が開始された。

戸長選挙法の改正 戸長選挙法はその後、一二年三月に入つて一三日（甲七六号）に追加、一六日に第三条の更正（甲一〇九号）を行った。

〔追加〕一、其町村内ニ於テ被選人ノ見込無之トキハ、其郡区内ノ者ヲ撰挙スルモ妨ナシ

〔更正〕第三条第一項 懲役一年以上及国事犯禁獄一年以上実決ノ刑ニ処セラレシ者

但満期後七年ヲ終タル者ハ此限ニアラス

五月二十八日には第一四条を新に追加し、甲一三四号で布達した。

第十四条 当選人不適当ト認ルトキハ、改選又ハ順次多数ノ者ヲ取ル事アルヘシ

但奉職後ト雖トモ不適当ト認ルトキハ退職セシメ、代員撰挙セシムヘシ

翌一三年九月三日甲第一五〇号で戸長選挙法が全文改正された。

第一 選挙人ハ其町村本籍ノ男、満廿歳以上ノ者タルベシ

第二 被選人ハ其町村本籍ノ男、廿五歳以上ノ者タルベシ

第三 其町村内ニ於テ被選人ノ見込無之時ハ、其郡区内ノ者ヲ撰挙スルモ妨ケナシ

第四 官吏及准官吏ハ被選人タル事ヲ得ズ

第五 懲戒令ニ依リ免職スル者ハ満二年被選人タル事ヲ得ズ

第六 投票期日ハ郡区長之ヲ定メ、其町村ニ報告スベシ

第七 投票満期之日ニ至リ、郡区書記ヲ出張セシメ、投票ノ調査ヲナシ開封セシム

第八 投票ハ被選人ノ姓名及自己ノ住所姓名年令ヲ記載シ、実印ヲ捺シ之ヲ密封シ其表面ニ自己ノ住所姓名ヲ記シ、期中戸長役場へ指出シ、戸長役場ニ於テハ之ヲ取纏メ置キ、満期之日出張ノ郡区書記へ差出すベシ

シ

但文字ヲ書シ能ハザルモノハ満期之日自ラ戸長役場ニ至リ、郡区書記へ演舌スルモ妨ケナシトス

第九 予メ選挙人姓名簿ヲ製シ投票ト照合シ然後開封スベシ

但姓名簿ハ参照ヲ要スル為メ、一時郡区役所へ備置クヘシ

第十 戸長ハ投票ノ多数ニ依リテ之ヲ定ム、若シ投票同数ノ者アルトキハ年長者ヲ取り、同年ノ者ハ闖ヲ以テ之ヲ定ム

第十一 当選人ノ姓名ハ郡区長ヨリ届出テ又其町村内エ報告スベシ、尤辞令書ハ県庁ヨリ渡スベシ

第十二 当選人不適当ト認メ或ハ疾病其他已ムヲ得ザル事故アルトキハ改撰セシム

但第老番高点ヨリ十点ヲ下ラザル者ニ限り、次点ノ者ヲ取ル事アルベシ

第十三 戸長奉職後ト雖トモ不適当ノ者ト認ムルトキハ退職ヲ命ジ、改撰セシムル事アルヘシ

なお一〇月一二日（甲第一八二号）第四条が削除された。一四年六月二七日（甲第九七号）また改正が行われた。

第十四 戸長ノ任期ハ三年^{三十六ヶ月}トシ其都度改撰ス

但前任ノ者ヲ再撰スル事ヲ得
但現在ノ戸長ハ来ル七月中改撰可致事

なお同一四年九月二七日（甲第一七三号）でまたまた全文改正が行われた。

第一条 選挙人タルヲ得ヘキ者ハ年齢満廿年以上ノ男ニシテ、其区域内二本籍ヲ定メ現ニ居住スル戸主タルヘシ

第二条 被選人タルヲ得ヘキ者ハ満廿五年以上ノ男ニシテ其区域内二本籍ヲ定メタル者タルヘシ

但其区域内ニ於テ被選人ノ見込無之トキハ、其郡区内本籍ノ者ヲ選フモ妨ケナシ

第三款 左ノ各款ニ触ル、モノハ選挙人及被選人タル事ヲ得ス

第一款 瘋癲白痴ノ者

第二款 懲役禁獄一年以上実決ノ刑ニ処セラレ、満期後七年ヲ経サルモノ
但盗罪若クハ詐偽罪ニ罹ルモノハ一年以下ト雖モ本文ニ準ス

第三款 身代限ノ処分ヲ受ケ負債弁償ノ義務ヲ終ヘサルモノ

第四条 (旧第五に同じ)

第五条 投票期日及会場ハ郡区長之ヲ定メ、予メ其区域内ニ公告シ、投票用紙ヲ下渡スヘシ

第六条 投票期日ニハ郡区書記ヲ出張セシメ、投票ノ調査ヲナスヘシ

第七条 投票ハ予テ下渡ス処ノ用紙ニ被選人ノ住所姓名及自己ノ住所姓名ヲ記シ実印ヲ捺シ、之ヲ密封シ其表面ニ自己ノ住所姓名ヲ記シ、予メ公告セシ期日ニ選挙人又ハ代理人ヨリ出張ノ郡区書記ヘ直チニ差出スヘシ

但シ自書スル能ハスシテ代書セシムルモノハ、其代書人ハ代書人何某ト記シ捺印スヘシ

第八条 郡区役所ニ於テハ予テ其区域毎ニ選挙人名簿ヲ製シ置キ、出張ノ郡区書記之ヲ持參其投票ト照合スヘシ

第九条 投票多数ノ者ヲ以テ当選人トシ、同数ノ者ハ年長ヲ取り同年ノ者ハ闔域内ニ公告シ本庁ヘ届出ツヘシ

但投票第一番高点ヨリ五分一ヲ下ルトキハ更ニ改選セシムヘシ

第十条 戸長ノ辞令ハ県庁ヨリ相渡スヘシ

第十一条 戸長ノ任期ハ三年^{三十六ヶ月}トシ、其都度^{三十六ヶ月}改選ス 任戸長撰定迄事ム取扱フ

モノトス

但前任ノ者ヲ再選スル事ヲ得

第十二条 戸長任期中ト雖トモ第三条ニ掲クル諸款及ヒ第四条ニ遭遇スルカ、若クハ疾病事故アリテ退職スルトキハ、郡区長ハ更ニ之ニ代ル者ヲ選挙セシムヘシ

第十三条 戸長ノ任ニ堪ヘサルカ、或ハ事ニ差支アリト認ルトキハ、県令直ニ之ヲ罷免シ更ニ後任ヲ選挙セシムル事アルヘシ

前に比して非常に強い制限が加わっていることがわかる。

翌一五年二月一八日には第九条但書を「但次点ノ投票第一番高点ノ五分ノ四ナレハ八十点 二満タサル時ハ、改選セシムヘシ」と改め、また三月七日には第三条第三款を次の通り改正した。

旧法ニ依リ一年以上懲役、及国事犯禁獄ノ刑ニ処セラレ満期後五年ヲ経サル者

新法ニ依リ公権ヲ剥奪及停止セラレタル者、又ハ一年以上軽重禁錮ノ刑ニ処セラレ主刑満期後五年ヲ経サル者

明治一六年二月二八日またまた第一四条を追加した。

第十四条 選挙ノ際町村之治否ニ関係スルト認ムルトキハ官選スル事モアル可シ

さらに同三月一三日第五条に但書を次の通り追加した。

但本文会場借家料及投票用紙ハ其町村ノ協議費ヲ以テ支弁スヘシ

同年七月二日またまた「但シ現在在職ノ戸長ハ改薦ヲ要セス、其任期ハ本月ヨリ起算スヘシ」との但書をそえて全文を改正した。

戸長薦挙法

第一条 戸長ハ其区域内人民ニ於テ五名ヲ薦挙シ、其中ニ就テ県令之ヲ撰任ス、尤時宜ニ依リ薦挙法ヲ要セス、特ニ任免スルトコトアルヘシ

第二条 被薦挙人タルヲ得ヘキ者ハ年令満二十五年以上ノ男子ニシテ、其区域内ニ本籍ヲ定メタル者ニ限ルヘシ、尤其区域内ニ被薦挙人タルヘキ見込ノ者ナキトキハ本県内ノ者ヲ薦挙スルヲ得

但左ノ第一、第二、第三、第四款ノ内一款若クハ数款ニ触ル、者ハ被薦挙人タルコトヲ得ス

第一款 瘋癲白痴ノ者

第二款 旧法ニ依リ一年以上懲役及ヒ国事犯禁獄ノ刑ニ処セラレ満期後未タ五年ヲ経サル者

新法ニ依リ公権ヲ剥奪及停止セラレタル者又ハ一年以上軽重禁錮ノ刑ニ処セラレ、主刑満期後未タ五年ヲ経サル者

第三款 身代限ノ処分ヲ受負債弁償ノ義務ヲ終ヘサル者
 第四款 懲戒ニ依リ免職シ滿二年ヲ経サル者
 第三款 薦挙人タルヲ得ヘキ者ハ年令滿二十年以上ノ男子ニシテ、其区域内ニ本籍ヲ定メ現ニ居住スル戸主ニ限ルヘシ
 但第二条ニ掲クル第一・第二・第三款ノ内一款若クハ数款ニ触ル者ハ薦挙人タルコトヲ得ス

用紙場形

| | |
|---------|-------|
| 戸長投票 | 被薦挙人 |
| 何郡何町村 | 何郡何町村 |
| 何某 | 何某 |
| 同…… | 同…… |
| 何都区何町村 | 何年何ヶ月 |
| 年月日 薦挙人 | 某(実印) |
| (朱書) | 何年何ヶ月 |
| 右代書人何郡町 | 某(実印) |
| 何町村 | |

票面ヲ代書セシムルトキハ朱書の通明記スヘシ

第四条 前条薦挙人ハ毎二十戸乃至三十戸ヲ一組トシ、毎組ニ互撰ヲ以テ総代人一名及ヒ其補欠員三名ヲ撰挙シ、予テ所轄郡区役所ヘ届ケ置キ、改薦ノ際該総代人ヲ以テ復薦セシムルモノトス、尤モ総代人ノ年令等ハ第六條ノ例ニ拠ル
 但互撰ニ係ル執行ハ戸長役場ニ於テ取扱フヘシ
 第五条 薦挙人ハ第四条ニ定ムル所ノ外、土地ノ情况ニヨリ町村会若クハ町村聯合会議員ヲ以テ之ニ充ツルヲ得、此場合ニ於テハ該会ノ議決ヲ以テ郡区長ヲ經、予テ県令ニ届置クヘシ
 第六条 戸長ノ任期ハ四十八ヶ月トシ、其滿期ノ前月ニ於テ改薦スルモノトス但前任ノ者ヲ再薦スルモ妨ケナシ
 第七条 戸長在任中第二条ノ被薦挙人タルコトヲ得サル場合ニ遭遇シ又ハ疾病事故アリテ退職セシムルトキハ直ニ改薦ヲ執行スヘシ

第八条 戸長ヲ撰任スルノ後六十日以内ニ疾病事故アリテ辞退スルトキハ改薦ヲ要セス、前ニ薦挙セシ他ノ四名中ニ就テ更ニ撰任スル事アルヘシ
 第九条 戸長ヲ薦挙スルニハ投票ヲ以テシ、左ノ書式ノ通明記シ之ヲ密封シテ其表面ニ記名押印ノ上、開票前日迄ニ投票場ヘ出スヘシ
 第十条 戸長薦挙ノ事ハ、一切郡区長ニ於テ之ヲ管理シ投票期日及場所等ハ選クトモ一週日前予メ其区域内ニ広告スヘシ

第十一条 郡区役所ニ於テハ予テ其区域毎ニ撰挙人名簿ヲ製シ置クヘシ
 第十二条 戸長薦挙投票ノ開封ハ郡区役所又ハ戸長役場ニ於テ薦挙人中三名以上立会ノ上郡区長之ヲ執行ス
 第十三条 戸長薦挙投票ヲ開封スルニ方リテ、郡区長ハ被薦挙人タル資格ヲ有スルヤ否ヤヲ調査シ、然ル後投票数最多ノ者ヨリ順次五名ヲ取り立会人ニ示シ、当薦人ノ住所氏名年令票数ヲ記載シ、且ツ本人履歷書ヲ添ヘ直ニ県令ニ具申スヘシ
 但五名中ト全数ノ者アルトキハ、渾テ被薦挙人トシテ具申書ニ列記スヘシ

戸長選任方 戸長制度は大・小区制の時代にはじまり、府県によって選任されるのが普通であったが、明治七年三月八日太政官布告第二八号をもつて官吏に準ぜられ、身分・俸給等が定められた。その後一年に内務省から「可成公選セシム」との方針が示されたため、郡区町村編制法施行と同時にほとんど公選戸長となった。しかし準等・給与については何等特別の指示がなく旧制のままに、明治一五年を迎えた。
 明治一五年一二月二八日太政官達第七一号をもつて、戸長身分取扱について次のように達せられた。

戸長身分取扱ノ儀、明治七年三月二十八号ヲ以テ相達置キ候処、自今左之通改定シ、其俸給ハ府知事・県令適宜之ヲ定ムヘシ
 準十等ヨリ準十七等ニ至ル
 右相達候事

明治十五年十二月廿八日 太政大臣 三条 実美

この達では俸給は地方長官が適宜定めよとして、七年の布達では

区長で准判任一二等―一五等、戸長は准等外一等―六等であつたから、身分が上昇した以上俸給もそのままにしておくことは出来ない。かと言つて全員を引上げるとは財政上不可能である。そこで一六年の各府県会では戸長区域を整理して戸長の数を減らす提案が行われている。明治一七年五月七日太政官は地方税規則中第三条の改正を第一三号で布告した。

明治一三年四月第拾六号布告地方税規則第三条第十五項左ノ通改正シ十七年度ヨリ施行ス

一、戸長以下給料旅費
右奉勅旨布告候事

右の一五項はそれまで「戸長以下給料及戸長職務取扱諸費」と称されていたものであるが、これが改正されたのは同五月七日に太政官達第四一号で「戸長選任方」が定められ、戸長がこれまでの民選から官選にかわつたためである。

府 県

戸長ハ府知事・県令之ヲ選任ス。但町村人民ヲシテ三人乃至五人ヲ選舉セシメ、府知事・県令其中ニ就テ選任スルコトヲ得ヘシ。此旨相達候事
内務省達乙第二十四号（五月七日）

府 県

本年第拾三号布告ヲ以テ地方税規則第三条第十五項改正相成候ニ付テハ、戸長役場諸費ハ総テ区町村費ヲ以テ支弁スヘシ、此旨相達候事
内務省達乙第二十五号（五月七日）

本年第四拾号公達ニ依リ、町村人民ヲシテ戸長ヲ選舉セシムルトキハ、其選挙方ハ区町村会議員選挙ノ例ニ照準ス可シ、此旨相達候事

戸長の選任方法が改められると同時に、戸長役場の所轄区域も拡大された。この改革は、公選では人材が得難く、また戸長の人数が多くては十分の給料を与えることが困難なので、五〇〇戸五町村までを一役場区域とした。そしてこれに官選の戸長を設置して、給料をそれまでより高め、

町村行政の能率化をはかるにあつた。このことは右の「戸長選任方」と同日に発せられた内務卿山県有朋の一一か条の「訓示」の中に次のように説明されている。

一、戸長役場ノ所轄区域ハ、郡区町村編制法第六条ニ依リ府知事・県令ニ於テ適宜之ヲ定ム可シト雖トモ、一町村凡ソ五百戸以上ノ者ハ聯合セシテ戸長一員ヲ置クヘシ、其五百戸以下ノ町村ハ便宜聯合スルヲ得ルモ、合テ五百戸以上五町村以上ニ及フヘカラス、但其概率ニ由リ難キモノアルトキハ、状ヲ具シテ伺出ツヘシ

一、戸長役場所轄ノ区域ハ、行政ノ便否・利害ノ關係ヲ以テ査定スヘキハ勿論ナレトモ、年来慣行ノ区域アリテ、大ナル差支ナキ者ハ可成慣行ニ依リテ改メサルヲ要ス

一、戸長ハ可成永ク其町村ニ居住シ、名望資産ヲ有スル者ニ就テ選任スヘシ
一、町村人民ヲシテ戸長ヲ選舉セシメタル時、其当選人戸長ニ適応スル者ナシト認ムル場合ニ於テハ、再選舉セシムルト特ニ選任スルトハ、府知事・県令ノ適宜ニ任ス
一、戸長選任ノ儀ハ、本年第四十一号公達ニ依ルト雖トモ、戸長職務ニ於テハ従前ノ通心得ヘシ

一、戸長選任並戸長役場所轄区域改正等、一時難行届事情ノ向ハ、実地ノ都合ニ依リ漸次着手シ、総テ民間ノ混雜ヲナササルヲ要ス

これより以前、町村会の制度が設けられると、町村会議員と戸長はじめ町村吏員の兼務が可能であつたため、これが各地で問題となり、また戸長の公選についてもその不可を唱え、または精選の必要を叫ぶ声があり、官選戸長の必要を説く者もあつた。これらはいずれも狭い地域の中では公選しても戸長にその人を得ないという気持で、広く人材を登用する必要を説いたものであつたが、政府がこれを官選にした意図は実は別に存在した。

戸長公選当時の社会は自由民権運動の大流行期であつたため、政府は一村一戸長の制を立てて戸長による村内住民の統制、指導の強化を目指し、戸長を拠点として上からの政策を徹底させようと考えたのであつた。

ところがこのような戸長の地位は、公選制という立前から逆に村内住民によって操縦されることにもなり、政府の政策に不満を持ち、議会政治の実現の一日も早からんことを期待する民権思想家達に影響されるどころが大きかった。このことは自由民権の主唱者や行動家達に、地方の名望家と呼ばれる戸長や県議員が多かったことによっても明らかである。したがって公選戸長は、民権派の県議員の下では部落内部の組織化に努力し、国会開設請願のような多数の署名を必要とする場合には特に大きな力を發揮した。

このように自由民権運動が盛んになってきたために、一四年以降府県会規則の改正が行われて、しだいにその権限を規制してきたように、区町村会法においても戸長制度においても、国から県の線の統制下に束縛できるように、改正が行われたわけである。

本県の戸長区域改正 既に明治一六年本県は戸長薦挙法を改正し、ついで戸長区域を改正しようとして、同年六月四日一等属小池浩輔と警部兼六等属長山知賢に、戸長役場区域改正委員を命じた。さらに一七年五月の戸長選任方の布告により戸長区域の改正は必至の事態となった。同一七年七月二五日県は甲第八三号で「従来ノ戸長役場ヲ廢止シ、別紙ノ通り相定ム」として二九四の戸長役場区域を定めて布達した。一二年制定の戸長役場数の四三六に比すれば正に一四二戸長役場の減少となった。

熊本区に例をとると、一二年の戸長役場は一七であったが——戸長選挙の記事参照——それが次の七つに縮小統合されている。

呉服町二丁目、山崎町列、新町一丁目、手取木町列、南干反畑町列、中坪井町列、京町二丁目
ついで七月三一日から八月一日にかけて、官選戸長が続々と誕生した。
右の熊本区の新戸長を見てみると

呉服町二丁目 上田小三郎 山崎町列 大野尊明
新町一丁目 牧 信友 手取木町列 ？

南干反畑町列 江藤 観三 中坪井町列 大木淑慎
京町二丁目 牧柴謙十郎

となっている。なおこの戸長役場の呼び方について、正式には全町村名を列挙すべきであるがとても長々しいので、県は九月一二日乙第一五五号で何町村外何ヶ村戸長役場と称してもよいという通達を戸長役場に出している。

明治一九年一月二九日、県は甲第九号で熊本区の戸長に関して左の通達した。

熊本区、戸長並役場之儀本月三十一日限相廢シ、該事務ハ總テ熊本区長ニ兼撰セシム
右布達候事

紫溟新報は同時に「右に付熊本区役所は庁舎修繕中二月一日より当分の内県会議場に於て事を取扱はるることになり」との記事を掲げている。この戸長廃止は区が特別地区であるからなのか、それとも区役所の事務内容が充実したためなのか判然しないが、とにかく熊本区の七戸長は今月限りで姿を消すことになった。しかし戸長廃止は事務上不便が多かったとみえて、二〇年二月の熊本区会で町務係の設置が決定され、三月二日町務係撰挙規則が制定されている。

第三節 区町村会法と町村合併

明治一一年郡区町村編制法の施行により、大・小区の制度は廃止され、町村は旧態にかえされることになった。地方住民の意志とは別個に行政上設けられた大・小区制がなくなり、旧来の町村が尊重されることになると、地租改正にともなう合併異動に対する反動も出はじめる。明治一〇年まで合併につぐ合併で縮小された町村数は、一二年以降逆に少数ながら分裂・独立によって増加しはじめ、この傾向は一七年頃まで続くこ

となるのである。一方一二年の公選戸長制によって三八町一三三九村の全部に戸長を設置することは出来なかつたので、ここに一人の戸長をいたたく連合町村役場が数多く出来、一七年の官選戸長制によって町村連合は一層強化された。

明治一三年区町村会法が設けられたので、熊本区では区会、各町村では町村会または連合町村会が開設されることになり、公選制により町村民議員が選出された。これも地方住民にとつてははじめての事であり種々のトラブルもあつたが、しだいにこの制度に馴れてくるといつしかこれが自由民権運動の温床ともなつて政府をあわてさせることになつた。そのために、戸長官選に見られるような政府統制の枠が区町村会にもまた設けられることになり、明治一七年の改正となるのである。

一、区町村会法と区町村会

区町村会法 区町村が公選の戸長を選出して自治体的な性格を持つてくれば、当然区町村の自治に関して審議決定する機関が必要になつてくる。それは府県に府県会が存在するのと同様である。果して明治一三年四月八日、府県会規則の大改正とともに今一つ下部の会議組織である「区町村会法」が太政官布告第一八号で布達された。

区町村会法

第一条 区長村会ハ其区町村ノ公共ニ關スル事件及ヒ其經費ノ支出徴収方法ヲ議定ス

第二条 区町村会ノ規則ハ、其区町村ノ便宜ニ從ヒ之ヲ取設ケ、府知事・県令ノ裁定ヲ受クヘシ

第三条 数区町村連合会ヲ開クトキハ、其地方ノ便宜ニ從ヒ規則ヲ設ケ、府知事・県令ノ裁定ヲ受クヘシ

第四条 区会ノ評決ハ区長之ヲ施行シ、町村会ノ評決ハ戸長之ヲ施行ス、若シ其評決ヲ不適当ナリトストキハ、其施行ヲ止メテ府知事・県令（戸長ハ郡

区長ヲ経テ）ノ指揮ヲ乞フコトヲ得

第五条 数区連合会ノ評決ハ区長之ヲ施行シ、数町村連合会ノ評決ハ地方ノ便宜ニヨリ戸長又は郡区長之ヲ施行ス、若其評決ヲ不適当ナリトストキハ、總テ前条ノ手續ニ從フヘシ

第六条 郡区長ニ於テ町村会若シ法ニ背クコトアリトストキハ之ヲ中止シ、其評決ヲ不適当ナリトストキハ其施行ヲ止メテ、府知事・県令ノ指揮ヲ乞フコトヲ得

第七条 府知事・県令に於テ、区町村会及ヒ連合会若シ法ニ背クコトアリトストキハ之ヲ中止スルコトヲ得、又ハ之ヲ解散シテ改選セシムルコトヲ得

第八条 水利土功（公共ノ水利土功ニシテ全町村ノ利害ニ關涉セス、或ハ数町村ノ幾分ノミ其利害ニ關係スルモノ、又ハ利害ニ關係ナキモ從來組合等ノ慣行アルモノヲ云）ノ為メ、町村会ノ決議ヲ以テ其關係アル人民若シクハ町村ノ集會ヲ要スルトキハ、其地方ノ便宜ニ從ヒ規則ヲ設ケ、府知事・県令ノ裁定ヲ受クヘシ

第九条 前条ニ掲ケタル集會評決ノ施行及ヒ其取締リハ、第四条ヨリ第七条マテノ手續ニ從フヘシ

第十条 第三条及ヒ第八条ニ掲ケタル集會ヲ要スルトキ、其關係アル区町村若クハ人民中異議アリテ其集會ニ応セサルトキハ、府知事・県令之ヲ府県会ニ付シ、其決スル所ニ依リ之ヲ定ムヘシ

但府県会ノ閉會ニ當リ其開會ヲ待ツヘカラサルトキハ、府知事・県令之ヲ決定スルコトヲ得、此場合ニ於テハ、次ノ開會ニ於テ之ヲ報告スヘシ

この規則によれば区町村会は比較的自由な集會であつたことが伺われる。その任務にしても区町村の公共に關する事件およびその經費の支出徴収方法を議定するのであつて、會議規則も区町村の便宜によつて設け、府知事・県令の裁定を受ければよく、また連合町村会を開催することも自由であつた。しかしこれもまたそう長いことではなく、明治一七年の改正では地方住民の自由意志を制限する方向に強く傾いていくのである。

なおこの「区町村会法」は明治一四年二月一四日太政官布告第七号で

第八条が次の如く改正された。

第八条 水利土功ノ為メ其關係アル人民ノ集会ヲ要スルトキハ、其地方ノ便宜ニ從ヒ規則ヲ設ケ、府知事・県令ノ裁定ヲ受クヘシ

また翌一五年二月一四日大政官布告第一二号で次の改正も行われた。

明治十三年四月第十八号布告区町村会法第十条但書左ノ通改正ス

但府県会ノ開会ニ當リ、其ノ開会ヲ待ツヘカラサルトキハ常置委員ノ決議ニ付スルコトヲ得、此場合ニ於テハ次ノ開会ニ於テ、常置委員ヨリノ報告スヘシ

改正区町村会法 明治十七年五月七日に、「区町村会法」の全面改正および「戸長選任方」が定められた。改正区町村会法は次の通りである。

明治十七年五月七日大政官布告第十四号

第一条 区長村会ハ、区町村費ヲ以テ支弁スヘキ事件及其経費ノ支出・徴収方
法ヲ議定ス

第二条 区町村会ノ会期、議員ノ員数、任期、改選及其他ノ規則ハ、府知事・
県令之ヲ定ム

第三条 区会ハ区長之ヲ招集シ、其議案ヲ発ス、町村会ハ戸長ノヲ招集シ、其
議案ヲ発ス

第四条 区会ノ評決ハ区長之ヲ施行シ、町村会ノ評決ハ戸長之ヲ施行ス、若シ
其評決ヲ不適當ナリトスルトキハ其施行ヲ止メ、府知事・県令ニ具状シテ指
揮ヲ請フヘシ

第五条 区長ニ於テ区会、郡区長戸長ニ於テ町村会ノ議事、若シ法ニ背キ又ハ
治安ヲ害スルコトアリト認ムルトキハ、其會議ヲ中止シ、府知事・県令ニ具
状シテ指揮ヲ請フヘシ

第六条 府知事・県令ニ於テ、区町村会ノ議事若シ法ニ背キ又ハ治安ヲ害スル
コトアリト認ムルトキハ、何時タリトモ区町村会ヲ停止シ、又ハ之ヲ解散シ
テ改選セシムルコトヲ得

第七条 前条ノ場合ニ於テ、停止又ハ解散ヲ命シタルトキハ、更ニ開会ヲ命シ、
又ハ改選スル迄ノ間区長・戸長ハ経費ノ支出・徴収方法ヲ定メ、府知事・県
令ノ認可ヲ得テ施行スルコトヲ得

第八条 区町村ニ於テ議員ヲ選挙セス、又ハ議員招集ニ応セスシテ會議ヲ開ク
ヲ得ス、及議定スヘキ議案ヲ議定セス、又ハ会期内ニ於テ議案ヲ評決シ終ラ
サルトキハ前条ノ例ニ依ル

第九条 議員ヲ選挙スルヲ得ヘキ者ハ、満二十歳以上ノ男子ニシテ、其区町村
ニ住居シ其区町村内ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル、但府県会規則第十三条第
一欸・第二欸・第三欸ニ触ルル者及陸海軍人現役ノ者ハ、選挙人タルコトヲ
得ス

第十条 議員タルコトヲ得ヘキ者ハ、満二十五歳以上ノ男子ニシテ其区町村ニ
住居シ、其区町村内ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル、但府県会規則第十三条第
一欸・第二欸・第三欸・第四欸ニ触ルル者ハ議員タルコトヲ得ス

第十一条 区会ノ議長ハ区長、町村会ノ議長ハ戸長ヲ以テ之ニ充ツ、区長・戸
長若シ事故アルトキハ、区長・戸長ニ於テ議員中ヨリ議長ヲ指定スルコトヲ
得

第十二条 府知事・県令其管轄内ニ於テ、町村会ヲ開設シ得ヘカラサル状況ア
ルヲ認ムルトキハ、内務大臣ニ具状シテ指揮ヲ請フヘシ

第十三条 府知事・県令ハ数区町村ニ関涉スル事件アルトキ、其区域ヲ定メテ
連合区町村会ヲ開設スルコトヲ得

第十四条 府知事・県令ハ、水利土功ニ関スル事項ニシテ、区町村会若クハ連
合区町村会ニ於テ評決スルヲ得サルモノアルトキ、特ニ其区域ヲ定メテ水利
土功会ヲ開設スルコトヲ得

第十五条 連合区町村会及水利土功会ハ、總テ本法ニ準拠ス、其区域区長・戸
長数人ノ所轄ニ渉ルモノハ、府知事・県令便宜郡区長ヲシテ其評決ヲ施行セ
シムルコトアルヘシ

これを、去る一三年に制定された「区長村会法」と対照すると、多くの
点で区町村の自由が制限束縛されていることがわかる。まず会の任務は
「区町村費ヲ以テ支弁スベキ事件」に限定され会の規則はすべて府知
事・県令が定めることになっており、連合会は「数区町村ニ関涉スル事
件アルトキ其区域ヲ定メテ」、しかも知事・令の判断で設けられることと
変えられている。その他区町村会には区長・戸長が招集して議案を発し、
区長・戸長がその議長となる規定であり、以前に比すれば隔世の感を抱

かせる官製品と化してしまつた。

本県の区町村会規則及び聯合町村会規則 明治一七年五月七日太政官
布告第一四号で区町村会法が全文改正されたので県はとりあえず五月一
四日付甲第三四号で

今般第十四号ヲ以テ区町村会法改正相成候ニ付テハ、追テ何分之義相
達候迄、従前之規則ニ抛リ開会不苦儀ト心得ヘシ

と布達したが、同年六月一六日、甲第四七号で「区長村会規則」および
「聯合町村会規則」を次の通り定めた。

区町村会規則

第一章 総則

第一条 区町村会ハ区町村費ヲ以テ支弁スヘキ事件及ヒ其経費ノ支出徴収方法
ヲ議定ス

第二条 区町村会ハ定期会ト臨時会トノ二類ニ別ツ、其定期ニ開クヲ定期会ト
ナシ、臨時ニ開クヲ臨時会トナス

臨時会ハ其特ニ会議ヲ要スル事件ニ限り、其他ノ事件ヲ議スルコトヲ得ス

第三条 定期会・臨時会ヲ論セス区会ノ議案ハ区長之ヲ發シ、町村会ノ議案ハ
戸長之ヲ發ス

第四条 区会ノ評決ハ区長之ヲ施行シ、町村会ノ評決ハ、戸長之ヲ施行ス、其
評決ヲ不適当ナリトストキハ、其施行ヲ止メ県令ニ具狀シ指揮ヲ請フヘシ

第五条 区町村会ハ毎年定期会議ノ初メニ於テ区町村費ニ係ル前年度ノ出納決
算報告書ヲ受ケ、該区長・戸長若シクハ其代理人ニ説明ヲ求ムルコトヲ得、
出納決算報告書ニ付、区町村会ヨリ説明ヲ求ムルトキハ該区長・戸長若シク
ハ其代理人之ヲ説明スヘシ

第六条 区町村会ハ議事ノ細則ヲ議定シ、区会ハ区長、町村会ハ戸長ノ認可ヲ
得テ之ヲ執行スルコトヲ得

第七条 区町村会ハ議員ノ内招集ニ応セス、又ハ事故ヲ告スシテ参会セサル者
ヲ審査シ、其退職者タルヲ決スル事ヲ得

第二章 選挙

第八条 区町村会議員ノ数八十人以下タルヘシ

第九条 区会ノ議長ハ区長、町村会ノ議長ハ戸長ヲ以テ之ニ充ツ、区長・戸長
若シ事故アルトキハ、区長・戸長ニ於テ議員中ヨリ議長ヲ指定スル事ヲ得

第十条 議員ハ俸給・旅費・日当ヲ給セス

第十一条 書記ハ議長之ヲ撰ヒ、庶務ヲ整理セシム、其俸給ハ會議ノ議決ヲ以
テ、会費中ヨリ之ヲ支給ス

第十二条 区町村会ノ議員タルコトヲ得ヘキモノハ、満二五歳以上ノ男子ニシ
テ、其町村ニ住居シ其町村内ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル、但左ノ各款ニ触
ルル者ハ議員タルコトヲ得ス

第一款 風癪白痴ノ者

第二款 旧法ニヨリ一年以上懲役及ヒ国事犯禁獄ノ刑ニ処セラレ満期後五年
ヲ経サル者

新法ニヨリ公権ヲ剥奪及ヒ停止セラレタル者、又ハ一年以上輕重禁錮ノ刑
ニ処セラレ、主刑満期後五年ヲ経サル者

第三款 身代限ノ処分ヲ受、負債ノ弁償ヲ終ヘサル者

第四款 官吏・教導職及陸海軍諸卒現役ノ者

第十三条 議員ヲ選挙スルヲ得ヘキ者ハ、満二十歳以上ノ男子ニシテ其区町村
ニ住居シ、其区町村内ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル、但前条ノ第一款、第二
款、第三款ニ触ル、者及ヒ陸海軍軍人現役ノ者ハ選挙人タル事ヲ得ス

第十四条 選挙会期日及投票ノ手續等ハ、区長又ハ戸長ヨリ之ヲ告示スヘシ

区長、戸長ハ選挙会場ヲ取締ヲナシ、投票ヲ調査スヘシ
被選人其選ヲ辞スルカ又ハ不適当ナル者アルトキハ、順次投票多数ノ者ヲ取
ヘシ、若シ同数ノ者アルトキハ八年長ヲ取り、同年ナレハ團ヲ以テ之ヲ定ム当
選人ヲ査定スルノ后、区長・戸長ハ之ニ当選状ヲ渡シ当選人ハ請書ヲ出ス可
シ

当選人各請書ヲ出シタル後、区長・戸長ハ其姓名ヲ其区町村内ニ告示スヘシ

第十五条 職員ノ任期ハ六年トシ、三年毎ニ全数ノ半ヲ改選ス、第一回三年期
ノ改撰ヲ為スハ、抽籤ヲ以テ其退任ノ人ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テハ前任ノ者ヲ再撰スル事ヲ得

第十六条 議員中第十二条ニ掲クル諸款ノ場合ニ遭遇スルカ、又ハ其区町村外
ニ転居スルカ、其他總テ欠員アルトキハ更ニ之ニ代ル者ヲ撰挙ス

第三章 議則

第十七条 議員半数以上出席セサレハ、当日ノ會議ヲ開ク事ヲ得ス

第十八条 會議ハ過半数ニ依テ決ス、可否同数ナルトキハ議長ノ可否スル所ニヨル

第十九条 区長・戸長若クハ其代理人ハ、會議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ弁明スル事ヲ得、但議決ノ数ニ入ル事ヲ得ス

第二十条 議員ハ會議ニ当リ、人身上ニ付褒貶毀譽ニ涉ルコトヲ得ス

第二十一条 議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス、若シ規則ニ背キ議長之ヲ制止シテ其命ニ順ハサル者アルトキハ、議長ハ之ヲ議場外ニ退去セシムルコトヲ得

第二十二条 区町村会ハ毎年一度四月・五月ノ間ニ於テ之ヲ開ク、其開閉ハ区長又ハ戸長ヨリ之ヲ命ス、会期ハ七日以内トス

第二十三条 区長ニ於テ区会、郡区長・戸長ニ於テ、町村会ノ議事若シ法ニ背キ、又は治安ヲ害スル事アリト認ムルトキハ、其議會ヲ中止シ、県令ニ具狀シテ指揮ヲ請フヘシ

第二十四条 県令ニ於テ区町村会ノ議事若シ法ニ背キ又ハ治安ヲ害スル事アリト認ムルトキハ、何時タリトモ区町村会ヲ停止シ、又ハ之ヲ解散シテ改選セシムル事アルヘシ

第二十五条 前条ノ場合ニ於テ、停止又ハ解散ヲ命令シタルトキハ、更ニ開會ヲ命シ又ハ改選スル迄ノ間、区長・戸長ハ経費ノ支出徴収法ヲ定メ、県令ノ認可ヲ得テ施行スル事ヲ得

第二十六条 区町村ニ於テ議員ヲ選舉セス、又ハ議員召集ニ応セスシテ會議ヲ開ク事ヲ得ス、及ヒ議定スヘキ議案ヲ議定セス又ハ会期內ニ於テ議案ヲ評決シ終ラサルトキハ、前条ノ例ニ依ル

第二十七条 県令ヨリ解散ヲ命シタルトキハ、某解散ヲ命シタル日ヨリ三十日以内ニ更ニ議員ヲ改選スヘシ

聯合町村会規則

第一章 総則

第一条 聯合町村会ハ連合町村費ヲ以テ支弁スヘキ事件及ヒ其経費ノ支出徴収方法ヲ議定ス

第二条 聯合町村会ハ定期会ト臨時会トノ二類ニ分ツ、其定期ニ開クヲ定期会トナシ、臨時ニ開クヲ臨時会トナス

定期会臨時会ヲ論セス、戸長数人ノ所轄ニ涉ル聯合町村会ハ郡区長之ヲ管理シ、戸長老人ノ所轄ニ係ル聯合町村会ハ戸長之ヲ管理ス、但其議案ハ該管理ノ郡区長又ハ戸長之ヲ発ス

第三条 聯合町村会ノ評決ハ、該管理ノ郡区長又ハ戸長之ヲ施行ス、該郡区長・戸長ニ於テ若シ其評決ヲ不適當ナリトスルトキハ、其施行ヲ止メ県令ニ具狀シテ指揮ヲ請フヘシ

但戸長数人ノ所轄ニ涉ル聯合町村会ノ評決モ、便宜戸長ヲシテ施行セシムル事アルヘシ

第四条 聯合町村会ハ毎年定期會議ノ初メニ於テ、前年度ニ係ル出納決算ノ報告書ヲ受ケ、該管理ノ郡区長・戸長又ハ其代理人ニ説明ヲ求ムルコトヲ得、出納決算ノ報告書ニ付聯合町村会ヨリ説明ヲ求ムルトキハ、該管理ノ郡区長・戸長亦ハ其代理人之ヲ説明スヘシ

第五条 聯合町村会ハ議事ノ細則ヲ議定シ、該管理ノ郡区長・戸長ノ認可ヲ得テ、之ヲ施行スルコトヲ得

第六条 聯合町村会ハ議員ノ内召集ニ応セス、又ハ事故ヲ告スシテ参会セサル者ヲ審査シ、其退職者タルヲ決スル事ヲ得

第二章 選挙

第七条 聯合町村会ノ議員ハ每町村同数ヲ以テ撰挙シ、其惣員二十人以下タルヘシ、但二十町村以上ニ及フトキハ每町村老人ノ割ヲ以テ選挙ス

第八条 聯合町村会ノ議員ハ、郡区長又ハ戸長ニ於テ、区町村會議員中ヨリ互選セシム

但選挙会期日・投票ノ手續ハ、郡区長又ハ戸長ヨリ之ヲ告示シ併テ該会場ノ取締ヲナシ、投票ヲ調査スヘシ、被選人其選ヲ辞スルトキハ順次投票多数ノ者ヲ取ルヘシ、若シ同数ノ者アルトキハ年長ヲ取り、同年ナルハ闔ヲ以テ之ヲ定ム

第九条 郡区長・戸長ハ当選人ヲ査定スルノ後、之ニ当選状ヲ渡シ其受書ヲ徴スヘシ

但当選人各受書ヲ出シタル後、郡区長・戸長ハ其姓名ヲ該町村内ニ告示スヘシ

第十条 聯合町村会ノ議長ハ、該管理ノ郡区長又ハ戸長ヲ以テ之ニ充ツ、若シ事故アルトキハ該郡区長・戸長ニ於テ、議員中ヨリ議長ヲ指定スル事ヲ得

第十一條 議員ハ俸給及ヒ旅費・日當ヲ給セス

但片道三里以上ニ及フモノハ往復旅費日當ヲ給ス

第十二條 書記ハ議長之ヲ撰ヒ庶務ヲ整理セシム、其俸給ハ會議ノ議決ヲ以テ
會費中ヨリ之ヲ支給ス

第十三條 聯合町村會議員ノ任期ハ区町村會議員ノ任期充ツルニ從ヒ改選スル
モノトス

第十四條 (区町村會議規則第一六條にほとんど同じ)

第三章 議則

第十五條 (区町村會議規則第一七―二二條にほとんど同じ)

第四章 開閉

第二十條 (区町村會議規則第二二條にほとんど同じ)

第二十一條 定期會期ノ外會議ニ付スヘキ事件アルトキ、該郡區長又ハ戸長ハ
臨時會ヲ開ク事ヲ得、其會期ハ四日以内トス

但該會ヲ要スル事由ヲ直ニ県令ニ報告スヘシ

第二十二條 聯合町村會ノ議事若シ法ニ背キ又ハ治安ヲ害スル事アリト認ム
トキハ、該管理ノ郡區長・戸長ハ其會議ヲ中止シ、県令ニ具狀シテ指揮ヲ請
フヘシ

第二十三條 県令ニ於テ、聯合町村會ノ議事若シ法ニ背キ又ハ治安ヲ害スルコ
トアリト認ムルトキハ、何レノ時ヲ問ハス之ヲ停止シ、又は議員ノ解散ヲ命
スル事アルヘシ

第二十四條 (区町村會議規則第二五條とほとんど同じ)

第二十五條 区町村會議員ニ於テ聯合町村會議員ヲ選舉セス、又ハ議員招集ニ
応セスシテ會議ヲ開ク事ヲ得ス及ヒ議定スヘキ議案ヲ議定セス、又ハ會期中
ニ於テ議案ヲ評決シ終ラサルトキハ、前條ノ例ニ依ル

第二十六條 県令ヨリ解散ヲ命シタルトキハ、其解散ヲ命シタル日ヨリ五十日
以内ニ、更ニ議員ヲ改選スヘシ

〔注〕区町村會議規則にほとんど同じとあるのは、区町村會の「区」を「聯合」
と読み替え、「區長」を「該管理ノ郡區長」と読み替えるもの

この区町村會議規則および聯合町村會議規則の布達にともない、同日付で關
連布達を次のように發した。

甲第五一號

聯合町村會區域ノ儀ハ現在戸長所轄ヲ以テ該區域トス、尤戸長數人ノ所轄ニ涉
ル聯合町村會及ヒ水利土功會ヲ開設セントスルトキハ、該區域ノ町村名及ヒ其
事件(水利土功會ハ、)等開會以前県庁ニ具申シ、指揮ヲ受ヘシ
〔地図ヲ添エ〕

但県庁ニ於テハ区町村會法第十五條ニ依リ、其管理者ヲ指定ス
右布達候事

明治十七年六月十六日 熊本県令 富岡 敬明

乙第九十號(六月一六日)

今般甲第四十七號ヲ以テ区町村會議規則布達候處、各郡区内人家僅少又ハ山間
僻地等町村會ヲ開設シ得ヘカラサル町村ハ、其実況及ヒ戸數反別等詳細取調
來七月五日迄届出ヘシ、此旨相達候事

乙第九十一號(六月一六日)

今般甲第四十七號全四十八號ヲ以聯合町村會議規則及ヒ水利土功會規則布達候
ニ付テハ、該議員旅費日當左ノ通り支給スヘシ、此旨相達候事

一、旅費満老里ニ付金五匁
一、滞在日當老日金三拾匁

乙第九十二號(六月十六日)

今般甲第四十七號ヲ以テ区町村會議規則及聯合町村會議規則布達候處、本年ノ儀
ハ已ニ年度切迫ニ付、期日ニ拘ハラズ速ニ開會候様取計ヘシ、此旨相達候事

区町村費課出規則 同(一)七年六月一六日、甲第四十九號で区町村費課
出規則も定められた。

第一條 区町村費ハ左ノ科目ニ從テ徴收ス、其割合ハ区町村會又ハ聯合町村會
ノ評決ヲ以テ之ヲ定ム
但現品又ハ夫役ヲ以テ徴收スルモ妨ケナシ

一、地価割

一、反別割

一、營業割

一、戸別割

第二條 營業割ノ種目ハ地方稅ヲ賦課スル營業稅ノ課目ニ準拠スヘシ

第三条 区町村費ヲ以テ支弁スヘキ費目左ノ如シ

一、戸長役場費

二、会議費

一、土木費

二、教育費

一、衛生費

二、救助費

一、災害予防及警備費

一、予備費（予算外ニ生シタル事件ノ費途
及予算ノ臨時不足ニ充ルモノ）

右ノ外別ニ費目ヲ増加スルトキハ、郡区長・戸長ハ之ヲ県令ニ具状シテ其指
揮ヲ請フヘシ

第四条 第一条・第二条・第三条ノ諸目ハ、各町村ノ情況ニ依リ区町村会又ハ
聯合町村会ノ評決ヲ取り、之ヲ取捨スルコトヲ得

第五条 其年七月ヨリ翌年六月迄ヲ一周年度トナシ、郡区長・戸長ハ其年三月
迄ニ、区町村費ヲ以テ支弁スヘキ經費ノ予算並ニ区町村費徴収ノ予算ヲ立テ
翌年度ノ定額トナシ、区町村会又ハ聯合町村会ノ評決ヲ取り、其年六月十五
日限リ県令ニ報告スヘシ

第六条 区町村費ヲ以テ支弁スヘキ事件、数年ヲ期シテ施行スルモノハ、初年
ニ於テ其期限間各年度ノ經費予算ヲ定メ、区町村会又ハ聯合町村会ノ評決ヲ
取り郡区長・戸長ヨリ県令ニ具状シ、認可ヲ得テ其年期間之ヲ施行スル事ヲ
得

第七条 非常ノ費用ハ（予算ニ立ルヲ得サル天災時変ノ
費用、予備費ヲ以テ給足セサル者）別ニ徴収スルヲ得

ルト雖トモ、其区町村会又ハ聯合町村会ノ評決ヲ取り速ニ県令ニ報告スヘシ

第八条 区町村費徴収ノ期限ハ、地方税徴収期限ニ拠ル、但区町村ノ情況ニ依
リ、郡区長又ハ戸長ニ於テ便宜変更セムトスルトキハ、其事由ヲ具シ県令ノ
指揮ヲ受ヘシ

第九条 郡区長・戸長ハ一周年度間ノ出納ヲ計算シ、精算帳ヲ製シ、翌年定期
会ノ初メニ於テ、之ヲ区町村会又ハ聯合町村会ニ報告シ、然ル後県令ニ報告
スヘシ

なお区町村会規則、聯合町村会規則ともに、六月二十七日に甲第六〇号で
改正が行われ、区町村会規則は第一条の第二項・第三項が次のように
かわった。

（第二項）区長・戸長ハ選挙会場ノ取締ヲナシ、投票ヲ調査シ、最多数ノ者ヲ
以テ当選人トシ、同数ノ者ハ年長ヲ取り同年ナレハ闇ヲ以テ之ヲ定ム

（第三項）投票調査終ルノ後、区長・戸長ハ選挙人名簿ニ就キ投票ノ当否ヲ查
シ、又被選人名簿ニ就キ当選人ノ当否ヲ勘査シ、若シ法ニ照シテ不適当ナル
者アルカ、或ハ当選人其選ヲ辞スルトキハ、順次投票多数ノ者ヲ取ルヘシ

また聯合町村会規則では、第七条但書と第八条が改正されている。

（第七条但書）但二十町村以上ニ及フトキハ、聯合町村ノ戸数ニ割合、左ノ議
員ヲ出スヘシ

二十一町村以上三十町村迄 議員二十四人

三十一町村以上四十町村迄 議員二十八人

四十一町村以上五十町村迄 議員三十二人

五十一町村以上百町村迄 議員三十六人

百町村以上 議員四十人以上

（第八条）聯合町村会ノ議員ハ郡区長又ハ戸長ニ於テ、区町村会議員中ヨリ
互選セシム、尤選挙会期日及投票ノ手続ハ郡区長・戸長ヨリ之ヲ告示シ、併
テ該会場ノ取締ヲナシ、投票ヲ調査シ、最多数ノ者ヲ以テ当選人トス

このような一連の改正規則にもとづいて、熊本区では八月一四日に区
議員の選挙を行つた一〇名が当選した。

古閑角次・伊喜見文吾・安本 亘・仁田雲吉・伊藤保之・大畑純次・
桑原永芳・吉武安之・神吉峻農・鹿子木知雄

これより前、県は乙第九二号で区町村会の開会をいそぐよう指示して
いたが、熊本区でも九月八日に区会を開き四日間の会議の後に閉会した。

明治一八年の改正 明治一八年四月一六日、県は甲第四〇号でまたま
た区町村会規則を改正した。

明治十七年当庁甲第四七号並第四十九号布達ヲ廃止シ、区町村会規則更ニ別

紙ノ通相定ム(以下略ス)

また同日、乙第三二号で区町村費課出についても次の布達を行つてゐる。

区町村費課出等左之通可相心得、此旨相達候事

但水利土功会ニ於テ評決シタル経費ノ課出及徴収期限モ亦之ニ準ス

明治十八年四月十六日

熊本県令富岡敬明

第一項 区町村会ニ於テ議定スベキ費目ハ戸長役場費・会議費・土木費・教育費・衛生費・救助費・災害予防及警備費・勸業費トス、尤区町村ノ情況ニヨリ区町村会・聯合町村会ノ評決ヲ取り之ヲ取捨スル事ヲ得

第二項 前項費目ノ外別ニ費目ヲ増加スルトキハ、当庁ノ指揮ヲ請ベシ

第三項 区町村費徴収科目ハ地価割又ハ反別割・營業割・戸別割トス、尤区町村ノ情況ニヨリ、区町村会・聯合町村会ノ評決ヲ取り之ヲ取捨スル事ヲ得

但現品又ハ夫役ヲ以テ徴収スルモ妨ゲナシ

第四項 区町村費徴収ノ期限ハ、郡区長・戸長ニ於テ適宜之ヲ定ムベシ

熊本区の新町列の聯合町会が五月三日に開設されているがおそらくこの改正規則に基づいて開かれたものである。

なおこの年三月一九日、県は乙第二七号で区町村費の予算年度を明治一九年度以降四月一日より翌年三月三十一日迄とし、明治一八年度だけは暫定的に七月一日から翌年三月三十一日迄九か月を一周年度とするよう指示を与えた。これは政府が一九年度からの予算年度を改めたので、すべての会計年度を改正させるために発せられた指令であつた。

この年五月熊本区会議員の改選が行われ次の一〇名が当選した。

| | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| 四二四票(再) | 仁田 雲吉 | 四一〇票(再) | 鹿子木知雄 |
| 三五一票(再) | 大畑 純次 | 三四一票 | 桑原 永芳 |
| 三二〇票(再) | 古閑 角次 | 二二三票(再) | 安本 亘 |
| 一七九票 | 藤本 一学 | 一一六票 | 木村 善七 |
| 九九票 | 野々口為志 | 九九票 | 森田 広世 |

一、明治一二年の町村分合改称

西北小川村の村名正誤 まず二月一四日付で下益城郡の西北小川村村名正誤上申が県から内務卿に提出された。

合併村名正誤之儀ニ付上申

当県下下益城郡北小川村・西小川村之儀、犬牙相接シ経界錯雜致居候ニ付合併一村トナシ西北小川村ト称度出願ニ付、明治九年六月九日第二百七十八号ヲ以宇土郡松山村外三百二十ヶ村一同合併之儀相伺候処、同年七月十三日付ヲ以御開届御指令有之候、然処願都テ西北小川村ト相改候処、客年御省甲第二号御布達北小川村ト有之、因テ九年六月何之書類取調候処、人民ヨリ西北小川村ト改正願出候ヲ、全ク書写ノ誤ニテ西ノ字脱落相成不都合候得共、既ニ諸帳簿等モ相改候事ニ付、西北小川村ト御引直シ相成候様致度此段上申候也

この正誤は三月一〇日内務卿伊藤博文名で開届けられた。

上中富村の改称 次に三月一日山鹿郡の村名改称願(上中富村)が同じく県から内務卿に提出された。

村名改称ノ儀ニ付上申

当県肥後国山鹿郡上中富村之儀、中富・川崎両村合併一村トナシ中川村ト改称、明治八年二月廿八日付ヲ以山本郡二田村外村々合併改称一同相伺、同年四月一七日付御開届相成候ニ付、上中富ノ称呼存在候テハ不都合有之、上ノ字ヲ除キ中富村ト称度、右者追々ノ紛擾ニ際シ書類烏有二帰シ是迄及遷延不都合候得共、不得止次第二付右ノ趣御開置被成度此段上申候也

このものとなる村名改称願は明治八年一月三十一日付で第六大区九小区戸長野満長太郎より左の通り提出されている。

右上中富村今般村名改称奉願候訳者、隣村ナル川崎村・中富村元一村ヲ中世分裂シタル申伝ニテ、地所混淆ナルニヨリテ更ニ両村ヲ合併一村トナシ、中川村ト改称致度別途上申仕候通ニ付、特上中富村之称呼存在候而ハ不体裁ニ有之候間、前々書上候通改称被仰付度、此段奉願候事

明治八年一月三十一日

第六大区九小区戸長

野満長太郎

白川県権令安岡良亮殿

県では十二年二月に旧戸長の安武強に「地租改正村名ニ中富村ト改正候儀経同済ニ無之、改称不致不都合ノ事由取調書面差上候様」との指示を与えたので、二月一六日付で安武は野満名の願書の事由を書いて差出した。県でもその事由の他に地租改正帳簿類が皆中富村となっていることもあって右の通り上申した。この伺は同年三月二一日に内務卿伊藤博文名で聞届けられ、県は四月九日に聞届指令を發している。

下野村の分村 三月一一日には県は村分裂の伺を提出することになる。

肥後国阿蘇郡河陽村分裂之儀ニ付

阿蘇郡 河陽村

元三百七拾三戸ノ内三百二十一戸ハ独立ヲ以存置

一、戸数五拾貳戸

元千六百九拾貳人ノ内千四百四拾貳人前同断

一、人員貳百五拾人

元三百貳拾壹町九反八畝貳拾七歩ノ内貳百九拾七町五反六畝三歩前同断

一、田畑反別貳拾四町四反貳畝貳拾四歩

元三拾七町八反壹畝拾五歩ノ内三拾六町七反九畝拾五歩前同断

一、山林反別壹町貳畝歩

右河陽村ノ内分裂下野村ト改称

右八郡区改正村落組合セニ際シ、名実向合兼候ニ付、実地ニ就テ精々調査為致候処、右ノケ所ハ河陽村内ニテ遠隔孤立、古来下野ノ小村名ヲ唱へ来リ百事不便ナルヨリ、地租改正調査ノ際分村之儀願出タル趣ニ候得共、県下兩度ノ變動ニ際シ書類如何相成タル歟其節ノ主任モ転免等ニテ手続判然難致候得共、該村ニ於テハ分裂改称ノ処ヲ以既ニ諸帳簿取扱来、分裂不致テハ往々不便ノ趣相違無之、事実不得止次第殊ニ実地遠隔孤立百事不便之儀ハ前文之通ニ付、今ニ至リ不都合候へ共分裂名称共前記之通御聞届相成、依之別紙図面相添へ此段相

伺候也

右については明治九年八月一一日合併聞届の県指令が出た直後に一一大区十小区戸長から分村願が出ています。

分村之儀ニ付願

先般小村合併奉願御聞届相成居候処、当第十一大区十小区河陽村ノ儀、元東下田村・宮寺村・下田村・川後田村・喜多村五ヶ村合併ニテ御座候処、喜多村ノ内下野村、下田村ノ内落水村ノ儀遠隔ノ二小村ニテ、今般地租改正ニ付收穫歩合等級等味相劣リ、一村ノ平均公平ヲ得不申、兼テ当大区出張下田権少属熟知ノ通ニテ、分村不奉願テハ難相成御座候間、別紙取調奉伺候条、特別ヲ以テ御僉議被成下度奉願候也

しかし県は合併聞届になる前の出願では人民苦情無之往々便利ニ相成可申と願いながら、聞届指令の出た後に分村を申立てるのは不都合であるとして九月に「難聞届」と指令した。ところが同年十二月一一日にも重ねて願が出されたので、一二年に入つて地租改正の帳簿を照合したところ下野村独立のところ調査済となつていたため止むを得ず内務省へ稟議した訳である。これも四月一日特別に聞届けられたので四月一一日に奇第一五二号で阿蘇郡役所へ聞届指令を出している。

三月一日の大分合 右の分村伺より前の三月一日に、県は地租改正の際実際上は合村しながら政府の認可を経てなかつた阿蘇郡東黒川村外三八村町の分をまとめて、内務卿へ伺を提出した。

奇第百廿号

肥後国阿蘇郡東黒川村外三十八ヶ村分合之儀ニ付

(以下要領抄記)

阿蘇郡 東黒川村・坊中村・南黒川村・西黒川村・北黒川村・黒川村合併

黒川村

(註) 但坊中村ノ儀古来ヨリ独立ニ無之、明治五年中戸籍編制ニ付テ黒川村ノ内ヨリ人員戸数ノミ分裂一村ノ名称相立タル迄ニテ、田畑宅地ハ黒川村へ依旧相孕ミ居申候

下原村・狩尾村ノ内字甲賀無田・西黒川村ノ内字山崎合併 日

新村

〔註〕 下原村ハ狩尾村ヨリ、西黒川村ハ黒川村ヨリ何レモ戸籍編制ノ為人員戸数ノミ分裂シタルモノ、尚狩尾村ノ飛地組替ハ十一年十月奇第四百九十九号伺御指令有之、右ハ合村改称伺卜前後相成候儀ニ付此段為念上申致候事

| | |
|----------------------------|------|
| 折戸村・宇土村・内牧村ノ内字浜川合併 | 三久保村 |
| 内牧村・内牧町・分内牧村・成川村合併 | 内牧村 |
| 西町村・分西町村合併 | 西町村 |
| 中通村ノ内分裂 | 境村 |
| 小倉村・綾野村合併 | 小倉村 |
| 蔵木山村・長谷村合併 | 長谷村 |
| 小野田村・小野田町村・小野田新村・綾野下原村合併 | 小野田村 |
| 上大田黒村・大田黒村合併 | 大田黒村 |
| 下益城郡 南新田村・川尻村合併 | 南新田村 |
| 玉名郡 池田村ノ内長迫村・西原村・富尾村・北島村分裂 | 富永村 |
| 飽田郡 池田村ノ内京町村・岩立村存置 | 池田村 |
| 花園村ノ内井芹村・中尾村分裂 | 芹尾村 |
| 花園村ノ内牧崎村分裂 | 牧崎村 |
| 花園村ノ内柿原村・池田村ノ内池亀村合併 | 亀原村 |
| 詫摩郡 新屋敷町・白川町合併 | 新屋敷町 |
| 合志郡 吉原村・(詫摩郡) 中江村合併 | 和熟村 |
| 八代郡 上豊原村・下豊原村合併 | 豊原村 |

右村落之儀小村或ハ古来一村ノ内中古分裂一村ト相成候分ニテ、地所犬牙錯雜分界難相立ニ付、人民便利ノ為メ地租改正ノ際分合村之儀願出調査中、県下両度ノ変動ニテ書類有ニ属シ、其節ノ主任モ転免等ニテ結果ニ至リ兼ルニ付、更ニ官員差出実地検査致セ候処、從來ノ廃存置候テハ不弁利之次第相違無之、不得止情実ニ有之、然ル処実地ニ於テハ改正村名ヲ以既ニ地租改正帳簿取組候儀ニ有之、右ハ前以可相伺ハ勿論之処前頭之次第ニテ今日ニ至リ、不都合候得共、實際右之通不得止次第ニ付、郡村合併之儀御聞届相成候様致度、依之絵図

面相添此段相伺候也

右伺提出については、県は一年六月に県下各大区に対して「地租改正之際為便利合村之手数相済候末、筋々願書不差出分者、願書・図面共七月二十八日迄ニ御達可仕」旨を指示した。その指示に従つて願書を差出した村々もあつたが、期限後になつて県地理科で区画改正時の村名と地租改正時の帳簿と対照してみると、食い違いもあるので、さらに該当村に直接照会を出している。例えば阿蘇郡蔵木山村については地租改正帳簿にその名が見えないとして「合併等ノ儀何等申立候儀モ無之、今般御取調之御都合有之ニ付、追々之振合ヲ以合村願至急可申立」と指示したのに対して、戸長山村義雄は「右蔵木山村・長谷村合村願之儀当六月両村総代人連署ヲ以テ別紙写之通願書進達仕置候」と答達して地租改正の際合併調査につき願書提出した旨を述べている。また阿蘇郡小野田村列では、六月の県達を見て「小野田村外三村合併願之儀、客年十月十七日附ヲ以上申仕置候処為何御様子モ無之候間、至急御指令奉仰度段本年六月四日付ヲ以テ申」立てたところが「如何之間違ニ候哉、改正科ヨリ之御達ニ当区村々合村願之書類地利科工見へ兼申候由ニ付猶此節更ニ願書絵図相副御達仕候間宜敷被仰村披下度」と八月一三日に戸長副書をもつて願ひ出ている。

甚しいのは八代郡の豊原村で、これに対しても県は蔵木山村と同様の文面で「合併等之儀是迄何等申立無之、今般取調之都含有之候条、合村不致テ不都合ノ事由並人員・戸数・田畑・宅地等之反別幾分何村幾分エ合併何々ト改正致度且四隣境界判然ノ図面ヲ添至急申立」よと指示したが、上・下豊原村並外九ヶ村の合併願は明治七年六月一七日に提出されており、「其後追々口達ヲ以改正科へハ督促仕候処、于今何分ノ御指令無之候間至急御指令奉仰、何分先書写ヲ以再達仕候事」と九月一四日に答書が達せられている。

さてこの伺に対しては一二二年三日二五日付で内務卿より次の通り達し

があつた。

書面合村之儀、無余儀相聞候間、別冊付箋之廉ヲ除ノ外、特別開届候事

但吉原村・中江村合併之儀ハ、郡界ニ関シ尋常合村ノ例ニ無之候間、殊別ニ取調図面相添可伺出、其他ハ付箋ニヨリ廉々尚取調可申支

右記載の付箋は「黒川村分の図面に六か村中二か村の称しか記載がないこと」「日新村を新設するより黒川村へ属する方が便利ではないか、また再伺の時は総反別の記入と色分を忘れぬこと」「中通村分裂境村のような寡少村(三〇戸・一六七人)を独立させるのは却つて不都合だから、なるべくなら従来通りにせよ」「南新田村・池田村・花園村の如き境界明瞭なるものは別段分合村に及ばず可成従前通りにせよ」などといつてつけられている。県では右の指令に基づいて、内務省の異議のなかつた阿蘇郡三久保村・内牧村・西町村・小倉村・長谷村・小野田村・玉名郡大田黒村・詫摩郡新屋敷町・八代郡豊原村の合併新村を四月二二日に正式に認めた。

不許可村の処置 ①不許可になつた合志郡の吉原村と詫摩郡の中江村との合併については、内務省指令到着前の二月二八日に現地から合併御指令願にそえて、合村願の写を提出しているが(一年八月二九日提出)、右によれば両村は合志郡と詫摩郡に分かれてはいるもの当時四大区七小区に含まれており、地続きで昔から一村同様の交際を続け、地租改正の際も合併予定で諸帳簿等も作成してあるので、合併して合志郡に編入してほしいと述べている。

県では三月不許可になつたので、審議の結果九月一八日に至り、偶第五三五号で再び何を提出した。

肥後国詫摩郡中江村郡替改称之儀

詫摩郡中江村・合志郡吉原村合併合志郡編入和熟村ト改称

右郡村組替ヲ以合併改称ノ儀、本年三月一日付奇第百廿号ヲ以、阿蘇郡東黒川村外町村分合改称一同相伺候処、三月廿五日付ヲ以郡界ニ関シ尋常合村ノ例ニ無之云々御指令ノ趣承知致候、右中江村ノ儀詫摩郡ノ地脈ヲ離レ寡少ノ戸数人

員ニシテ独立スヘキ村落ニ無之、郡替ヲ以合併改称之儀願出ルニ付、官員差遣実地検査致サセ候処申立通相違無之、右ハ明治八年地租改正之際出願致タル趣ニ候へ共、県下再度ノ騷擾ニ際シ書類烏有ニ属シ、実地ニ於テハ既ニ諸帳簿共郡替ヲ以取組有之、今日ニ至不都合候へ共夫々御開届相成候様致度依テ別紙繪図面相添此段相伺候也

しかし今回もまた一〇月二八日付をもつて「難開届」の指令が到達したので、県は二月六日付偶第五四四号で菊池・合志郡役所及び飽田・詫摩郡役所へその旨を達した。

この決定に関して県庁文書「土地郡区町村分合改称」の中に再議と称する朱書がある。(下に山田の印がある。)

本議ヲ閱スルニ主務省指令之旨趣ハ既ニ該村エ御達済ニ係ルト雖モ、反復勘考スルニ一言以テ思意ヲ吐露セザルヘカラザルノ理由アリ、如何ントナレハ県下各村合併ノ当時ニ遡リ、事理ト情態トヲ追想スルニ、庁令ノ再三数回ニ及ヒ終ニ切迫ノ令アルヨリ、区戸長以下村民ニ至ル迄布令ニ属服シ、鎖少ノ障碍ハ不問ニ措置、勉メテ合村ナサシメ改組事業ノ如キモ合併一村上ヲ以整理シ、已ニ県官ノ検閲ヲ受ケ爾來歳ヲ経、漸ク民心和合初テ合テ合併ノ便宜ヲ会得シ、曩日ノ苦情モ氷解ノ今日ニ至リ更ニ合併ヲ許サス、突然復旧ノ発令ニ遭過シ愚昧ノ小民方向ニ迷ヒ庁議ノアル所ヲ知ラズ、爾後庁令ヲ猜疑シ如何ナル障害ヲ県治上ニ發生スヘキモ測リ難ク、依テ嚮ニ合併ノ事由ヲ 布達類ヲ參觀、縷陣シ、飽迄申稟ノ上最初ノ目的徹底候方可然哉ト愚考候也

右の吉原村は翌一三年逆に詫摩郡に編入が許可されたが、此の二村は結局合併せぬまま明治二二年を迎え、他の諸村とともに供合村に吸収されることになるのである。

②阿蘇郡の日新村・黒川村・境村の不許可について、県は一二年四月一六日「下原村及山崎ハ戸籍編成ノ際人員戸数ノミ本村ヨリ分裂ニ付田畑反別無之趣ニ候へ共、今般元村ヨリ分裂外ニ合併一村新設スル時ハ、田畑山林等ノ反別判然不致テハ日新村ノ名称ヲ設ルニ不都合候條」と記して田畑山林反別等を書き出し、二四、五日頃出頭せよと地元戸長に指

示した。しかし出頭しないので督促したところ、参庁出来ないので書類に付箋付で下渡ししてほしいとの願があり、県は五月二十九日願のように下渡した。しかしそのまままた遷延するので六・七・八月と毎月督促して九月九日ようやく黒川村合併書類共々提出された。県は九月二〇日黒川村・日新村・境村の分合改称願を再提出したところ、十一月二十六日付で

書面肥後国阿蘇郡東黒川村外四ヶ村ヲ黒川村エ合併シ同黒川村ノ内宇山崎ヲ狩尾村エ組入別ニ日新村ヲ設置セザル儀ニ候ハゞ可聞届候条、尚取調可伺出其他ハ難聞届候事

と内務卿からの指示があつた。これで黒川村は合併許可の可能性ができ、日新村と境村は却下された。日新村は遂にあきらめて内務省指命通り山崎を狩尾村に合併する願を出したが、境村は一三年二月一三日またも分村願を提出した。そこで県は六月四日第三九九号で三度目の伺を立て、同年八月二〇日次の指令を得た。(県の管内布達は九月一七日甲第一五六号)

書面東黒川村外四ヶ村ヲ黒川村ニ合併、西黒川村之内山崎ヲ狩尾村ニ組入候儀ハ何之通聞届候事

但中通村之内分裂境村新置之儀ハ該飛地四隣村々へ可組入箇所有無等取調、詳細図面相添更ニ可伺出候事

ここに黒川村合併と、山崎の狩尾村合併は許可されたが、境村だけが残つた。県は内務省指令に基づいて九月二十九日宮地村列戸長に該飛地組入の件を諮問したが、一〇月七日四隣村組入不可能との答申があつた。そこで県は一〇月二十九日またまた境村の「村落分裂独立之儀ニ付伺」を内務省に提出、内務省では依然難色を示したらしく、県も遂にこの独立をあきらめさせにかかった模様で「譬一村独立スルモ戸長ヲ置ニ非サレハ其便ヲ得ルニ由ナク」と書類に記しており、一月県に出頭した岩下農夫也が主務官から詳細弁解を聞かされたことも記されている。(地第一三一号) 翌明治一四年二月二五日遂に境村分裂派も折れて是迄通り中通村

に止るとの上申を出してきた。県は三月一〇日これを聞き届けて、(地第一七七号) 先の書類を下戻し、明治一一年にはじまったこの独立運動も足かけ四年でようやく結了した。

③ 下益城郡南新田村は、明治四年にその中から川尻村が分村したが、やはり不便なので、地租改正調を機会に元通り合村したいという事で、明治一二年二月に願書が提出されている。不許可の後、一二年九月二〇日内務省伺の結果却下されさらに再提出したが、一三年に入つて三月二四日県より聞届難しと指令している。

④ 飽田郡池田、花園両村分裂願は再提出された後、一二年九月二〇日内務省に伺われたが、一月二六日聞届難しと却下され、其後再願の気配もあつたが、県の説得により一三年一月二六日取下願が出され、県は同二十九日にこれを聞届け、書類を下戻している。

下御宇田村の改称 三月一四日には県はまた下御宇田村を御宇田村と改称したいとの伺を提出する。

村名改称之義伺(偶第四百八十八号)

当県肥後国山鹿郡新町、同郡上御宇田村合併来民町ト改称之義、明治八年十二月十五日付ヲ以玉名郡野部田村外村々合併改称一同伺、九年一月九日附御聞届相成候処、隣村下御宇田村之義ハ上御宇田村ニ相對スル名称ニシテ、以後其儘存候テハ不都合ニ有之、下ノ字ヲ除キ御宇田村ト称度旨、騷擾以前願出居候ニ付、右等之類外一同取纏メ可伺答之処再応之變動ニ遭遇シ、事務繁雜ノ際村名改称之義上申及脱落、是迄遷延不都合ニ候得共、既ニ地租改正諸帳簿等モ下之字ヲ除去シ御宇田村之名称ヲ以調候次第ニ付、事情酌量之上右村名改称之義御聞届有之度、此段相伺候也

現地からの願は既に八年九月一三日付で戸長服部倫太郎区长牧信友の連署で提出されている。この件に関しては四月九日付で内務卿指令も異議なく聞届となり(四月二十一日着)、県は四月二五日聞届の指令を発している。

兩小川内村の合併正誤 三月一日付で県は奇第一一八号をもって、実

に奇妙な「村名間違ニ付引直願」なるものについて上申を行った。同小
区内に同名村があったためにおこった悲喜劇である。

合村改称等正誤之儀ニ付伺

(以下要領抄記)

芦北郡 千代永村・田野川内村・**①**小川内村 小村大坪村
長迫村 合併 千小田村

右三ヶ村 乙印小川内村ノ内 合併千小田村ト改称ノ儀、去ル九年六月第二百七拾
溝口村分裂

八号ヲ以何済ニ有之、從來該郡中旧一小 小川内ノ名称ニヶ村有之、甲印小川内

村ノ戸数等ハ全村ノ数ヲ以テ乙印小川内村ノ全数ニ合シ、戸数百四戸ノ内五拾

人員ト 戸畑共 ハ船倉村へ合併シ、甲印小川内村ノ内ニアラザル溝口村ノ分裂ヲ以合

村取調伺出タル趣ニ被考候

芦北郡 **②**小川内村 小村溝口村、板練村、船倉村・羽仁田村合併 正誤小川内村

右三ヶ村 乙印小川内村ハ小村 合併木多良村ト改称ノ儀、去ル九年六月第二百七

拾八号ヲ以何済ニ有之、其砌リ乙印小川内村ノ内溝口・板練ヲ分裂シ、甲乙兩

小川内村へ合併取調伺出タル趣ニ相見、且甲印小川内村合併ノ方ハ千小田村ト

改称ニ付、此乙印小川内村列ハ依旧小川内村ノ名称今以実地存在ノ処、九年度

経伺ノ節木多良村ト記シタルハ誤タル義ニ被考候

芦北郡破木村・与奈久村・鎌瀬村・瀬戸石村合併 合併川内村ヲ川嶽村ト改称

右村名実地ト帳簿上向合兼候ニ付実地ニ就テ調査為致候処、去ル九年六月第二

百七十八号ヲ以相伺候節ハ、川内村ト改称ノ処其実川嶽村ニ有之、誤認之義被

考候 右各村々今般管下郡区改正実施村市組合等取調ニ際シ、実地ト帳簿上符合不致

ニ付、旧記等精詳取調候処、明治九年六月九日付第二百七十八号ヲ以、宇土郡

松山村外三百二十ヶ村一同経伺ノ内ニテ、其他ノ書類等九年、十年両度騒擾ノ

節鳥有ニ属シ係リ官員モ転免等ニテ其原因判明不致ニ付、官員派出実地ニ就テ

調査為致候得共、区戸長等モ前同様ニテ、誤調ノ理由不相当、畢竟同称ノ村名

有之ヨリ如此過誤ヲ生ジタルニモ可有之乎、不都合不少候得共、前々列記ノ通
ニテ実地相違無之、事実不得止次第更正ノ儀御開届相成度、依之絵図面相
添此段相伺候也

同年二月一七日の旧一三大区七小区戸長飯田真信からの願書によれば、

明治八年六月の願で千代永村・田野河内村・小川内村 小村大坪村
長迫村 合併「千

小田村」と願を出した処、一年内務省甲第二号布達では小川内村の内

の溝口村を合せて改称としてあり、この小川内村には溝口という小村は

ないので前のように引直してほしい、また小川内村 小村溝口村 船倉村・

羽仁田村合併村には小川内村の旧称を残したい希望であったが、調掛の

者が気取違して木多良村と書直して提出したもので小川内村と改称した

い、また破木村外三ヶ村合併分は川嶽村と改称の積りをこれまた願書に

川内村と書違えたものであるから川嶽村と改めたたい、右のような齟齬を

生じたのは調掛りの者が出庁の時進達書類だけを引直し区務所の控を引

直さなかつた処からおこつたものか何分先役の時代のことではつきり判

らないが、間違いを知らないまま今日まで済まして来たのは申訳ない次

第である。また明治八年の合村願に当時の調掛りの者が小川内・川嶽の

両村の地書を木多良川内と張紙を以て引直し進達した理由は取調中であ

ると申し述べている。

右の伺に対して内務省は三月三十一日付で次の通り指令を發した。

そこで県は四月一九日付で旧戸長、飯田真信に対し次のように違した。

書面村名ノ内千代永村外二ヶ村合併正誤千小田村、及小川内村外二ヶ村合併小

川内村ト改称之儀ハ、別紙図面式棄ヲ老棄ニ仕立、千代永村外へ合併ノ小川内

村ト合併之儀ハ、別紙図面式棄ヲ老棄ニ仕立、甲乙小川内村之距離ヲ署記シ今一応可申

出、其他伺之通開届候事

村ト船倉村外へ合併小川内村トノ距離ヲ明記シ、至急可申出候、尤破木村外三ヶ村合併川内村ヲ川嶽村ト改称之儀ハ開届候事

飯田は四月二五日図面を仕立てて提出したが、県の氣に入らず四月三日差戻され、再提出したので県は五月一日に偶第二六七号で内務省に再提出し、内務省開届は六月一日となった。

同郡同名村の改称 五月一六日上益城郡長田尻彦太郎は「同郡に三ヶ村という同名村があつて混同するので一方を変更させたい」と県に願ひ出した。これが同名村改称の発端である。県は五月二〇日片方の改称をその村民から出願させるよう指示したが(第四五号)、五月二二日には阿蘇郡長小橋元雄からも『郡区制施行ニ付願・伺・届記名方之儀甲第十号ヲ以テ御達相成候通』のところ、同名村があるから改称させては如何」との伺が出され県はこれにも二七日に「伺之通」と指示を与えた。そこでこの際同名村をなくそうとして地租改正係に調査を命じた。七月に入ると地租改正係は同じ郡内の同名村を選び出して県に対して改称を要求した。

同郡同名村調

(戸長役場区域)

| | | | | |
|------|------------|-------|-------------|--------------|
| 阿蘇郡 | 元第十一 大区二小区 | 宮原村 | 三久保村外六ヶ村 | |
| | 元同 | 大区五小区 | 宮原村 | |
| | 元同 | 大区六小区 | 小園村 | |
| | 元同 | 大区二小区 | 小園村 | |
| | 元同 | 大区二小区 | 竹原村 | |
| | 元同 | 大区八小区 | 黒流町村外八ヶ村 | |
| | 元同 | 大区八小区 | 竹原村 | |
| | 元同 | 大区二小区 | 柳村外七ヶ村 | |
| 上益城郡 | 元第九 大区二小区 | 三ヶ村 | 旧甲佐郷三ヶ村外四ヶ村 | |
| | 元同 | 大区三小区 | 三ヶ村 | |
| | 元第九 大区五小区 | 下村 | 矢部郷猿渡村外三ヶ村 | |
| 玉名郡 | 元同 | 大区九小区 | 下村 | 旧内田郷安楽寺村外二ヶ村 |
| | 元同 | 大区六小区 | 前原村 | 旧坂下郷中土村外一ヶ村 |
| | | | | 旧内田郷江田村外三ヶ村 |

元同 大区九小区 前原村 旧坂下郷前原村外一ヶ村
右之通ニテ諸帳簿取扱差間候付改称致候様御達相成度候事
十二年七月 地租改正係

そこで県は七月一〇日奇第二五五号をもって阿蘇郡役所及関係戸長役場へ、奇第二五六号で玉名郡役所及戸長役場に宛てて次の指示を与えた。

其郡中ニ於テ宮原・小園・竹原ノ村名ニケ所宛有之、往々不便ノミナラズ官民ノ問書類ノ往復等擾乱ヲ生シ不都合候条、篤ト協議之上改称ノ儀来ル三十一日迄出願候様論達可致、此旨相達候事

(玉名郡の分は村名が異なるだけである)

上益城郡は此の指示の出る前既に七月五日に旧甲佐郷の三ヶ村を豊原村と改称したいと願出ていた。

指示を受けた玉名郡では七月二四日元内田郷の前原村を前田村、元坂下郷の前原村を大野村と改め、下村も、旧内田郷の方を梅林村、旧坂下郷の方を本村と改める旨届け出たが県は九月一八日付で一方だけ改称すればよいから協議の上至急決定せよと達し、郡長山田武甫は九月二六日坂下郷の方のみを改称することにして願を提出した。阿蘇郡では竹原村が特に紛糾したため八月に入つて改称願が出そろい、元内牧郷宮原村を宮春村、同内牧郷の小園村を古園村、元菅尾郷の竹ノ原村を竹野原村と改める旨願出た。そこで県は一〇月に入つて偶第五七四号をもって内務省へ伺書を提出したが、同月二五日に内務省は「方角又ハ上・下ノ字ヲ冠称候積取調、尚可伺出事」と指示して県の伺を聞届けなかった。

県は一〇月一日郡長に指示し各郡役所は直ちに該当村へ指令したので、玉名郡の村々では直ちに協議を遂げ、野口村列の前原村は下前原村(一一月一八日)、中土村列の下村は大野下村(二月五日)と改称願を差出した。玉名郡役所は一二月八日添書と共に県に送り、県は一二月一九日に内務省に伺を立てたが、翌一三年一月二四日附で聞届けられ(内務卿伊藤博文)二月五日に書類が県庁に到着した。県はこの改称(両方共坂下郷)を三月八日甲第三四号として県下に布達した。

しかし阿蘇郡と上益城郡は一三年二月に入っても書類の提出がなかった。県は二月一〇日付一〇二号・一〇三号で両郡に至急提出するように達を出した。阿蘇郡では元菅尾郷の竹原村が東竹原村と改称願（二二八日）元内牧郷の宮原村が北宮原村、小園村が西小園村と改称願（二月一三日）を出したが、上益城郡では元甲佐郷の三ヶ村改称南三ヶ村の願が四月一七日となり、県はこれらを取り纏めて四月二四日第二九四号で内務省に提出し、五月二二日に開届られ（内務卿松方正義）たので県から六月六日に開届指令を發した。

沖洲村の分裂 一〇月一二日沖洲村は上・下両村への分村願を提出した。

熊本県下肥後国玉名郡沖洲村之儀、往昔ヨリニヶ村ニテ、上沖洲ハ旧荒尾郷下沖洲ハ旧坂下郷ニテ、素ヨリ諸帳簿ヲ初諸修繕出夫等百般ノ事業都テ別途ノ取扱ニテ、自カラ人情モ相異リ居申候処、過ル明治八年願ニ依リ両村合併ニ相成、爾来一村ノ取扱ニ相成居候処、元郷共有ノ郷備金并村受ノ共有動不動産・学校取扱等、百事不都合不少少民ノ苦情不相止、前日ノ合併今日ノ不都合ト成美ニ後悔之至ニ有之候、然ルニ右両村ハ別紙図面ノ通中央ニ川有リ、耕地地等ノ区域判然イタシ居、且下沖洲村ニオイテハ元坂下郷鍋村ニ隣接シ、同村之内字塩屋トハ地所大牙シ、殊更催合ノ新墾地平常修繕風波ノ説堤塘防禦・塩浜潮取・井樋朝夕ノ開閉、且又川堤大井樋モ催合受持ニテ鍋村ハ一村同様之事業数数有之、旁元之通分村御免許之上鍋村戸長区域内エ編入被成下候得ハ、両沖洲双方之村民安堵イタシ、諸般ノ弁利無此上難有奉存候、此段忌諱ヲ不憚奉歎願候事

県では地理科の田中尚徳が巡回の序に実地の地形民情等を調査の上で詮議をされては如何と伺をたてたが、県令は「一応郡長エ下問、意見爲申出候上実地見分スベシ」と指示した。そこで一〇月二三日郡長に意見を上申するように達したので、玉名郡長山田武甫は現地調査の上一一月四日付で分村許可が適当である旨を添申した。県は一二月一日奇第七四〇号で「分村旧復ノ儀ニ付伺」として両村の分離独立を内務省に伺出、内務省は一二月二三日付で許可（内務卿伊藤博文）したので、県は翌一三

年一月二日第二六号で許可の指令を發し、甲第九号で一月二〇日管内にその旨を布達した。なお下沖洲村を鍋村戸長役場附属とすることは二月九日に県より達せられた。

熊本区内の改称願 五月三日に上鍛冶屋町人民惣代より町名を旧来通り東唐人町と改称したいと願ひ出た。その理由として先年地理編制の際西の一丁を古鍛冶屋町、東の一丁を上鍛冶屋町と改称届済のところ、遠近からはなお旧称の東唐人町の名を呼んでおり不便の上ないかと述べている。県は五月二〇日旧称の東唐人町は私称ではないかとの問合せを出し、丁内からは二九日に旧記はないが隣町に中唐人町・西唐人町の称が判然とあることから推察して中途で上鍛冶屋町と改称したものでなからうかと答申した。県はさらに六月一二日付で明治一〇年以前は何町の中に入っていたかを戸長役場に尋ね、一四日に戸長から、宝曆以来二か町を古鍛冶屋町と唱え、維新後の区画改正で東の一丁を上鍛冶屋町と改称している。東唐人町を上鍛冶屋町と改称した理由は不明であると答えた。そこで県は六月一九日付で、開届け難しとの指令を發した。

九月二〇日、県は偶第五四三号で山崎練兵場一帯の合併伺を提出した。

町名合併之儀ニ付伺

（以下要領抄記）

熊本区 山崎町・山崎町六番町・山崎町五番町・花畑町・天神町・山崎一番町
ヨリ五番町ニ至ル五ヶ町合併

山崎町

右ハ当県熊本区惣名山崎ノ内、前条花畑町外七ヶ町ニ於テ熊本鎮台練兵場増設地トシテ追々買添相成候ニ付テハ、一円広濶平坦ノ明地ト相成り区画等無之、残ル町名ハ僅ノ戸数ニテ町数ノ為メ多少ノ手数ニモ関シ候ニ付、合併改正ノ儀別紙ノ通願出、且該台ニ於テモ弁利ノタメ地券証一筆ニテ請求ノ儀申来、旁合併改称ノ儀上下至便之筋ニ付、御開届相成候様致度、則図面相添此段相伺候也

このような場合は何等異議もないので、内務省は一一月五日これを許可し、県は同月二七日熊本区役所に開届の指令を發している。

また四月二四日段山町から木下町を新設分離の願が出たがこれは七月

八日その必要なしとして不許可となり、七月一〇日には新屋敷町と詫摩郡九品寺村字白川端との合併願が提出された。これは今の安巳橋通りの道路が両者の境と定められ、しかも字白川端側も町地であるのに此度の郡区改正で道路の北は町地南は村地と区分されては甚だ不便であるから合併したいというもので、県ではまず「今般熊本区内町名字区画等調査ノ筈ニ付」その節検査の上何分の処置をと指令しようとしたが、再議では地租改正の時実地検査の上街道を以て境界を確定したものを、今日井手筋を境とすれば、将来九品寺村が軒を並べた時にまた不公平となるというので「書面願之趣、不容易事件ニ付、該村人民精々協議ノ上連署ヲ以可申出事」と指令したいと意見が示され（有田の印あり）三議（山田の印あり）には

本議ノ趣熟考スルニ改租事業モ稍ヤ整頓之今日ニ至リ輕率ニ変換候テハ第二議ノ如ク其手数尠ナカラスシテ得失相償フヘカラサル歟、然ルト雖モ井手界ヲ以郡区ノ区域ヲ為ス、民情ニ於テ不公平云々ニ至テハ小官ノ思想ニ反対セリ、如何トナレハ最前分界セシ道路ノ左右ハ俱ニ九品寺村ナリ、然ルニ北側ノ一方ヲ熊本区ニ編入シタルモノナレハ不公平ノ苦情ハ己ニ前日ニ囂シテ、今井手ノ東西ニ随ヒ分界スルノ苦情ニ可増ナランカ、依テ実査官ニ於テ最モ二議ノ趣旨ヲ服膺シ、其利外得失ヲ考量シ、申立之趣止ヲ得サルノ情アレハ二議御指令案ノ趣以下達相成可然哉、随テ如本紙実査ヲ先トナス、今日ノ順序ナランカト愚考候也

との意見も出て、結局富岡県令が「従来通ニシテ、実地差支無之ニ付聞届ザルベシ」と判定を下し、七月一六日に不許可を指令した。

三、明治一三年の町村分合改称

松求麻村の分裂 明治一二年一〇月一日、八代郡松求麻村は上・下への分村願を提出した。同村は地租改正の際上・下両村が合併したもので東西四・五里南北七・八里、戸数一五五〇戸、枝村五二の大村となり戸

長は一巡に数日を要する状態で「郡区御改正ニ至リ戸長役場出張所ヲ被設、戸数六百戸余ヲ分轄ニ被定事務取扱有之、然ルト雖モ一ヶ村ヲ両所ニ於テ施行ニ相成、書役ハ輪点ニテ往復有之」「何卒上・下松求府村ノ両村ニ旧復被仰付度」と願ひ出た。郡長は十三年一月九日付で県に上申し、県は二月十日付第一一五号で内務卿に伺を提出した。

分村旧復之儀ニ付伺

八代郡松求麻村分村

上松求麻村・下松求麻村

右ハ明治九年中依頼合併松求麻村ト改称、一村之取扱相成居候処、同村ノ儀南北凡ソ七・八里、東西凡ソ四・五里ニ涉リ、山間僻陋ニシテ小村各所ニ点在シ、万事不便利之訳ヲ以分裂旧復之儀願出實際相違モ無之候得共、一旦合併願之通御許容相成候末又々旧復出願候儀ハ不都合候得共、民情不得止儀ニ付御聞届相成候様致度……

右については内務卿松方正義名儀で一三年三月五日聞届られたので、県は三月二四日聞届指令を發した。

湯島村の分村 明治一二年六月二一日天草郡上村の内の湯島の人民惣代から分離独立願書が提出され、続いて上村からこれに反対する歎願書が提出された。県は六月二七日奇第二九五号で郡長に問合せを行った。

天草郡役所

一、分村独立願

上村ノ内字湯島人民惣代 松尾形七外四人

一、分村独立願ニ付歎願書

上村人民惣代

大山茂三郎外六人

右分村之儀ハ容易難相成儀ニ候得共、近年分合セシ町村ニシテ内実差支アリ、復旧ノ為メ分合可然分歎又ハ不得止分ニ限詮議之次第モ可有之処、一村協議モ不整シテ双方ヨリ書面之通故障申立候条、篤度遂見聞添書ヲ以具申可致、此旨相達候事

郡役所では早速上村・湯島の人民を呼び出して事情を聴取したところ、上村人民の申立は海面魚藻採捕関係の一点に出、湯島人民は表にはその関係はないというが陰にはその気持が無くもないと思われたので、双方

の気持ちをあわせるよう説諭したが容易に氷解しそうにもなく月日が経過してしまつた。県ではいつまでたつても回答がないので、一〇月三十一日再照会を出したところ、十一月一日付で郡長持永義方は右の経過を説し、「当所轄内魚藻採捕之儀ニ付長官ヨリ改正見込御下問有之、来月三日會議之節出頭具申之筈ニ候処、右改正之上ハ湯島分村願件紛議モ自ラ氷解可致歟ト見込罷在候、何逆右會議出頭之節觀縷御相談可及候条左様御承知相成度」と回報した。

しかしその後も何等事態の進展を見ないので、翌一三年六月一〇日湯島人民惣代は指令願を県に直接提出した。

分村独立願ノ儀ニ付御指令伺

私共儀

客年六月廿一日付ヲ以分村独立之儀直願仕置候処、掛り郡役所之方ヨリ御呼出ニ相成、捕魚採藻稼方之儀逐一御尋問之末、右稼業之一条ニ付而者從來之通ニテ、將來親睦ヲ専主ト可仕旨全年七月廿八日受書同御役所エ差出置、其後一日一秋之思ヲ成シ人民一同御指令奉待居候得共于今何等之御指令無之ニ付、其筋於テ御詮議中ト者奉恐察候得共、該孤島人民共實際ノ不便上ヨリシテ分村独立出願候儀ニ付、当今如何之御都合ニ被為在候哉、特別之御詮議速ニ被成下度、前後恐レヲ不顧人民惣代連署ヲ以右御指令之程奉伺候也

県は早速翌六月一日郡役所へ照会を出し、郡役所仲介の結果七月九日付で円満分村願が出された。郡長は八月二八日付のこの願書の具申副書に「事情篤斗聞調候処、湯島海面へ和布葉生立從來一村入会稼ノ処、湯島ノ儀離島ニテ本村迄距離隔絶シ自ラ一村ノ形勢タルヲ以、明治八年海面区画改正御布達ニ際シ、一手稼情願ノ状況ヲ発シ紛議ヲ醸シ候儀有之候処、今般湯島分村情願ハ果シテ右和布葉一手稼ノ素志ヲ遂ケントノ点ニ出候儀ト本村ニテ疑団ヲ抱キ、故障申立候儀ニテ、其他何等障碍ノ筋無之候処、海面区画処用ノ儀ニ付テハ本年本県甲第七十五号御布達ノ趣モ有之、双方是迄ノ関係者ニ付右ハ從來貫行ノ入会稼ニ取極、双方意氣煥然致シ、則双方連署ノ上更ニ別紙分村願書差出候云々」とその経過を

説明している。

こうして分村願は円満に提出されることになったので、県は九月二五日第七四五号で内務省に伺い、内務省は一〇月一九日これを聞届け、県は十一月六日付甲第一九二号で県下に布達した。

なお前年保留になった合併黒川村は一三年八月二〇日に内務省開届となり、また西黒川村の内山崎は同日付で狩尾村に合併が許可され、県は九月一六日甲第一五六号で県下に布達した。

また熊本区内の新鍛冶屋町は二月二〇日、上・下に分離願を出したが、県は二五日これを不許可とした。

四、明治一四年以降の町村分合改称

田浦町の改称 明治一四年二月一七日葦北郡浜浦町組合総代は「町名変称之儀ニ付願」を郡長の副申（二月二三日）をそえて県へ提出した。

名実併行然ル後人疑ハス、夫レ当町往古ヨリ一般田浦町ヲ以テ称ス、然リ而シテ御改正ノ際、浜浦町ノ名称ヲ下セシヨリ以降、公私往復文通等各地ニ馳馳不都合ヲ醸成スル事少ナラス、而シテ人々浜浦町ヲ以テ称スル者ナシ、実ニ有名無実ニ属ス、故ヲ以テ今般浜浦町ヲ改メ、更ニ田浦町ト改称仕度奉存候間御許容被成下度、此段惣代連署ヲ以奉願候也

明治十四年二月十七日

浜浦町組合惣代 牧田善一

右戸長 鬼塚定明

阪井尚賢

県は三月一日次の通り内務省へ伺出たが、四月二九日聞届けられ県は五月一四日甲第六七号で県下に布達した。

当県葦北郡浜浦町之儀ハ、元来田浦駅ト浜村町ヲ合シテ、廃藩置県ノ際ニ改称セシ町名ニ有之候処、兎角旧慣ヲ不脱今ニ於テ一般田浦町ト唱、各地往復文通其他百事不都合カラサル趣ヲ以、更ニ田浦町ノ旧称ニ復シ度旨願出、精々取調候処事情不得止次第ニテ何等差支無之ニ付、願之通御聞届相成候様致度此段相伺候也

維和村の分立 明治一四年六月一日、県は甲第八三号で天草郡登立村の内千束蔵々島を分離して維和村と称することを布達した、この年四月九日登立村人民総代連署の次のような分村願が出され、郡長の副申もついていた。

右者肥後国天草郡登立村南北里程凡壹里廿町、東西式里拾町 本村舟渡ヨリ蔵々凡一里廿 隔テ千束蔵々ノ両郷素ヨリ離島ナル故、恐多クモ公用筋等間々期限相

後レ不都合ヲ醸シ、且日々御布告御布達及郡役所御達其他万般ノ事務逐幾多端ニ付テハ、村役員小使並人民諸願届或ハ諸税徴収等へ、往復手数舟賃多分之費用、加之風波ノ節ハ渡海スル不能、諸用延滞等百事難堪困難ノ次第二御座候、就テハ何卒登立村ノ義ハ従前ノ通一村ニ被置、千束蔵々ノ義ハ元上村附属

中ヨリ区域判然、且諸税諸帳簿・耕地地等聊混合ノ筋無之ニ付、是又維和村ト一村ニ被置候ハ、双方厚ク便利ヲ得少モ苦情無之、依テ前記耕地地戸数人口取調、波絵図面相副人民総代トシテ私共連署ヲ以此段奉願候也

分村願ニ付副申

当所轄内登立村ノ内千束蔵々島ヲ分裂シ、分村致シ度段別紙願書差出候ニ付調査候処、該島ハ元当所轄内上村ニ附属シ、同村ハ旧幕中大庄屋所在シ、本村ハ直轄シ千束蔵々ハ島嶼ニシテ公務上不便ナルヲ以、定年寄役ヲ置分轄セシメ来

リシ所柄ニ候処、維新後小区編制ノ都合ニ因リ、去ル明治七年中登立村へ合併致候儀ニテ、人情土風モ自ラ殊別スルノミナラス、現今ノ役場迄ハ海路凡壹里廿町隔絶シ、風波ノ砌ハ往復意ノ如クナラス、諸居等不便ハ勿論本庁・郡役所へ諸願等ニ付出張ノ際、戸長奥書ヲ要スル場合ニ於テモ路程迂曲ニ有之、公務上百般不便ヨリ一ノ戸長役場ヲ相設ケ、公務弁理致シ度素志ヲ以、今般分村相願候儀ニ有之、尤更ニ戸長役場相設候得ハ、該役場ニ関スル協議費等ハ是迄ヨリ聊支出増額ニモ昂リ可申候得共、公務上ニ付人民役場へ往復ノ便ヲ得、随テ其費用モ減省可致、其増減比較ヲ推考スルニ多少相減シ、人民便益ニ可有之、且地形・水理等ハ島嶼ニ付互相上毫モ関係ノ筋無之、將本村ハ元一村独立ニ候得ハ、該島分離候共何等障碍ノ筋無之見込候条、願ノ通分村許可相成可然致候

考候、此段副申候也

明治一四年四月一三日

天草郡長 持永義方

県は四月二五日第三三五号で「分村改称之儀伺」を提出し、内務省から五月二六日付けで聞届指令が出たので、六月一日甲第八三号で天草郡登立村より維和村分村独立の旨を管内へ布達したという順序である。

明治一五年の分合改称 この年には熊本区の瓶屋町が消失しただけである。三月三日に新三丁目列戸長から「瓶屋町之儀ハ道路更正之際下職人町へ合併ニ相成候」と届出たがこれは許されない。三月二八日改めて「町村合併願」を出したが、これによると瓶屋町は一三戸の町であったが一〇年の役で家屋焼失した後道路になり、人家は全部下職人町に移り町がなくなつたのでと述べている。県は四月四日「町名取消之儀伺」を提出し、四月二四日（内務卿山田顕義）聞届けられ、五月八日第三三六号で区役所に達せられた。

明治一七年の分合改称願 明治一七年五月二七日に葦北部の久多良木村から文字を「百済来」に改めたいとの願が出された。その理由として「百済来之文字ニテ藩政帳簿之如キハ悉ク右文字ニテ記シ有之、全ク百済来之候処、維新之際前頭之通誤届出候外無之」と述べ、さらにその名の由来として「往昔敏達帝之御宇葦北之造達率日羅ト申者、百済国之將ニ遣シ有之、任期満帰国之節該地ヨリ仏像ヲ持帰当村エ存置有之、則今ノ地藏堂是ナリ、依之百済来ト号称来候」と記している。しかし県では「更正セサルモ敢テ差支候廉モ無之」として六月六日「難聞届」と指令した。

また同一七年六月二四日球磨郡一武村の中原村から、上村への組替願が出された。それによると明治七年地租改正の際一武村へ組替えられたが小学校が遠い上に谷川が危険で通学がさせられないので、去る一四年に郡書記・戸長・人民惣代立会の上境界を定めて区域変更を出願したところ一武村の方から異議申立があつて願書を取下げた。しかしどう

にも不便なので、今回双方人民協議の上円満に解決したので区域変更を願いたいというものである。これについて六月三〇日付の中山政説郡長の具申を見ると

小学校ノ如キハ少シク道路遠近ノ差モ有之、一・二ノ谿流有之候得共、生徒ノ通学ニ指シタル支障無之義ト思考致シタルニ付、精々及説諭候得共何分旧来ノ居村ニ復帰致シ度情状難止趣ニテ、是非願書進達致シ度旨申出候条、致進達候と渋々提出した事情をのべ、さらにこれを許すと、一武村から木上村へ編入された所も復帰を願出るであらうし、二・三村に止まらず全部に及ぶであらうと述べて、最後に

右等ノ事情御斟酌可然御詮義有之度、此段副書ヲ以テ具申候也
と結んでいる。県はこの事情を審査して、「小学校生徒通学ノ不便利云々一点ニシテ他ニ難止事情不相見、且郡長具申ノ趣モ有之、専ラ下民ノ因襲ヨリ出タルモノト相考候ニ付」と結論し、七月七日「書面願之趣難及詮議候事」と指令して許可しなかった。

同一七年九月一日付で阿蘇郡一関村の内元下積村が分村願を提出した。事情をくたくたく述べているので要約すると、明治八年地租改正の時下市村・下積村合併一関村と改正の後明治一二年の原野秣場慣行調査書も、一三年の慣行請持反別調帳簿も共に下市村側の改正委員が書いて提出していた。明治一四年一〇月になって県官大鳥居某が高森町で原野秣場等は原由慣行に基づいて処理すべしとの説明があったので、この年一〇月九日秣場伐採について下市村と合体したところ、その後下市村の乱暴狼籍が絶えない。旧両村は入交りなく、催合の事柄もないので昔にもどしてほしいということであった。この願について郡長小橋元雄の副申を見ると、「右ハ元来原野秣場紛紜ヨリ差発シ候事件ニテ、別ニ不得止事実モ無之ニ付、到底詮議可相成筋ニ無之旨ヲ以テ、再応却下致シ、戸長ヲシテ懇篤説諭為致候得共、人民ヨリハ惣代へ逼り彼は不服申立候由ニテ、肯服不致趣戸長ヨリ申出候ニ付、一応致進達候条、可然御詮議相成度候也」とあり、仕方なく提出したものであることがわかる。県は

一〇月八日附で「難聞届」と指令した。

明治一九年の改称願 一九年五月一八日阿蘇郡一関村はその文字を「一碩村」に改めたいと申出で、地租改正当時一碩村と改めたのが一関と誤られたものであると説明した。郡長も七月六日の副申に諸帳簿類総て一碩村とあるので許可されても不都合はないと記したが、県で審案の結果「最早数年ヲ経過シ、其筋御稟議等モ不都合ニテ、殊ニ村名文字等屢々変更スヘカラサル儀ハ勿論ニテ、漸次台帳等訂正候ハ、何等差支モ有之間敷」と結論し、「書面願之趣難聞届」と指示したのは八月六日のことであった。

五、人民総代

人民総代撰挙法及総代人心得の全面改定 人民総代選挙法は明治九年一二月に県乙第一四七号で制定公布され町村総代二名宛を選定するものであったが、郡区町村編制法の施行に伴い改正の必要が生じてきた。そこで一二年二月一三日県は甲第六〇号で全文改正を布達した。

撰挙人之事

- 第一条 人民総代ノ撰挙ヲ得ヘキ者ハ、満二十歳 撰挙人ノ年令ハ撰挙会ノ前月迄ヲ通算ス 以上ノ男
- 子ニシテ、其町村内ニ本籍ヲ定メ不動産 家屋敷及田畑等ヲ云フ 所有ノ者ニ限ルヘシ
- 第二条 他ノ町村及他管内ノ者ト雖トモ、全戸寄留ニテ前条ニ適フ者ハ亦選挙スル事ヲ得ヘシ
- 第三条 撰挙会期日及投票順序等ノ心得ハ其郡区長ノ見込ヲ以テ達ニ及フヘシ 撰挙組合区分ノ事
- 第一条 人民総代ハ各町村内凡三拾戸内外ニ一員ヲ置クモノトス、故ニ其三拾戸内外ヲ以テ一組トナシ、其組中ヨリ公撰スベシ
- 第二条 戸長所轄内ノ町村総代中ヨリ一人若シクハ二人宛其郡区ノ総代ヲ撰ベシ

第三条 選挙会ハ戸長ヲ以テ会長トシ撰挙ノ事務ヲ取扱モノトス

被選総代ノ事

第一条 総代トナルヲ得ヘキ者ハ、満二十五歳以上、其選挙会ノ前月迄ヲ通算ス

テ、其町村内ニ本籍ヲ定メ満三年以上^同上住居シ不動産^{家屋敷地及}田畑等ヲ云限ルベシ

但左ノ三件ニ触ルル者ハ総代トナルヲ得ス

第一 風癪白痴ノ者

第二 官吏及準官吏

第三 身代限りノ処分ヲ受ケ、負債ノ弁償ヲ終ヘサル者

第二条 総代在勤中疾病或ハ事故アリテ欠員スルトキハ、更ニ其町村内ノ組合限り公選スヘシ

第三条 当選ノ総代ヨリハ左ノ委任書ヲ其部長ヘ差出シ置ク可シ（書式略）

総代心得

第一条 明治九年十月中第百三拾号公布ノ各郡区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則ヲ遵守スヘシ

第二条 前条公布ノ規則中各区内トアルハ将来各郡区内ト心得、亦正副区戸長トアルハ、将来各町村戸長ト心得ヘシ

第三条 各郡区域ハ町村内組合人民ノ共同事件ニ付、県庁及郡区役所ヘ対シ乞願請求スル事アルトキハ、各郡区又ハ毎町村人民ニ代リ其事情ヲ具シ、連署ノ上稟白スルモノトス

第四条 県庁及郡区役所ヨリ其部区内域ハ町村内人民一般ヘ対シ、協議又ハ尋問等ノ事アルトキハ、各其組合ニ代リ応答弁解ヲ主掌スルモノトス

第五条 国税・地方税ヲ除クノ外、各郡区内域ハ各町村組合、人民ノ協議費ヲ以テ支弁スヘキ事件ハ、總テ其組合ニ依テ協議スルモノトス

第六条 毎事各郡区町村又ハ組合一般ノ許諾保証ヲ要シ、或ハ検証立会等ノ際ハ連署調印シテ其責ニ任スルモノトス

第七条 人民ヨリ受任ノ事務ハ、各郡区又ハ毎町村人民ノ利害得失ニ関スルモノナレハ、能ク其事情ヲ考究熟慮シ、公平忠誠ヲ旨トシテ従事スルヲ要トス

総代人選挙法の改正 その後小部分の改正が相ついで行なわれた。ま
ず同年三月一日（甲七五号）「選挙人組合区分」の章第一条が改定され
た。

第一条 組合ハ各町村凡三十戸内外ヲ以テ一組トシ、毎組ニ総代各一人ヲ撰ム、
尤各町村内ニテ甲組ヨリ乙組中ノ者ヲ撰挙スルモ妨ナシトス

但当撰一人ニシテ数組ノ撰ニ当ルモノハ、其何レノ組ニ従事スル八本人
ノ望ニ任スヘシ

また四月二一日（甲一〇四号）被撰総代第一条の末尾に次の通り附加し
た。

（……限ルヘシ）
隠居子弟ノ類ハ、其戸主不動産ヲ有
スルトキハ被選総代ノ権ヲ有ス

さらに六月二六日、県は総代心得の章の全文を改正し、名称も「総代人
置方並心得」と改め甲第一五五号で管内に布達した。

総代人置方並心得

第一条 組合総代人ハ凡三拾戸内外ヲ以テ一組トナシ、毎組中協議ヲ以テ総代
一名ヲ撰ム、尤甲組ヨリ乙組中ノ者ヲ撰挙スルモ妨ケナシトス

第二条 当選ノ総代人ハ其所轄戸長役場ヘ届出ヘシ

第三条 各組合人民ヨリ県庁・郡区役所等ヘ稟白セント欲スルトキハ、其人民
ニ代リテ戸長奥印ノ上申出ヘシ

第四条 組合中ニ係ル事件ニ付戸長等ヨリ尋問等ノ事アルトキハ、其組合ニ代
リ応答スルモノトス

第五条 組合人民許諾保証ヲ要シ、或ハ検証立会等ノ際ハ連署調印スルモノト
ス

第六条 組合人民一般ノ世話方ハ勿論互ニ親睦共和ヲ旨トシ、各自産業ニ従事
セシメ、且困難相救ノ通務ニ注意スルヲ要ス

（注）第六章に引用した資料は次の通りである。

・法令全書（熊本官林局図書館）

- ・地方制度関係法令沿革史第一卷（自治庁発行）
- ・地方税制度資料第一卷（自治庁発行）
- ・熊本県政紀事（県立図書館）
- ・熊本新聞（熊本城頭彰会・熊本市立博物館）
- ・郡区町村分合改称（県立図書館）
- ・紫溟新報（熊本城頭彰会・熊本市立博物館）